

令和2年第1回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和2年第1回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第 1 号 （3月10日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	5
○議会事務局職員	6
○臨時議長の紹介	7
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○仮議席の指定	8
○議長選挙	8
○新議長挨拶	14
○議事日程の報告	14
○議席の指定	15
○会議録署名議員の指名	15
○会期の決定	15
○副議長選挙	15
○新副議長挨拶	19
○常任委員会委員の選任について	20
○各常任委員会正副委員長の互選結果報告	21
○議会運営委員会委員の選任について	21
○議会運営委員会正副委員長の互選結果報告	22
○大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について	22
○茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙について	23
○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について	23
○散会の宣告	24

第 2 号 （3月11日）

○議事日程	2 5
○本日の会議に付した事件	2 6
○出席議員	2 6
○欠席議員	2 6
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者	2 6
○議会事務局職員	2 7
○黙禱	2 8
○開議の宣告	2 8
○諸般の報告	2 8
○施政方針説明	2 8
○報告第 1 号～議案第 2 8 号の一括上程、説明	4 1
○散会の宣告	4 7

第 3 号 (3月13日)

○議事日程	4 9
○本日の会議に付した事件	4 9
○出席議員	4 9
○欠席議員	4 9
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者	4 9
○議会事務局職員	4 9
○開議の宣告	5 1
○諸般の報告	5 1
○一般質問	5 1

9 番 花 島 進 君

東海第 2 原発の再稼働問題について	5 2
新型コロナウイルス問題への備えについて	5 4
救急車の到達時間と生活道路の整備状況などについて	6 0
国民健康保険について	6 3
ひまわりバスの廃止について	6 4
市の職員の新規採用と継続雇用などについて	6 5

1 番 原 田 陽 子 君

新型コロナウイルス感染対策のための一斉臨時休校について	6 7
自然災害への備えについて	7 0

1 2 番 古 川 洋 一 君

障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて	7 4
------------------------	-----

学校教育の向上について……………	7 9
2 番 小 泉 周 司 君	
スポーツクラブとの連携について……………	8 4
かわまちづくり事業（河川敷グラウンド整備）について……………	9 1
1 0 番 寺 門 厚 君	
新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について……………	9 9
令和 2 年度予算について……………	1 0 6
コミュニティの在り方について……………	1 1 0
通学路の安全対策について……………	1 1 5
○散会の宣告……………	1 1 8

第 4 号 （3月16日）

○議事日程……………	1 1 9
○本日の会議に付した事件……………	1 2 0
○出席議員……………	1 2 0
○欠席議員……………	1 2 0
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 2 0
○議会事務局職員……………	1 2 1
○開議の宣告……………	1 2 2
○諸般の報告……………	1 2 2
○一般質問……………	1 2 2

6 番 關 守 君

イノシシ駆除について……………	1 2 3
那珂川氾濫復旧工事と県道のかさ上げについて……………	1 2 8
多目的グラウンド（かわまちづくり）の運用方法について……………	1 3 1

1 5 番 武 藤 博 光 君

東海第 2 原発の再稼働の是非について……………	1 3 3
新型コロナウイルスの市の対策について……………	1 3 9
市内街灯の維持費を市負担へ……………	1 4 4

7 番 大和田 和 男 君

新型コロナウイルスに関する感染症対策について……………	1 4 7
市内各地域の住環境整備について……………	1 5 4

8 番 富 山 豪 君

人口減少対策について……………	1 6 4
瓜連地区の活性化対策……………	1 6 8

総合計画の見直しについて	171
○議案等の質疑	172
○議案等の委員会付託	172
○請願・陳情の委員会付託	172
○散会の宣告	173

第 5 号 (3月27日)

○議事日程	175
○本日の会議に付した事件	176
○出席議員	176
○欠席議員	176
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	176
○議会事務局職員	177
○開議の宣告	178
○諸般の報告	178
○議案第1号～議案第28号及び陳情第1号の各委員会審査報告、質疑、討論、 採決	178
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	183
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	183
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	187
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	191
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	193
○委員会の閉会中の継続調査申出について	193
○閉会の宣告	194
○署名議員	197

那珂市告示第 10 号

令和 2 年第 1 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 2 年 3 月 3 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 2 年 3 月 10 日（火）

2. 場 所 那珂市議会議場

令和2年第1回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘 要
第1日	3月10日	火	午前10時	本会議	◎ 臨時議長 1. 開 会 2. 仮議席の指定 3. 議長の選挙 ◎ 新議長 1. 議席の指定 2. 会議録署名議員の指名 3. 会期の決定 4. 副議長の選挙 5. 常任委員会委員の選任 6. 常任委員会正副委員長の互選 7. 議会運営委員会委員の選任 8. 議会運営委員会正副委員長の互選 9. 一部事務組合議会議員の選挙 10. 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙
第2日	3月11日	水	午前10時	本会議	1. 市長の施政方針 2. 議案等の上程・説明
第3日	3月12日	木		休 会	(議事整理)
第4日	3月13日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問
第5日	3月14日	土		休 会	
第6日	3月15日	日		休 会	
第7日	3月16日	月	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第8日	3月17日	火		休 会	(議事整理)
第9日	3月18日	水	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第10日	3月19日	木	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第11日	3月20日	金		休 会	
第12日	3月21日	土		休 会	
第13日	3月22日	日		休 会	

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 4 日	3 月 2 3 日	月	午前 1 0 時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第 1 5 日	3 月 2 4 日	火	午前 1 0 時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第 1 6 日	3 月 2 5 日	水		休 会	(議事整理)
第 1 7 日	3 月 2 6 日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前 1 0 時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後 5 時まで)
第 1 8 日	3 月 2 7 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	福 田 耕四郎 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	1 0 番	寺 門 厚 君
1 1 番	木 野 広 宣 君	1 2 番	古 川 洋 一 君
1 3 番	萩 谷 俊 行 君	1 4 番	勝 村 晃 夫 君
1 5 番	武 藤 博 光 君	1 6 番	笹 島 猛 君
1 7 番	君 嶋 寿 男 君		

不応招議員（なし）

令和2年第1回定例会

那珂市議会会議録

第1号（3月10日）

令和2年第1回那珂市議会定例会

議事日程（第1号）その1

令和2年3月10日（火曜日）

- 日程第 1 仮議席の指定
日程第 2 選挙第1号 議長の選挙
-

議事日程（第1号）その2

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙
日程第 5 選任第1号 常任委員会委員の選任について
日程第 6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
日程第 7 選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について
日程第 8 選挙第4号 茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙について
日程第 9 選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	福 田 耕四郎 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	武 藤 博 光 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	君 嶋 寿 男 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市	長	先	崎	光	君	副	市	長	宮	本	俊	美	君
教	育	長	大	縄	久	雄	君						

議会事務局職員

事	務	局	長	寺	山	修	一	君	事	務	局	次	長	飛	田	良	則	君
次	長	補	佐	横	山	明	子	君	次	長	補	佐	小	田	部	信	人	君
(	総	括	)															
書			記	小	泉		隼	君										

◎臨時議長の紹介

○事務局長（寺山修一君） 本定例会につきましては、一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日出席議員の中で、福田耕四郎議員が年長の議員でありますので、ご紹介を申し上げます。

福田議員、議長席にお着き願います。

〔年長議員 福田耕四郎君 議長席に着く〕

○臨時議長（福田耕四郎君） ただいまご紹介をいただきました福田耕四郎でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務をいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会 午前10時20分

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（福田耕四郎君） ただいまから令和2年第1回那珂市議会定例会を開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○臨時議長（福田耕四郎君） ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、市長、副市長、教育長の出席を求めています。

職務のため議会事務局職員が出席をしております。

閉会中の議長職務執行報告書を別紙のとおりお手元に配付をしております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出をされておりますので、ご報告をいたします。

監査委員から、令和元年12月、令和2年1月、2月の定例現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

◎仮議席の指定

○臨時議長（福田耕四郎君） 日程第１、仮議席の指定を行います。

議事の進行上、仮議席は、お手元に配付の仮議席表のとおり指定をいたします。

◎議長選挙

○臨時議長（福田耕四郎君） ここで、議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第14条の規定により議長選挙に先立ち、議長職志願者の所信表明を行います。

議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。

議長職を志願する議員は挙手願います。

古川洋一議員、武藤博光議員、笹島 猛議員。

それでは、お諮りをいたします。志願者の発言の順番をくじにより決定をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○臨時議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、志願者の発言の順番をくじにより決定をいたします。

それでは、ただいま挙手された議員は演壇の前にお進みを願います。

〔志願者 演壇の前に並ぶ〕

○臨時議長（福田耕四郎君） それでは、これより発言の順位を決めるくじをお引き願いたいと思います。なお、くじを引く順番は、仮議席番号の若い議員からお願いをいたします。

〔くじを引く〕

○臨時議長（福田耕四郎君） それでは、発言の順位が決まりましたので、事務局長から報告をさせます。

○事務局長（寺山修一君） ご報告申し上げます。

発言の順位は１番、武藤博光議員、２番、笹島 猛議員、３番、古川洋一議員。

以上、報告いたします。

○臨時議長（福田耕四郎君） 続きまして、これより志願者の発言を許します。

なお、申合せにより発言時間は５分以内といたします。

まず最初に１番、武藤博光議員、登壇を願います。武藤博光議員。

〔１５番 武藤博光君 登壇〕

○15番（武藤博光君） ただいまより、立候補のご挨拶をさせていただきたいと思います。

親愛なる議員の先輩、そしてまた先生方の皆様、このたびの市議会の議員の選挙におきましてめでたく選良として当選されましたことをまずもって、おめでたく思っております。

私の議会の運営に当たり、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

私の座右の銘は報恩、感謝でございます。議員の皆様方の人格を尊重いたし、そしてまた敬意を表しながら議会のルールと秩序を守って動きたいと思っております。

私は今までの議員生活におきまして、住民の要望を一般質問等で執行部に提言し、それを執行部において予算化、それが議案として議会に送ってこられるわけでございます。その過程におきまして、担当職員の方々と丁寧に協議をしながら時間をかけて実現をしまいった所存でございます。例えば、額田城、市立図書館、小学校に隣接する学童の設置、そしてまた、今年度予算化されました学校の洋式トイレ等でございます。

私の場合、議会におきまして執行部には無理難題な提言、要望などは行っておりません。車の両輪のごとくお互いの信頼関係を重視し、丁寧に説明をして、そしてまたその厚意に感謝をしながら行っておりましました。その結果、議会や委員会が目立ったパフォーマンス等はありませんでしたけれども、地道な活動をしてきたことは経緯でございます。

今回の市議会の選挙における47.47%という低い投票率、これはある意味で議会の権威の失墜でもありますし、魅力ない議会を市民に印象づける結果ともなりかねません。これらの事案を解消するためにも、もう一度議会制民主主義の原点に立ち返り、議員の先生の皆様が選ばれた責務、職責を果たすことを強く自覚するとともに、議会の権威の回復を強く願うべく、立候補の決意をいたしました次第でございます。

地方自治法第103条の議長の項目を遵守し、リーダーシップを保ちながら開かれた議会の確立と住民本位の議会を行うべく、この席に立っておる次第でございます。

どうぞ議員の先生方の皆様、この議長選におきまして私、武藤博光は皆様と共に一緒になって議会運営を行う所存でございますので、どうか温かいご支援をお願い申し上げまして、この場からの挨拶と代えさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○臨時議長（福田耕四郎君） 続きまして、笹島 猛議員、登壇を願います。笹島議員。

〔16番 笹島 猛君 登壇〕

○16番（笹島 猛君） それでは、私の所信表明を行いたいと思います。

まず、ここ数か月、新型コロナウイルスの問題で多大な影響を受けました小・中・高の皆さん、一般生活や事業活動に影響出ている市民の皆さん、さらにそれに対応されている職員の皆さんにお見舞い申し上げます。

さて、先月行われました那珂市議会議員選挙ですが、全体の投票率が50%を割り込み、過去最低の投票率となりました。これは単に議会への無関心、市民の政治離れとかで片づけるわけにはいきません。我々が歩んできた議会改革や市民の政治活動という課題が、市民の皆さんにはまだまだ浸透していないということ、そして、これから議会に対する期待値が上が

っていつてないということは、私たちはもう一度心に留めなければなりません。これまでの改革や歩みだけでは、もう市民の理解は得られないというところまでできてしまっているのです。

そこで、私は今やるべき4つの具体的な提案をいたします。

まずは、議会の見える化です。那珂市議会の傍聴席は音声聞きづらい、議員の顔が見えないということがよく言われております。これを解決するために傍聴モニターを設置いたします。

次に提案するのは、議会からの発信です。議員と語ろう会を事務局主導ではなく、委員会主体で行うことはもちろんですが、私は市民進行役制度を導入したいと考えております。議員と市民の討議の進行役を議員ではない第三者にお願いし、議員と市民が同じ目線で質疑応答ができるような方式に変えていきたいと考えております。議会だよりはさらに改革を進め、個人個々のパーソナリティが反映されるような形にしたいと考えております。

3つ目の提案は、議員間の討論の活性化です。現在、本会議の前には執行部による議案説明があります。ですが、執行部への質問はそのときはできませんので、それで終わってしまっております。議員の本来の仕事はそこからで、そこを踏まえて議案に対する準備が必要ではないでしょうか。これはどこの委員会に付託されるか、担当委員会以外は無関心ではなく、議員一人一人の理解を深めることが必要です。そのためにグループに分けて下議論をして、その議案を多方面から見詰め直して委員会、本会議に臨みたいと考えております。

そして最後の4つ目は、地方分権が進められている今日、地方のことは地方で決めることが前提となり、市の予算や条例、その他の主要な事業など市長の政策提案について議決や同意などの意思決定する議会には重要な役割を担っております。そのために議員として求められている役割を認識し、市議会全体の資質向上を図り、今後市政に対して適確に議会が関与できる状況を整えるために、まず財政健全化とは何だろうということをテーマに、予算のつくり方、優先順位、収支、支出バランスの全体像、社会保障費、借金、財政の将来の見通しなど財政の仕組みなどについて研修を行いたいと思います。

次に、議員の権限の問題と政策、主張の正当性の問題を解決するために、一般質問の重要性が注目されております。質問力を上げる具体的な手法や質問力を上げることで、どのような議会の政策支援として生かしていけるかなど、議員研修を行いたいと思います。今後は、議会として政治塾などのような議員養成をする仕組みをつくり、若手を育てることが必要ではないかと思います。基礎知識の不足を補うには、那珂市議会でも会派や勉強会なども結成し、相互研鑽の場をつくるべきではないかと思います。

今、議員は17名となり一人一人の発言の重み、存在の重みが増してきました。議員一人一人が今のままでいいわけありません。議員のスキルアップができる環境をつくるのも、議長の重要な役割です。これらの実現のためには皆様のご協力が必要ですので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○臨時議長（福田耕四郎君） 続いて古川議員、登壇願います。古川議員。

〔１２番 古川洋一君 登壇〕

○１２番（古川洋一君） このたびの議長選挙に立候補いたします古川洋一でございます。立候補に当たり、私の所信を述べさせていただきます。

今回の議長選挙についてですが、市民の皆様にとっても大きな関心事のようであります。先日の市議選の最中でさえ、多くの方から、次の議長は誰がやるのと聞かれました。誰がやるのかによってこれからの議会が、そして那珂市がどうなっていくのか、大体見えてくるよねというような言葉が大変気になりました。そのような意味では、誰が議長になるのかもそうですが、私はそれ以前に議員各位が誰を議長に推すのか、それによってこれからの議会を、那珂市をどうしたいのか、お一人お一人の考えが分かってしまう選挙だだと思いますし、市民の皆様にもそれをお示しすることになります。

では、そういう自分は誰を推すのかと考えたとき、理由はいろいろございますが、自分自身を推すという結論に至りました。これまでの反省を踏まえて、これからの議会の方向性を考えますと、どうしてもやりたいこと、いや、やらなければいけないことが分かったのであります。それは、これまで長年にわたり、議会全体でこつこつと取り組んできた議会改革を加速したいということであります。昨年から検討に入りました議会におけるＩＣＴ化はもちろんのこと、本会議での常任委員会による代表質問や市民を巻き込んだサポーター制度の導入をしたいと考えておりますが、実は私には、それよりも大事なことがあると思っています。それは議論の活発化であります。私は常々、全ては人だと申し上げておりますが、ＩＣＴ化で機器を導入しても、また様々な制度を導入しても、やはり議員という人が変わらなければ本当の意味の議会改革にはならないと思っておりますし、多くの市民が望んでいるのもそこだと思います。

では、お時間の関係上一つだけ具体的に申しますと、例えば、これまで常任委員会に付託された議案に関しましては最終日に委員長報告があり、それに対する質疑、そして討論、採決となるわけですが、質疑については、どのような意見が出たのか、出なかったのかという確認しかできません。討論についても事前の通告制ですから、どなたかの討論に対してそのときに何か物を申したくなくても許されません。採決についても、誰が賛成し、反対したかは分かりますが、なぜ賛成なのか、または反対なのか討論を行った方以外は分かりません。考えは人それぞれであります。総論賛成、各論反対という言葉もございますが、反対に近い賛成や逆に賛成に近い反対もございます。それを賛成したとか、反対したというだけで人に批判されたり、自分で言い訳をしたり、考えを述べずに賛成、反対するだけなら子供でもできます。

我々は市民の代弁者なので、本来は賛成、反対を問わず全員が討論、つまり自分の考えを表明することが議員としてあるべき姿だと思います。しかしながら、現実には他の委員

会での議論の内容も分からない状況で、事前に通告して討論を行うのは難しいのではないのでしょうか。採決での判断もしかりです。

そこで私の提案ですが、現状では委員会付託議案について委員長報告の前に審議はしないということになっておりますが、賛成、反対をはっきりさせるためでなく、自分の考えを表明すると同時に人の考えを聞く、そのような、あくまでも審議ではなく議員間討議という議論の場をつくるという目的で、賛否が分かれそうな案件、議案については最終日前日の全員協議会で全員の考えをお聞きするのがよいと思います。そうすることで、そういう考え方もあるのだなということに気づくこともあるでしょうし、自分の賛否の判断がしやすくなると思います。そして最終日の討論、採決につなげるという流れであります。

それは、委員会中心の主義に反するのではというご意見もあろうかと思いますが、委員会内の五、六人という少数人数で本当に議論が尽くせるのかというと、それにも限界があると思います。委員会での結論が覆されることがあるというのは、そういうことだと思いますし、だからといって委員長が恥じる必要もないと思います。このように議論をするのが議員であることから、まずは最重要事項として取り組みたいと思います。

何度も申し上げますが、全ては人です。議員が変わらなければ議会は、那珂市は変わらないのです。市民からの信頼を取り戻すために、前進あるのみであります。よろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○臨時議長（福田耕四郎君） 以上で、議長職志願者の発言が終了をいたしました。

ここで議員各位に申し上げます。

ただいま行いました議長職志願者の所信表明は地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではございません。したがって、所信表明の有無にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となることをご承知願いたいと思います。

日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（福田耕四郎君） 事務局は投票の準備をお願いをいたします。

ただいまの出席議員は17名であります。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、12番、寺門 厚議員、13番、花島 進議員、14番、原田陽子議員、以上3名を指名をいたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。氏名を記載願います。氏または名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは、事務局に投票用紙を配らせてます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（福田耕四郎君） 投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○臨時議長（福田耕四郎君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人は前に出て投票箱の点検をお願いをいたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（福田耕四郎君） ただいま、点検を終了し、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

○事務局長（寺山修一君） それでは読み上げます。

1 番	笹 島	猛 議員	2 番	君 嶋	寿 男 議員
3 番	關	守 議員	4 番	小 池	正 夫 議員
5 番	古 川	洋 一 議員	6 番	石 川	義 光 議員
7 番	小 泉	周 司 議員	8 番	勝 村	晃 夫 議員
9 番	福 田	耕四郎 議員	1 0 番	萩 谷	俊 行 議員
1 1 番	木 野	広 宣 議員	1 2 番	寺 門	厚 議員
1 3 番	花 島	進 議員	1 4 番	原 田	陽 子 議員
1 5 番	富 山	豪 議員	1 6 番	武 藤	博 光 議員
1 7 番	大和田	和 男 議員			

○臨時議長（福田耕四郎君） 投票漏れはございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○臨時議長（福田耕四郎君） なしと認めます。

投票を終了をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（福田耕四郎君） 開票を行います。

立会人、12番、寺門 厚議員、13番、花島 進議員、14番、原田陽子議員、開票の立会
いをお願いをいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（福田耕四郎君） それでは、選挙の結果を報告をいたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 1 7 票

有効投票中

福 田 耕四郎 議員	9 票
古 川 洋 一 議員	5 票
笹 島 猛 議員	2 票
武 藤 博 光 議員	1 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、福田耕四郎議員が議長に当選をいたしましたので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎新議長挨拶

○議長（福田耕四郎君） それでは本席より当選の受諾と就任のご挨拶を申し上げます。

それでは、ただいま選挙の結果によりまして当選を果たしました福田耕四郎でございます。全く予測していなかったこの結果に対し、身の引き締まる思いでございます。

これからは議員各位はじめ、議会事務局、さらには市長はじめ執行部の皆様のご協力を賜りながら新たな議会改革、さらには透明性のある議会を目指して頑張りたいと、こういう思いでございます。

さらに、市民の福祉の向上、各地域の議会に対する要望等、改めて議会に対し、皆さんと共に各地域の発展はもとより、那珂市の発展に頑張っている所存でございます。どうぞ今後ともご協力に対し心からお願いを申し上げまして、就任のご挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、暫時休憩をいたします。この後、全員協議会を開催いたしますので全員協議会室に11時15分、開会といたします。よろしくをお願いいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時40分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎議事日程の報告

○議長（福田耕四郎君） 議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

◎議席の指定

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席表のとおりで指定をいたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、原田陽子議員、2番、小泉周司議員を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から3月27日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月27日までの18日間と決定をいたします。

◎副議長選挙

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、副議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第14条の規定により、副議長選挙に先立ち、副議長職志願者の所信表明を行います。

副議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。

副議長職を志願する議員は、挙手願います。

木野広宣議員、勝村晃夫議員。

志願者が複数でございますので、お諮りをいたします。

志願者の発言の順番をくじにより決定したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、志願者の発言の順番をくじにより決定をいたします。

それでは、ただいま挙手された議員は演壇の前にお進みを願います。

〔志願者 演壇の前に並ぶ〕

○議長（福田耕四郎君） これより発言の順位を決めるくじをお引き願います。引いてください。

〔くじを引く〕

○議長（福田耕四郎君） 発言の順位が決まりましたので、事務局長から報告をいたします。

○事務局長（寺山修一君） それでは、報告申し上げます。

発言の順位は1番目、木野広宣議員、2番目、勝村晃夫議員。

以上、報告いたします。

○議長（福田耕四郎君） ただいまの事務局長の報告のとおり、これより志願者の発言を許します。

なお、発言時間は申合せにより5分以内でございます。

1番、木野議員。登壇を願います。木野議員。

〔11番 木野広宣君 登壇〕

○11番（木野広宣君） このたび、副議長選挙に立候補させていただきます木野広宣でございます。令和の新時代を迎え、心新たに市政発展のために所信表明をさせていただきます。

本市も議会改革が進められておりますが、議会改革は不断の取組が必要であると思います。そして、地方議会における議決権は、一つ一つが具体的で住民と結びついていることから、執行部からの議案を審議する場でもありますが、有権者から選ばれた議会として慎重に審議しなければならないと思います。二元代表制の下では、首長と議員がお互いに均衡抑制をもって議会を活性化すべきであります。そして、さらなる議会改革や議員の能力、資質の向上に努めるべきだと思っております。

本市の現状と課題、急がなければならない施策や将来を見据えた施策等を提案し、実行に移させるようにしなければならないことから、市民本位の視点に立ち、車の両輪とも言われる首長と議会において、常に緊張感を持って市民に対して責任ある議会と考えております。

最後になりますが、議会運営に当たりまして議長を常に補佐し、また議長と一体となって各議員の皆様との意思疎通、対話、議論をしっかりと行いながら、円滑な議会運営を全力を尽くしていくことを申し上げます。

そして、今までの8年間、私の行動を知っている方はお分かりになると思いますが、議会のために、また市民のために一生懸命頑張っております。そのためにも、このたび立候補

をさせていただきました。議員の皆様方よりご支援を賜りますよう心からお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、勝村議員、登壇を願います。勝村議員。

〔14番 勝村晃夫君 登壇〕

○14番（勝村晃夫君） 勝村晃夫でございます。

まず、このたびの一連の新型コロナウイルスにより多大な影響を受けた方々にお見舞いを申し上げます。

さて、今回副議長選挙に立候補表明をさせていただくに当たり、私の考えを少し述べさせていただきます。

今、那珂市は他市に漏れず数多くの問題を抱えております。人口減少問題、交通弱者問題、インフラの問題、商工業者の先の見えない不安、東海第二原発の再稼働問題等、様々な事案に我々市議会は、市民の代表として真摯に向き合っていかなければなりません。

こういった状況の中、議長を補佐し、議員全員の意見に耳を傾け、扇の要となるのが副議長の役割だと私は考えております。期数が2期以下の議員が4割を占めるこの議会の中で、今それをやることが私の使命だと強く感じております。みんなと協力してやっていく、これが私の信条です。

そしてもう1点、議員同士で勉強会をしたい。会派でもいいでしょう。党派を超えて議員の資質向上のため、勉強会のグループをつくり、今我々は何をやるべきか、個々の課題について、また個人間の課題について話し合い、勉強会をしたいと思っております。

この思いで私が長年お世話になったこの那珂市、那珂市議会への最後のご奉公のつもりで今回は立候補させていただきました。皆様のご理解とご支援をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、副議長職志願者の発言が終了をいたしました。

ここで、議員各位に申し上げます。ただいま行いました副議長職志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではございません。したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となります。ご承知おきを願います。

日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により投票により行います。

ここで、議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

○議長（福田耕四郎君） 事務局は選挙の準備をお願いをいたします。

ただいまの出席議員は17名であります。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、原田陽子議員、9番、花島 進議員、

10番、寺門 厚議員、以上3名を指名をいたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。氏名を記載願います。氏または名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは、事務局に投票用紙を配らせてます。

〔投票用紙配付〕

○議長（福田耕四郎君） 投票用紙の漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人、前に出て投票箱の点検をお願いをいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（福田耕四郎君） ただいま、点検を終了し、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長。議席番号と氏名をお呼び申し上げますので、順次投票を願います。

○事務局長（寺山修一君） それでは申し上げます。

1 番	原 田 陽 子 議員	2 番	小 泉 周 司 議員
3 番	小 池 正 夫 議員	4 番	福 田 耕四郎 議員
5 番	石 川 義 光 議員	6 番	關 守 議員
7 番	大和田 和 男 議員	8 番	富 山 豪 議員
9 番	花 島 進 議員	10 番	寺 門 厚 議員
11 番	木 野 広 宣 議員	12 番	古 川 洋 一 議員
13 番	萩 谷 俊 行 議員	14 番	勝 村 晃 夫 議員
15 番	武 藤 博 光 議員	16 番	笹 島 猛 議員
17 番	君 嶋 寿 男 議員		

○議長（福田耕四郎君） 投票漏れはございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（福田耕四郎君） 開票を行います。

立会人、1番、原田陽子議員、9番、花島 進議員、10番、寺門 厚議員、開票の立会いをお願いをいたします。

〔開 票〕

○議長（福田耕四郎君） それでは、選挙の結果を報告をいたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 17 票

有効投票中

木 野 広 宣 議員 10 票

寺 門 厚 議員 5 票

勝 村 晃 夫 議員 2 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、木野広宣議員が副議長に当選をいたしました。

ただいま副議長に当選されました木野広宣議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎新副議長挨拶

○議長（福田耕四郎君） ここで当選されました木野広宣議員の当選承諾とご挨拶をお願いをいたします。

木野広宣議員、登壇願います。木野議員。

〔副議長 木野広宣君 登壇〕

○副議長（木野広宣君） 本日は皆様のお力をいただきまして、副議長の大任をいただきました。これから2年間、皆様には本当、議員の皆様には大変お世話になりますが、議長を補佐し、しっかりと議会運営に取り組んでまいりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

この後、全員協議会を開きますので議員においては13時までに全員協議会室にご参集を願います。以上です。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時55分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（福田耕四郎君） 日程第5、選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りをいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の常任委員会委員名簿のとおり指名をいたしたいと思います。

まず、総務生活常任委員会委員

小 泉 周 司 議員

笹 島 猛 議員

勝 村 晃 夫 議員

萩 谷 俊 行 議員

木 野 広 宣 議員

君 嶋 寿 男 議員

以上6名です。

続きまして、産業建設常任委員会委員

小 池 正 夫 議員

木 野 広 宣 議員

花 島 進 議員

大和田 和 男 議員

石 川 義 光 議員

福 田 耕四郎 議員

以上6名でございます。

続きまして、教育厚生常任委員会委員

原 田 陽 子 議員

古 川 洋 一 議員

寺 門 厚 議員

富 山 豪 議員

關 守 議員

武 藤 博 光 議員

以上6名でございます。

続きまして、原子力安全対策常任委員会委員

石 川 義 光 議員

笹 島 猛 議員

武 藤 博 光 議員

古 川 洋 一 議員

花 島 進 議員

君 嶋 寿 男 議員

以上6名でございます。

ただいま読み上げましたとおり、それぞれの常任委員会委員に指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定をいたします。

ただいま選任されました各常任委員会に、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定によりそれぞれの常任委員会にて委員長及び副委員長の互選をお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時57分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◎各常任委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（福田耕四郎君） 各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

総務生活常任委員会委員長に、勝村晃夫議員、副委員長に、小泉周司議員。

産業建設常任委員会委員長に、大和田和男議員、副委員長に、小池正夫議員。

教育厚生常任委員会委員長に、富山 豪議員、副委員長に、原田陽子議員。

原子力安全対策常任委員会委員長に、武藤博光議員、副委員長に花島 進議員が選出されました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（福田耕四郎君） 日程第6、選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りをいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の議会運営委員会委員名簿のとおり指名をしたいと思います。

議会運営委員会委員

勝 村 晃 夫 議員

大和田 和 男 議員

富 山 豪 議員

萩 谷 俊 行 議員

小 池 正 夫 議員

寺 門 厚 議員

以上の諸君を議会運営委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました議会運営委員会に、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定により委員長及び副委

員長の互選をお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 1時59分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（福田耕四郎君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

議会運営委員会委員長に、萩谷俊行議員、副委員長に富山 豪議員が選任をされました。

◎大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について

○議長（福田耕四郎君） 日程第7、選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、指名の方法については議長において指名することに決定をいたしました。

大宮地方環境整備組合議会議員に勝村晃夫議員、笹島 猛議員、君嶋寿男議員、木野広宣議員、福田耕四郎議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしました5名の議員を大宮地方環境整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました5名の議員が大宮地方環境整備組合議会議員に当選されました。

なお、当選されました5名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙について

○議長（福田耕四郎君） 日程第8、選挙第4号 茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、指名の方法については議長において指名することと決定をいたしました。

茨城北農業共済事務組合議会議員に、小池正夫議員、大和田和男議員、木野広宣議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を茨城北農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました3名の議員が茨城北農業共済事務組合議会議員に当選されました。

なお、当選されました3名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

○議長（福田耕四郎君） 日程第9、選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の

補欠選挙を行います。

選任する議員は1名であります。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、富山 豪議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

何かありますか。静粛に願ひます。

ただいま議長において指名いたしました富山 豪議員を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました富山 豪議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

なお、当選されました富山 豪議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、この後、議会運営委員会を開催し、その後全員協議会を開催いたします。

議会運営委員会は直ちに、第2委員会室で開催をいたします。全員協議会は、議運終了後、全員協議会室で開催をいたします。

以上、散会をいたします。

散会 午後 2時05分

令和2年第1回定例会

那珂市議会会議録

第2号（3月11日）

令和2年第1回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和2年3月11日（水曜日）

日程第 1 施策方針説明

日程第 2 報告第 1号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）

議案第 1号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2号 那珂市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3号 那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第 4号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

議案第 5号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 7号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 8号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第7号）

議案第10号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）

議案第11号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第12号 令和元年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）

議案第13号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）

議案第14号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）

議案第15号 令和元年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算

議案第17号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第18号 令和2年度那珂市公園墓地事業特別会計予算

議案第19号 令和2年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

議案第20号 令和2年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第21号 令和2年度那珂市水道事業会計予算
 議案第22号 令和2年度那珂市下水道事業会計予算
 議案第23号 公の施設の広域利用に関する協議について
 議案第24号 那珂市・瓜連町新市まちづくり計画の変更について
 議案第25号 市道路線の認定について
 議案第26号 市道路線の変更について
 議案第27号 市道路線の廃止について
 議案第28号 市有財産の処分について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	原 田 陽 子 君	2番	小 泉 周 司 君
3番	小 池 正 夫 君	4番	福 田 耕四郎 君
5番	石 川 義 光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和 男 君	8番	富 山 豪 君
9番	花 島 進 君	10番	寺 門 厚 君
11番	木 野 広 宣 君	12番	古 川 洋 一 君
13番	萩 谷 俊 行 君	14番	勝 村 晃 夫 君
15番	武 藤 博 光 君	16番	笹 島 猛 君
17番	君 嶋 寿 男 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	加 藤 裕 一 君	市民生活部長	桧 山 達 男 君
保健福祉部長	川 田 俊 昭 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	中 庭 康 史 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	山 田 三 雄 君
会 計 管 理 者	清 水 貴 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	渡 邊 莊 一 君

議会事務局職員

事務局 長	寺 山 修 一 君	次 長 補 佐 (総 括)	横 山 明 子 君
書 記	小 泉 隼 君		

開議 午前 10 時 00 分

◎黙禱

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

本会議前ですが、議場におられます皆さんにお願いをいたします。

本日、3月11日は、東日本大震災の発生から9年を迎えました。震災で犠牲となられた方々への哀悼の意をささげるため、黙禱をいたしたいと思います。ご協力をお願いいたします。

起立。黙禱。

〔黙禱〕

○議長（福田耕四郎君） やめ。ありがとうございました。

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名はお手元に配付してあります。別紙出席者名簿のとおりでございます。

職務のため、議会事務局より、事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

◎施政方針説明

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、市長から令和2年度施政方針について説明を願います。市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和2年第1回那珂市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様

のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

議員各位におかれましては、令和2年2月16日執行の市議会議員選挙におきまして、見事に当選を果たされましたことを心からお祝いを申し上げます。今後4年間の任期中、市民の代表として議会活動に精励され、本市発展と地域住民の福祉向上のため、ご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、新型コロナウイルスが世界規模で感染が拡大をいたしております。このような中、本市におきましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示されたことを受け、2月26日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。

市立の小・中学校、幼稚園などにおいては、3月2日より一斉臨時休校とし、さらに、市立図書館など市の施設においても、3月6日から利用中止の措置を取っております。

感染抑制のため、これからもスピード感を持って、様々な対策や対応を講じてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会におきましては、令和2年度当初予算についてご審議をいただくことになっております。議案等の説明に先立ち、さきの市政運営に臨む所信の一端を明らかにし、新年度に取り組む主要施策の概要等について述べさせていただきたいと存じます。

お手元の令和2年度施政方針をご覧ください。

令和2年度那珂市一般会計をはじめ、各特別会計、各事業会計の当初予算のご審議をお願いするに当たり、市政運営の基本方針と新年度における主要な施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年5月に「可能性への挑戦 ―那珂ビジョン―」を策定しました。3つの基本目標として、「活力ある担い手の『育成』」「住みよさを支える活力への『支援』」「活力ある未来への『投資』」を掲げ、活力あふれる那珂市を目指し、着実に推進してまいります。

また、地方創生の取り組みを具体的に進める「第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を来年度の早期に策定し、少子高齢化や人口減少など、時代の変化に的確に対応するとともに、豊かな自然環境や地理的優位性を活かしながら、産業振興等を通じた地域の活力づくりと本市が持つ「住みよさ」の更なる向上を図り、将来にわたって持続可能な地域の実現に取り組んでまいります。

特に令和2年度からは、元気な人材を活用する「地域おこし協力隊」を新たに導入し、静峰ふるさと公園で集客イベントを定期的に開催するなど、四季を通じて賑わいあふれる公園を目指す「パークビジネス活性化プロジェクト」や、地元農産物の需要拡大を図り、食と農の連携による地域の活性化を目指す「アグリビジネス活性化プロジェクト」をテーマに活動していただき、外部人材の客観的視点を取り入れるとともに、それに関わる地域住民との交流により、新たな人材の発掘や育成につなげ、地域の活性化を図ってまいります。

これらを推進するためにも、市役所が一丸となり、迅速に課題解決に取り組み、那珂市の発展のため今後も各種施策を展開してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてはご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

次に、令和2年度予算でございます。

今定例会に提出する令和2年度当初予算であります。これまで市が進めてきた施策や事業などの重要性、行政の継続性を尊重し編成いたしました。

それでは、当初予算の概要について申し上げます。

歳入では、根幹である市税については、景気の回復による個人所得の伸びなどによる個人住民税、家屋の新築などによる固定資産税の増収が見込まれております。

一方、歳出につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う扶助費の増や会計年度任用職員制度導入に伴う人件費の増、さらには、市道の改良・補修や市街化区域の都市計画事業などの社会基盤の整備、また、多くの公共施設等の老朽化による改修や補修などがあるため、必要性を踏まえた上で、徹底した経費の節減と事務事業の見直しを進め、財源の重点的かつ効率的な配分に努めた予算編成を行いました。さらに、私の理念とする地域活性化に向けた施策にも配分を行いました。

その結果、一般会計については、過去最高となる前年度比6.7%増の208億円、特別会計については、国民健康保険特別会計（事業勘定）が前年度比9.5%減の51億6,000万円、公園墓地事業特別会計が前年度比1.6%減の1,270万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）が前年度比2.1%増の47億円、後期高齢者医療特別会計が前年度比4.5%増の6億8,000万円となり、下水道事業特別会計、農業集落排水整備事業特別会計は、地方公営企業会計に移行することにより皆減となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比0.1%増の11億7,707万8,000円、収益的支出が前年度比2.6%増の11億2,721万9,000円、資本的収入が前年度比47.1%増の12億252万円、資本的支出が前年度比36.6%増の16億6,790万7,000円となりました。

また、下水道事業会計につきましては、従前の下水道事業特別会計及び農業集落排水整備事業特別会計を廃止し、令和2年度から新たに地方公営企業会計に移行することとし、収益的収入が20億1,491万7,000円、収益的支出が17億5,762万5,000円、資本的収入が11億7,906万9,000円、資本的支出が19億5,270万3,000円となりました。

次に、重点的に取り組む主要施策の概要につきまして、「第2次那珂市総合計画」に掲げる施策体系に沿って申し上げます。

第1章、みんなで進める住みよいまちづくり。

協働によるまちづくりの推進につきましては、自治会、地区まちづくり委員会及び市民活動団体が行っている活動を引き続き支援するとともに、地域活動への参加意識の形成を図るため、協働のまちづくり推進フォーラムにおいては、活発な地域活動の事例紹介などに

より啓発の機会を設けます。さらに、地域で活躍する人材の発掘や育成については、まちづくりリーダー養成講座の内容の充実を図るなど、人材育成につながる取り組みを進めてまいります。

また、「協まちカフェ」については、市民に対して、市民自治組織や市民活動団体の活動内容を紹介し、まちづくり活動に参加するきっかけを提供するとともに、市ホームページに設置した「市民自治組織情報掲示板」の活用により、広く市民に広報してまいります。

シティプロモーションの推進につきましては、昨年4月に設置したシティプロモーション推進室を中心に、本市の魅力である「住みよさ」を市内外に広め、市の知名度向上や交流人口の拡大、さらには移住・定住につなげていくため、「那珂市シティプロモーション行動計画」に掲げた各種施策を全庁的に取り組んでまいります。

さらに、市民が参画したシティプロモーションを展開するため、市が元気になる活動を心から応援してくれる市民や市外の人で組織する「いい那珂暮らし応援団」の活動をさらに充実させてまいります。また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による情報発信力を一層強化し、本市の更なる知名度アップと活力あるまちづくりを推進してまいります。

移住・定住促進につきましては、那珂市の暮らしを体験できる「移住・農業体験ツアー」や「お試し居住」、「住まいづくりフェア」などを実施してまいります。さらに、少子化対策として、結婚を希望する男女の出会いの場を提供する「ふれあいパーティー開催支援事業」や、結婚や子育て、キャリア形成等も含めた自分の将来について考える一助とする「ライフデザイン形成支援事業」を引き続き実施してまいります。

ふるさと大使につきましては、それぞれの仕事や活動の機会を通じて、全国各地で本市の魅力を広めていただいているところであります。市としましても、ふるさと大使の活動を支援するため、引き続き各種イベントや市政の情報を積極的に提供するとともに、情報交換会を開催し、市政への意見や助言を聴取してまいります。

広報事業につきましては、広報紙や市ホームページを通してわかりやすい市政情報の提供に努めるとともに、フェイスブック、ツイッターやLINE等のSNSや情報メール一斉配信サービスを活用して積極的・効果的な情報発信を行います。

広聴事業につきましては、開かれた市政の実現を目指し、市民相談室の窓口をはじめ、市長への手紙、市民ボックス、電子メール、市ホームページでの問合せ、また、「市長と話そう 輪い・和い座談会」による市民団体等との意見交換など、様々な手法により広く市民の意見・要望の聴取に努めてまいります。

また、市の計画等の立案に当たりましては、引き続きパブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見を市政運営に反映してまいります。

人権尊重の啓発につきましては、一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるため、人権問題についての啓発・教育の推進に取り組んでまいります。また、平和事業につきましては、戦争や平和について学び考える機会を提供するため、原爆や戦争に関するパネル展等を開催

します。戦争の悲惨さや平和の尊さは、特に若い世代に語り継ぐことが重要であることから、引き続き学校を通して児童・生徒に周知してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、「第2次那珂市男女共同参画プラン」及び「第2次那珂市男女共同参画プラン前期実施計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や情報提供等を行い、あらゆる分野において男女がそれぞれの個性や能力に応じて、共同して参画できる環境づくりを推進してまいります。

第2章、安全で快適に暮らせるまちづくり。

防災対策につきましては、自主防災組織が結成されている自治会に対し、定期的な防災訓練の実施を呼びかけ、組織の運営強化を推進します。さらに、自主防災組織及び地域の防災力向上の担い手として、防災士の資格取得及び活動を支援してまいります。

また、「那珂市地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを推進するため、食糧や飲料水等非常用食糧の備蓄を進めるとともに、防災行政無線のデジタル化によりの確な情報を確実に住民に伝達し、災害時における市民の安全確保に努めてまいります。

さらに、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への重大な被害を回避し、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を計画的に推進するため、「那珂市国土強靱化地域計画」を策定いたします。

木造住宅の耐震化につきましては、旧耐震基準で建築された住宅（昭和56年5月31日以前着手の木造住宅）を対象に、耐震診断及び耐震改修計画、耐震改修工事に要する費用の補助を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

原子力防災対策につきましては、「那珂市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、防災体制の整備・充実に努めるとともに、広域避難計画の策定に取り組んでまいります。

消防行政につきましては、国道118号線4車線化に対応するため、西消防署の訓練施設及び敷地の整備を行ってまいります。

救急業務につきましては、救急需要に対応するため、西消防署の高規格救急車を更新・整備し、救命率の向上を図るほか、救急救命講習会等の開催を推進し、応急手当の普及啓発に努めてまいります。

また、火災予防につきましては、住宅用火災警報器の設置促進、特定防火対象物への査察指導により、消防用設備等の設置・消防訓練の実施や避難経路の維持管理等、指導の強化及び防火管理者の育成指導を行います。

消防団につきましては、地域防災の要として団員一人ひとりの知識と技術を向上させ、地域における消防活動の充実を図り、火災時の初期消火・地震・台風等、自然災害時の警戒出場等の防災を呼びかける地域巡回を強化してまいります。

防犯対策につきましては、防犯灯の設置補助など、地域の安全確保に努めてまいります。

また、犯罪のない安心・安全なまちづくりへの取り組みとして、警察や防犯協会等と連携した防犯パトロールの充実を図り、地域と一体となった防犯活動を進めてまいります。

交通安全対策につきましては、警察等関係機関との連携により、季節ごとに交通事故防止運動を展開し、高齢者や子どもの事故、自転車事故等の未然防止に努めてまいります。また、飲酒運転や夜間の交通事故防止等の広報啓発活動を引き続き実施し、交通マナーの向上を図るとともに、高齢者や児童・生徒に重点をおいた交通安全教育を実施してまいります。

消費者行政につきましては、近年の情報化や高齢化により消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者トラブルも複雑かつ巧妙化しており、これらの消費者問題に適切に対応するため、引き続き消費生活センターにおける相談・あっせん・情報提供を行ってまいります。また、市広報紙やホームページ等により消費者の意識啓発に努め、被害の未然防止を図ってまいります。

環境政策につきましては、循環型のまちを目指した廃棄物の抑制とリサイクルの推進を図るため、市広報紙、ホームページを通して啓発を行うとともに、市民や事業者の主体的・自主的な取り組みと連携して生活環境の保全に努めてまいります。

空き家等対策につきましては、「那珂市空き家等対策計画」に基づき空き家等の適正管理及び利活用を推進してまいります。そのために、空き家に関連する業務を統一し、関係機関との連携を図ってまいります。

市街地の整備につきましては、下菅谷地区まちづくり事業における街区道路等の整備を地区まちづくり協議会と協議の上、進めてまいりますとともに、下菅谷地区の骨格となる都市計画道路上菅谷・下菅谷線（延長637m）下菅谷停車場線（延長186m）の整備を進めてまいります。

今後の人口減少や高齢化社会に対応するため、市街化区域内において居住や都市機能を誘導し、持続可能な集約型都市を形成することを目的とした「那珂市立地適正化計画」の策定に取り組んでまいります。

市道整備につきましては、地域住民の要望を踏まえ、道路の整備や補修を実施し、生活道路としての利便性を図り安全で快適な道づくりに努めてまいります。

橋梁の維持管理につきましては、道路施設や橋梁の長寿命化修繕計画に基づく、修繕や更新など、適確な老朽対策を推進してまいります。

冠水対策推進事業につきましては、市道の側溝など排水能力を適正化し、台風や大雨などの影響による冠水被害を減らすことで、安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

都市計画道路菅谷・市毛線（第3期、延長1,400m）が完了したことから、全線開通に向け、第4期（延長760m）への事業延伸を行い、引き続き整備を進めてまいります。

地域公共交通につきましては、高齢者や障がい者等の日常生活に不便をきたしている市民の交通手段を確保するため、ひまわりタクシーの運行を引き続き実施してまいります。また、長らくご利用いただきありがとうございましたひまわりバスについては、乗車人数の減少、車両の老朽化、収支率の低さなどから、令和2年度から運行を休止し、ひまわりタクシーでの利用を促進してまいります。ひまわりタクシーは、昨年4月から、便数の増及び土曜日の運行、さ

らには水戸市域に乗り入れるなど、サービスの拡充を図ってきたところですが、大変好評をいただいていることから、さらなるサービスや利便性の向上を図るべく、今後も調査検討を行ってまいります。

また、高齢者の交通事故防止のため、運転免許返納者に対してひまわりタクシーの利用割引券を交付していますが、制度を拡充した上で、引き続き移動手段の確保を図ってまいります。

地籍調査事業につきましては、新たに学校給食センター西側地区の地籍調査を実施し、登記完了に向けて業務を進めてまいります。

上水道事業につきましては、水道水の安定供給を図るため、管網の整備、浄水施設の統合・更新及び老朽化した配水管の更新を計画的に行うとともに、災害に備え、耐震化を進めてまいります。また既存施設を適正に維持管理し、水質検査を定期的に行うとともに、日々浄水過程を監視し、水質の保全に努めてまいります。

木崎浄水場更新事業につきましては、木崎浄水場薬品沈殿池築造工事、門部取水場更新工事及び木崎浄水場系送水管工事を行い、令和4年度の完成に向けて計画的に実施してまいります。

公共下水道事業につきましては、額田・後台・戸多地区の污水管布設工事を進めてまいります。

農業集落排水整備事業につきましては、令和2年4月に酒出地区の供用開始を予定しており、適切な維持管理を行うとともに、早期接続に向けた啓発に取り組んでまいります。

浄化槽設置補助事業につきましては、昨年度に比べ約1.6倍（約1,500万円増）の事業費に増額し、引き続き下水道の認可区域以外の区域を対象に助成を行ってまいります。

第3章、やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり。

子育て支援につきましては、「第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子どもを生み育てられ、子どもたちが未来に希望をもって元気に成長できるよう、子育て支援施策の推進に取り組んでまいります。

また、「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたり母子保健と子育て支援が一体となり、関係機関と連携することで、切れ目のない支援を行ってまいります。

子育ての相談と親子の交流の場である地域子育て支援センターの事業の充実とファミリー・サポートセンターの利用促進を図るなど、社会全体で子育てを支援していく環境づくりに努めてまいります。

さらに、こども発達相談センター「すまいる」において子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者を支援するため、相談・支援事業を充実させるとともに、関係機関との連携を図ってまいります。

また、家庭児童相談室では、児童虐待への対応やひとり親家庭の相談体制の充実と自立支

援のため、引き続き関係機関との連携を図ってまいります。

母子保健につきましては、乳児家庭全戸訪問や妊婦及び乳幼児の健康相談・健康診査により、健やかな成長を支える支援と育児不安の解消に努めるほか、妊婦健康診査の助成に加えて、産婦健康診査や産後ケアの費用助成を行い、産後早期からの支援強化を図り、安心して出産・子育てできる体制を進めてまいります。

また、定期及び任意予防接種については、引き続き接種勧奨を行い、感染症予防と重症化の防止、感染症のまん延防止に努めてまいります。

不妊治療につきましては、男性不妊治療も含めて助成対象とし、県補助金への上乗せにより経済的負担の軽減を図り、子どもを望む夫婦への環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、平成30年度からの「那珂市高齢者保健福祉計画」に基づき、介護のみならず、医療や介護予防、生活支援や住まいなどの支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの充実に向け取り組んでまいります。

また、令和2年度は、介護予防・日常生活支援総合事業を拡充し、通院や買物等の移送前後の付き添い支援を行う「訪問型サービスD」を新たに開始するとともに、令和3年度から令和5年度を計画期間とする次期「那珂市高齢者保健福祉計画」の策定年度でございますので、これまでの取り組みの深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、新たな計画づくりに取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、「那珂市障がい者プラン」に基づき、支援を必要とする方に対し適切な福祉サービス等の提供を行うとともに、障がいの有無にかかわらず地域の誰もが安心して暮らしていけるよう、社会的障壁を取り除くバリアフリーの推進を図り、誰もが活力を発揮できる基盤づくりに努めてまいります。

地域福祉につきましては、「第3次那珂市地域福祉計画」に基づき、地域共生社会の実現のため、地域住民や社会福祉事業者をはじめ社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係機関との連携を深めるとともに、複合的課題に対する包括的な支援体制の充実・強化を図り、「誰もが輝き、やさしさと支え合いで、安心して暮らせるまち」を目指してまいります。

生活保護につきましては、生活保護法に基づき生活保護の適正な認定と支給に努めるとともに、受給者の自立を促すため就労支援等をさらに推進します。また、生活困窮者自立支援法に基づき、自立支援策の強化を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、茨城県との共同運営となり3年目に入ります。資格の管理、国保税の賦課徴収、医療費の給付、さらには、保健事業として特定健康診査・特定保健指導等の実施など、市民の健康管理と密接な業務を展開し、持続可能な安定した制度の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、健全な事業の運営に努めてまいります。

また、国保、高齢者医療の財政の健全化を推進するため、生活習慣病の早期発見、早期治療、重症化予防を目的とした特定健康診査・高齢者健康診査の受診率向上が図れるよう、未受診者への受診勧奨や、人間ドック等の助成事業についても継続して実施してまいります。

さらに、令和3年度からの高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた検討を進めてまいります。

健康寿命の延伸を基本理念とした「那珂市健康増進計画」に基づき、すべてのライフステージ及び健康段階に応じた疾病予防の取り組みを推進し、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底等に重点を置いた対策を行ってまいります。

また、かかりつけ医や糖尿病専門医との連携を密に図りながら、糖尿病の重症化予防に取り組んでまいります。

歯科保健につきましては、妊娠期、乳幼児期からの歯周病予防、虫歯予防のための定期的な検診受診や、歯磨き、フッ素塗布などの予防ケアの徹底を推進するとともに、成人期以降では、歯周病検診の実施及び受診勧奨について、市歯科医師会の協力のもと、引き続き実施してまいります。

心の健康につきましては、新たに策定しました「那珂市いのちを支える自殺対策計画」に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない社会や環境の実現を目指し、取り組んでまいります。

そのほか、水戸市を中心とする茨城県央地域定住自立圏形成協定に基づき、初期救急医療の充実や医師及び看護師等の確保に向けた取り組みを継続して推進してまいります。

第4章、未来を担う人と文化を育むまちづくり。

学校教育につきましては、豊かな心を育む学校教育の充実を図ることを目標に、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「自分らしい生き方や自立」の育成を図ってまいります。

確かな学力を培うため、発達段階に応じた多様な指導方法の活用や、小中一貫教育指導講師による小学校における教科担任制のほか、障がい児学習指導員の配置により児童生徒の能力・適性に合わせたきめ細かな指導を行ってまいります。また、英語教育につきましては、小学校の教科化となる新学習指導要領の令和2年度本格実施に向け、令和元年度から小学校にALT（外国語指導助手）を増員配置して授業時数の拡充強化を図っておりますが、中学校においてもALTを活用した授業改善を進め、「聞いて、話せる英語力」の育成を推進してまいります。さらに、小学校においては新たな時代に対応する教育となるプログラミング教育が必修化されるため、効果的な指導法の研究をさらに推進するとともに、大学機関と連携して教職員の研修会や児童の学習会を実施するなど、プログラミングを通した論理的な思考力の向上に取り組んでまいります。

小中一貫教育につきましては、義務教育の9年間における成長を見通した、連続的・系統的できめ細かな学習指導や生徒指導を5年間実践してまいりました。今後、さらなる学園連携の深化に向け、学びの連続性を意識した授業づくりや生活・文化面での決まりの統一、創

意のある小小連携・小中連携の交流実践等を進め、児童生徒の資質の向上に努めてまいります。

幼児教育につきましては、開園２年目を迎える市立ひまわり幼稚園において、幼児期の特性に応じた指導を通して小学校に向けた学習の基礎を築くとともに、ひまわり幼稚園の特色である、専属のALTによる外国語活動や、外部の専門講師による体育指導により、幼稚園教育の一層の充実を図ってまいります。

また、令和元年度に新たに組織した保幼小中連携協議会を軸として、公立・私立、幼稚園・保育所の別を問わず、全ての児童について幼児期から小学校への接続をさらに円滑に進め、小中一貫に加え、幼児期から児童生徒期まで系統性・一貫性のある教育を推進してまいります。

いじめ問題につきましては、いじめ防止に向け、いじめ問題対策連絡協議会や生徒指導懇話会等において関係機関との連携を密にし、地域と一体になっていじめ問題の克服に取り組んでまいります。また、学校生活への悩みを持つ児童生徒のほか、保護者や教職員からの多様な相談に応じるため、心の教室相談員や心理カウンセラー等、身近な相談体制の充実を図ってまいります。

教育支援センターにつきましては、学校・家庭での様々な悩みを持つ子ども達の相談や教育に関する保護者の相談に応じるほか、適応指導教室において不登校の子ども達の学校への復帰を支援してまいります。本年４月に旧戸多小学校の校舎へ移転することから、広く落ち着いた環境の中で支援活動のさらなる充実を図ってまいります。

学校施設につきましては、屋内運動場の大規模改造や懸案となっていたトイレの洋式化を進め、長寿命化と教育環境の充実を進めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、地域、家庭、学校が一体となって青少年が健やかに育つ環境づくりに取り組むとともに、青少年を育てる意識の高揚を図るため、家庭教育のあり方について学習機会の提供や啓発に努めてまいります。また、青少年育成那珂市民会議や青少年相談員、那珂市子ども会育成連合会の活動支援を行い、青少年の健全育成を図るための啓発活動を推進してまいります。

小学生を対象に開設する教室につきましては、学年や学校が異なる児童との交流や社会性を養う様々な体験の機会を提供し、未来を担う青少年の健全育成に努めてまいります。

白鳥学園瓜連小・中学校の「コミュニティ・スクール」につきましては、地域と学校が連携した学校運営を実践し、今後も、きめ細かで特色のある那珂市らしい充実した教育活動の推進に取り組んでまいります。

芸術文化の振興につきましては、那珂市文化協会の活動支援を行い、幅広い世代が芸術文化に触れる機会を提供するとともに、芸術文化を振興する機運を高めてまいります。

市立図書館につきましては、市民の様々な学習意欲に応えられる図書館を目指し、生涯学習活動の拠点施設として、多様化する市民ニーズに応じた資料の充実を図り、利用者が快適

に学習できる図書館運営に努めてまいります。

また「第3次那珂市読書活動推進計画」に基づき、地域や学校等との関係機関と連携・協力し、引き続き子どもたちの読書活動を支援してまいります。

中央公民館につきましては、各種講座の充実や自主事業の積極的な展開等、多様化する市民ニーズに対応するとともに、各地区まちづくり委員会との連携を深め、地域の人々との絆を高める生涯学習活動を推進してまいります。

スポーツの推進につきましては、スポーツ振興の中核を担っている那珂市体育協会や地域におけるスポーツ振興活動を担っている那珂市スポーツ推進委員会、そして、運動に取り組む機会を提供する総合型地域スポーツクラブ「ひまわりスポーツクラブ」と連携を図り、競技力向上や市民の健康増進、スポーツを通じた交流事業等の促進を図ってまいります。

スポーツ環境の整備につきましては、市民のニーズに応じた魅力あるスポーツ教室を開設し、スポーツに親しむ機会を提供してまいります。また、総合公園並びに他のスポーツ関連施設を適切に維持管理するとともに、戸多地区河川敷に多目的広場等を整備する「かわまちづくり支援制度活用事業」を引き続き進めてまいります。ほかにも、旧本米崎小学校体育館を新たに地区体育館として位置づけ整備するなど、「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツができる環境づくりを推進してまいります。

歴史遺産・伝統文化につきましては、市民が市の歴史や文化に対する関心を高めるため、歴史民俗資料館を拠点に企画展や季節展の充実を努めてまいります。また、市民との協働による額田城跡の計画的な保存管理をはじめ、郷土の歴史遺産と伝統文化の保存・継承に努めるとともに、地域資源としての活用を推進してまいります。

国際交流につきましては、文化の違いを認め合い、互いを尊重し合いながら共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向け、国際交流協会との連携により多文化共生セミナーや中学生交換交流事業を引き続き実施してまいります。令和2年度は、国際親善姉妹都市であるアメリカ合衆国のオークリッジ市との姉妹都市盟約締結30周年にあたり、オークリッジ市において記念事業が開催されるため訪問団を派遣いたします。また、欧米に限らず広く市民と外国人とが交流する機会の充実を図ってまいります。

友好都市交流につきましては、令和元年度に秋田県横手市と友好都市締結15周年を迎えたところですが、両市にとってさらに有益なつながりを維持できるよう、様々な分野での交流を継続してまいります。

第5章、活力あふれる交流と賑わいのまちづくり。

農業振興につきましては、食と農の連携によるアグリビジネスの更なる推進を図ることで、稼げる農業の実現を目指し、農業者の意識改革を図る施策とともに、販路拡大などによる、地域農業の活性化、消費者との交流促進に努めてまいります。

農地につきましては、農地利用状況の把握と栽培品種の選定の実施や、農業委員会と連携し、農地パトロールによる遊休農地の調査及び指導を行い、農地の適切な保全管理を進める

とともに、農地中間管理事業による農地流動化を促進し農地の集積集約を図ってまいります。

生産基盤の整備につきましては、芳野地区、額田北郷地区などにおける基盤整備事業を進めて行くとともに、新木崎地区においても、事業開始に向け、さらなる事業推進を図ってまいります。

また、既存施設の長寿命化や更新なども進めながら、多面的機能支払交付金による地域共同活動を支援することにより、農業生産基盤の適切な保全管理にも努めてまいります。

商工業の振興につきましては、企業支援コーディネーターを配置した、中小企業・小規模事業者からの相談及び支援を行う「よろず相談事業」に引き続き取り組むほか、サテライトオフィスや移住・定住の機能を併設した創業支援施設を整備し、創業を目指す方への支援を行うなど、開業率の向上と雇用の確保を目指してまいります。

また、引き続き市特産品ブランド商品の販路拡大を図り、地域経済の活性化に努めてまいります。

企業誘致につきましては、昨年度の固定資産税の優遇対象となる業種の拡充に続き、市民の雇用を促進する補助メニューを制度化し、県や関係機関等との連携により一層の誘致活動に取り組んでまいります。

観光振興につきましては、静峰ふるさと公園などの既存施設や、市の歴史、文化、自然、人などの地域資源を活かし交流人口の拡大を図ります。

また、観光と商業・農業などの地域産業が連携する仕組みをつくることにより、地域経済の活性化を図るほか、市観光協会をはじめ関係機関と協力し、市の魅力や情報を積極的に発信して市のイメージアップに努めてまいります。

さらに、国や県が推し進める自転車活用推進の潮流から、那珂市版の「自転車活用推進計画」を策定してまいります。交流人口を増加させるサイクルツーリズムはもとより、市民に対する健康の推進、安全教育、安全な道路環境を整備し、市民に根差した自転車活用の推進を図り、県の計画とも連携することで、地域の活性化を図ってまいります。

第6章、行財政改革の推進による自立したまちづくり。

行政組織や執行体制について、機動的な行政運営が実施できるように、改善してまいります。

人事評価制度については、新たに改定した人材育成基本方針に基づいて、職員育成を目的とし、各職階に応じて求められる能力やモチベーションの向上をめざしながら、公正公平な評価を実施して、適正に運用してまいります。

職員研修につきましては、人材育成の観点から、各種研修に参加させながら、政策形成、行政経営、危機管理など幅広い分野の人材を育成してまいります。また、実務のスキルアップを図るために、他の公共団体への派遣や、被災地の復興支援の派遣を実施してまいります。

臨時職員等については、会計年度任用職員として、給与や雇用条件の改善などを実施して任用してまいります。

行財政改革につきましては、新たな外部評価の方法を導入するなど、第4次行財政改革大綱に基づき、効率的な市政運営に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

広域連携につきましては、茨城県央地域全体で必要な生活機能を確認し、圏域への人口定住を促進するため、「茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン」の取組方針に基づき、医療・福祉など各政策分野において引き続き連携を図ってまいります。

産学官連携では、これまで常磐大学、日本大学文理学部、大成学園と連携協定を締結してきたところですが、昨年は、茨城大学及び茨城キリスト教大学との連携協定を締結し、近隣大学との連携協力体制が整いました。また、市内金融機関や茨城ロボッツなどプロスポーツチーム、水戸京成百貨店など金融・産業分野との連携協定も進んでおり、これらの知的財産、人材、情報を活用し、今後もまちづくりや地域振興に有効な施策や事業に活かしてまいります。

市税等につきましては、行財政運営の基盤となる自主財源を確保するため収納率向上への取り組みを推進してまいります。

マイナンバー制度につきましては、情報連携及び「マイナポータル」の運用が開始され、子育てに関する行政手続きはオンライン（子育てワンストップサービス）で行うことができるようになりました。「マイナポータル」は行政からのお知らせを発信するための仕組みもありますので、市民が求めている情報を的確に発信できるよう活用してまいります。また、すでに開始しているマイナンバーカードでの住民票の写し等のコンビニ交付に加え、新たに税関係証明書の交付につきましても昨年12月から開始しました。今後も、国の動きを注視しつつ、安心・安全な利用環境の構築や適切な管理に努め、マイナンバーカードの普及を図ってまいります。

以上、令和2年度の市政運営に当たっての基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、私が掲げる「活力あふれる那珂市」の実現に向け、先に述べた各種施策を一つひとつ確実に推進しながら、市民生活において真の豊かさが実感できるよう全力を挙げて取り組んでまいる決意であります。

ここに、議員各位をはじめ市民の皆様のより一層のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。施政方針といたします。

令和2年3月10日、那珂市長、先崎 光。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎報告第1号～議案第28号の一括上程、説明

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、報告第1号から議案第28号まで、以上29件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和2年度第1回那珂市議会定例会提出予定議案の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、報告案件ですが、今定例会に提出いたしました報告案件は、専決処分についての1件でございます。

それでは、概要についてご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和元年9月6日に鴻巣地内で発生した公用車と自転車による接触事故及び令和元年11月12日に菅谷地内で発生した公用車と自動車との接触事故について、それぞれ賠償額が決定して和解したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

以上が報告案件でございます。

続いて、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案のうち、条例の一部改正が8件、令和元年度各種会計補正予算が7件、令和2年度各種会計予算が7件、その他が6件の計28件でございます。

続いて、それぞれ概要についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

議案第1号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号に基づく特別職非常勤の要件が厳格化され、見直しが行われたため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、10ページをお開き願います。

議案第2号 那珂市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和２年４月１日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓について具体的な方法が示されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、14ページをお開き願います。

議案第３号 那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、本条例において引用する同法の名称及び用語を規定する条文の条番号が変更となったため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、18ページをお開き願います。

議案第４号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例。

令和２年４月１日から空き家等の適正管理に関する分掌事務を市民生活部防災課から建設部建築課に所管替えするため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、本条例第９条に記載されている市民生活部防災課を建設部建築課に改めるものでございます。

続いて、22ページをお開き願います。

議案第５号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例において、総合センターらぼーる２階にある機能回復訓練室設備の使用料について規定しておりますが、令和２年度より機能回復訓練室からトレーニングルームにリニューアルすることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、27ページをお開き願います。

議案第６号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、印鑑の登録を受けることができない者を変更するものでございます。

続いて、31ページをお開き願います。

議案第７号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、放課後児童支援員が受講しなければならない研修の実施期間の追加及び研修を受講する期間に関する経過措置を延長することについて、本条例の一部を改正するものでござ

ざいます。

続いて、35ページをお開き願います。

議案第8号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

令和2年4月1日から、新たに本米崎体育館（旧本米崎小学校の体育館）を管理するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、令和元年度那珂市一般会計補正予算をご覧願います。

議案第9号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第7号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ7億8,718万3,000円を追加し、216億1,157万4,000円とするものでございます。

歳出については、各事業における契約額、所要額の確定等により、事業費を減額するものでございます。

増額補正をする主な事業は、総務費については、基金積立事業において平成30年度に取り崩した基金の積み戻しを、個人番号交付等事業において、委託交付金請求見込額が増額されるに伴う交付金をそれぞれ増額するものでございます。

土木費については、道路改良舗装事業において電柱移設に係る補償料を、菅谷市毛線街路整備事業において、国庫補助追加交付により委託料をそれぞれ増額するものでございます。

教育費については、小学校及び中学校施設整備事業において、トイレ洋式化改修等に係る委託料と工事請負費を、菅谷東小学校及び芳野小学校屋内運動場大規模改造事業において、委託料と工事請負費を増額するものでございます。また、GIGAスクール推進事業を小学校及び中学校それぞれに新設し、学校の高速大容量ネットワーク環境整備に係る工事請負費とタブレット端末購入に係る備品購入費等を計上するものでございます。これらの事業は、国の補正予算において措置されたことにより、増額及び追加計上をするものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関係において、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び市債をそれぞれ増額し、市税配当割交付金、自動車取得税交付金、財産収入及び繰入金をそれぞれ減額するものでございます。さらに、繰越明許費としまして、災害廃棄物対策事業ほか14事業において各事業諸般の理由により事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、令和元年度那珂市国民健康保険特別会計補正予算をお開き願います。

議案第10号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ1億8,978万2,000円を減額し、55億4,430万円とするものでございます。

歳出の内容として、保険給付金については一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費及び一般被保険者高額療養費において、見込み減によりそれぞれ負担金を減額するものでございます。

諸支出金につきましては、平成28年度財政調整交付金の返還に係る償還金を増額するもの

でございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において国庫支出金、繰越金及び諸収入をそれぞれ増額し、国民健康保険税、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算をお開き願います。

議案第11号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ3億4,815万4,000円を追加し、24億9,815万4,000円とするものでございます。

歳出の内容として、総務費については、基金積立事業において、基金取崩しに伴う歳入歳出の差額を、流域下水道維持管理負担金において、使用負担金確定に係る負担金をそれぞれ増額するものでございます。

下水道建設費については、公共下水道整備事業において契約額の確定により委託料を、工事請負費及び補償金を那珂久慈流域下水道事業において、負担金の確定により負担金をそれぞれ減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、繰入金及び繰越金をそれぞれ増額し、市債を減額するものでございます。

さらに、繰越明許費としまして、公共下水道整備事業及び那珂久慈流域下水道事業において、諸般の理由により事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、令和元年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算をお開き願います。

議案第12号 令和元年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ380万1,000円を追加し、1,670万1,000円とするものでございます。

歳出の内容として、諸支出金において一般会計への繰出金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

続いて、令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算をお開き願います。

議案第13号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ6,767万5,000円を減額し、12億5,275万2,000円とするものでございます。

歳出の内容として、総務費については、基金積立事業において、基金取崩しに伴う歳入歳出の差額を増額するものでございます。

農業集落排水整備事業費については、農業集落排水整備事業において、契約額の確定により工事請負費及び補償金を減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において繰入金及び繰越金を増額し、国庫支出金及び市債をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、令和元年度那珂市介護保険特別会計補正予算をお開き願います。

議案第14号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ251万9,000円を追加し、47億4,591万1,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、地域支援事業費については、配食サービス事業において配食数の見込み減により委託料を、介護予防・生活支援サービス事業において、利用者の見込み減により負担金をそれぞれ減額するものでございます。

介護予防ケアマネジメント事業においては、利用者の見込み増により委託料を増額するものでございます。

基金積立金については、介護給付費準備基金積立事業において、積立金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において繰越金を増額し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、令和元年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算をお開き願います。

議案第15号 令和元年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ472万6,000円を減額し、6億4,627万4,000円とするものでございます。

歳出の内容として、分担金及び負担金について、広域連合納付金において、保険基盤安定納付金の確定等により納付金を減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において保険料及び繰越金をそれぞれ増額し、繰入金を減額するものでございます。

続いて、令和2年度那珂市一般会計予算をご覧願います。

議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算。

令和2年度那珂市一般会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出をするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ過去最高の208億円で、前年度比6.7%の増となっております。

続いて、令和2年度那珂市国民健康保険特別会計予算をお開き願います。

議案第17号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億6,000万円で、前年度比9.5%の減となっております。

続いて、令和2年度那珂市公園墓地事業特別会計予算をお開き願います。

議案第18号 令和2年度那珂市公園墓地事業特別会計予算。

令和２年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を地方自治法第96条第１項第２号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,270万円で、前年度比1.6%の減となっております。

続いて、令和２年度那珂市介護保険特別会計予算をお開き願います。

議案第19号 令和２年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。

令和２年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を地方自治法第96条第１項第２号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億円で、前年度比2.1%の増となっております。

続いて、令和２年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算をお開き願います。

議案第20号 令和２年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

令和２年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第96条第１項第２号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６億8,000万円で、前年度比4.5%の増となっております。

続いて、令和２年度那珂市水道事業会計予算をお開き願います。

議案第21号 令和２年度那珂市水道事業会計予算。

令和２年度那珂市水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第２項の規定に基づき提出するものでございます。

続いて、令和２年度那珂市下水道事業会計予算をお開き願います。

議案第22号 令和２年度那珂市下水道事業会計予算。

令和２年度那珂市下水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第２項の規定に基づき提出をするものでございます。

続いて、40ページをお開き願います。

議案第23号 公の施設の広域利用に関する協議について。

公の施設の広域利用については、県央地域９市町村（那珂市、水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村）において協定を締結し、実施しているところでございますが、このたび対象施設の追加に伴い、改めて協議し、協定を締結したいので、地方自治法第244条の３第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、49ページをお開き願います。

議案第24号 那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更について。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正により、都市建設計画に基づいて行う事業に要する経費について地方債（合併特例債）を起すことができる

期間が特例により再延長され、合併の日が属する年度及びこれに続く25年度となった。このため、合併特例債を有効活用し、市の一体性の確保や均衡ある発展に資する事業を着実に実施するため、新市建設計画の変更を行うものでございます。

続いて、51ページをお開き願います。

議案第25号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を経て市道路線の認定をするものでございます。

続いて、59ページをお開き願います。

議案第26号 市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を経て市道路線の変更をするものでございます。

続いて、68ページをお開き願います。

議案第27号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を経て市道路線の廃止をするものでございます。

続いて、74ページをお開き願います。

議案第28号 市有財産の処分について。

上菅谷駅北側市有地を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時32分

令和2年第1回定例会

那珂市議会会議録

第3号（3月13日）

令和2年第1回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和2年3月13日（金曜日）

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	福 田 耕四郎 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	武 藤 博 光 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	君 嶋 寿 男 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	加 藤 裕 一 君	市民生活部長	桧 山 達 男 君
保健福祉部長	川 田 俊 昭 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	中 庭 康 史 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	山 田 三 雄 君
会 計 管 理 者	清 水 貴 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	渡 邊 莊 一 君

議会事務局職員

事務局長 寺山修一君 次長補佐 小田部信人君
書 記 小泉隼君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の2日目に配付した出席者名簿のとおりでありま
す。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付をしてあります。

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

本会議場の皆さんにお知らせをいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めております。今期定例会の一般質問は、
本日は通告1番から6番までの議員が行う予定でございます。通告3番、木野広宣議員より
一般質問取下げの申出がありましたので、本日は通告1番から2番及び通告4番から6番の
議員が行います。16日は、通告7番から10番までの議員が行う予定でございます。

また、会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいた
します。また、拍手等についても、ご遠慮をくださるようお願いいたします。

なお、感染予防対策のため、マスク着用を含むせきエチケットにご協力をお願いいたしま
す。

以上、ご理解のほどを切にお願いいたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（福田耕四郎君） それでは、通告1番、花島 進議員。

質問事項 1. 東海第2原発の再稼働問題について。2. 新型コロナウイルス問題への備えについて。3. 救急車の到達時間と生活道路の整備状況などについて。4. 国民健康保険について。5. ひまわりバスの廃止について。6. 市の職員の新規採用と継続雇用などについて。

花島 進議員、登壇願います。

花島 進議員。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○9番（花島 進君） 初めに、私、実は気管支喘息を持っています、せきをすることがありますので、特に時節柄マスクをさせてやらせていただきます。

まず、今日は2012年3月11日に大地震が起きてから9年になりました。この地震では大きな被害があり、また、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉3基が炉心溶融、そして大量の放射能放出の原因となりました。それだけではなく、保管中の使用済み燃料の破損も危惧されました。このような過去の災害を思い起こし、犠牲になった方々に哀悼の意を表することも多いと思います。

ですが、私はそれよりも被害を自主的に癒やすこと、そして過去の災害に学び将来に備えることが必要だといつも考えています。特に議員として、また、科学や技術を学んだ者としてそのことが必要だと考えています。

それを前提に、東海第二原発の再稼働問題について質問します。

東海第二原発に関しては、昨年3月議会で、東海第二原発の再稼働に反対であることを私は明確にして質問しました。また、那珂市の議会として東海第二原発の再稼働に反対の意思を今後固めていきたいと考えています。ですが、まだそうはなっていないのは皆さんご存じのとおりです。

それを前提にお伺いいたします。

まず、2月18日に東海第二原発周辺の6市村の首長の懇談会が開かれたと聞いています。どのような話し合いが行われたのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

まず、日本原電からは、現在進めている東海第二発電所に係る安全性向上対策工事の近況、そして工期変更等の工事スケジュール、さらには、国への許認可手続の一環として提出する使用前検査の申請について説明を受けたところでございます。

使用前検査の申請につきましては、今後、国への手続を行っていききたいこと、また現時点

では、再稼働時期は未定であるが、申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期を記載しなくてはならないため、国へ届け出た安全性向上対策工事の終了時期を記載し、手続上、整合性を図ることなどの説明がございました。

その後、質疑応答では、首長側から申請行為を否定するものではないが、書類上であっても使用開始の予定時期が記載されていることは、申請内容が公表される場合、事業者が再稼働時期を決定し、それを首長側が容認したものと誤解されかねないため、首長側の姿勢を示す何かしらの対処が必要であるなどの意見が出たところでございます。

最後に、総括として、座長の東海村長から日本原電に対しまして、住民理解が後回しととられても致し方ない状況のため、具体的な住民に対する広聴・広報活動についてやり方も含めて整理すること、そして、使用前検査の申請については、申請書の内容などで事業者側の考えは聞いたが、首長側は容認したわけではないこと、こちらにつきましては、別途申請前に改めて説明が必要であること、以上、2点について申し伝えたというところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） では、先崎 光市長も出席されたと思います。市長はどのような発言をなさったのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 当日、事業者の説明を受けました。印象としては、工事だけが事業者のペースで進んでおり、事業者対応として、住民及び議会に対しての説明が足りていないんじゃないか、そういったことを印象として受け、所感として感じました。

つきましては、理解を得るための丁寧な説明を早急に実施して、事業者として覚悟を持ってきちんと向き合ってほしいと、そういったことを要望いたしました。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ちょっとよく分からないところなんですけれども、先崎さんの発言が分からないというんじゃなくて、原電の視点が分からないところがあるんですが、そこは後で意見を言うとして、首長懇談会として今後の予定はどうなっていますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 首長懇談会としては、今後の予定はまだ決まっておりません。

まずは、引き続き課長レベルの連絡会を定期的開催させ、6市村間での情報共有を図ってまいりたいと考えております。加えて、6市村の枠組みで整理が必要と判断されるものにつきましては、適時、首長懇談会を開催してほしいと、そういうことを求めていきたいと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ありがとうございます。状況は若干分かりました。

そこで、肝心なのは、今年の、つまり、平成31年の第1回定例会の一般質問で、私だけじゃなくて何人かの議員が市長の考えをお聞きして、それに対して、東海第二原発の運転再開問題についてどう考えられたかということに対して、先崎 光市長は、議会の意見も十分考慮しながら市民の安心・安全を最優先に考え、慎重に判断をしていくとお答えいただきました。これについては、現在も考えは変わらないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 現在も変わりはありません。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） この問題は、先ほど、ちょっと分からないと言いましたが、東海第二原発の再稼働問題については、再稼働問題に深く関与する6市村の首長さんの多くが市民の理解、あるいは安心・安全、それから、実効性ある広域避難計画、これを再稼働容認の必要条件に挙げている方が多いです。これを普通に考えれば、この後の数年で市民の理解が得られるとは到底考えられない、一つ。

それから、周辺94万人。30キロ圏内に限ればですが、と言われる周辺住民が、何かのときに円滑に避難できるような計画は作り終わらないというのは普通感覚だと私は思います。

第3に、安全ということに関していうと、これは規制委員会のやっている仕事、原電の仕事などで安全と考えるかどうかというのは、議論は分かれると思います。ですけれども、一方の安心ということに関しては、福島事故の以前に絶対安全と宣伝していた方々、それがいまだに広く原子力関係にいて、そういう方々がまた安全と言っても普通の市民の方は信用できない、つまり、安心できないのが普通だと私は思います。そう考えると、再稼働の容認というのはあり得ないに近い話なんです。

その状況で、日本原電としては再稼働を目指して多額の投資を続けています。運転しなければその大部分が無駄な投資になる、これは明らかです。いろんな方が誤解も含めて言っているのは、原子炉や放射能があるんだからいろんな対処が必要だと、そりゃ対処は必要です。ですが、再稼働する場合の対処と、再稼働せずに置いておく対処じゃ全く違うはずなんです。ですから、日本原電としては再稼働が許されるかどうかを早目に確認したいと考えそうなんです、どうもいろんな場面で結論を先延ばしにしようとしている、それが私が理解できないところです。

一方、反対派の多くの方もなぜかきちっとした議論を進めずに、先延ばしになんとか分からないというところ、これも私が理解できないところです。

それはおきまして、私としては、今後、那珂市議会でも原発問題の議論を深め、市議会としての意思を形成したいと考えています。それで、特にこれにお答えがあれば答えていただけますか。なければなしで次の質問に移ります。

いいですか、はい、じゃ、次の質問に移ります。

新型コロナウイルス問題の備えについてです。

まず、この質問に入る前に、若干私の考えを述べます。これはコロナウイルスに限ったことではないです。

昨今、危機管理という言葉が出てきます。危機管理というのは、言葉の定義は人によって変わるんですけども、行政なんかでいうリスクマネジメントという言葉の意味で考えてみたいと。これについては、いろんなところで誤解があると思っています。

リスクマネジメントの要点の第1は、いろいろなまずいことを考えて検討し、それが起きる確率、それから、それが起きたときの被害の大きさ、それを推定し、どのくらいのリスク、その掛け算がリスクと言われているんですけども、推定するということがまず第一です。例えば、どのくらいの大雨がどのくらいの確率で起きるかを推測して、そのとき堤防が機能するかどうか、あるいは機能が不十分だった場合に、どのくらいの損害を予想するかを見積もるということです。

第2に、その損害をなくす、あるいは緩和するために何をすればよいか、そしてその費用と効果を見積もることです。つまり、被害があるから必ず何でもやるという話じゃなくて、それをやったらどのくらい損害が緩和されるかといったことも考えて計画するというのも変ですが、検討するということだと思っています。

次に、それに沿って事前の対応を選択し備えること。

最後に、実際に事態が起きたらそれに対応するということなんです。ところが、多くの人は何かが起きちゃってからばたばたやることだけがリスク管理だと思っているように見えます。

福島第一原発事故では、原発サイドに籠って事故対応に邁進して命を削った方がいました。それは立派ですけども、冷静に考えればそれをやるよりも、例えば地震や津波に関する合理的な計画をきちんと受け止めておく、そしてそれに対処しておくことが本当は必要だったんです。それが本当のリスク管理です。私から見れば、事故を防ぐための理にかなった事前の対応をしてこなかったということで、本来責められることだと思っています。

さて、今回の新型コロナウイルス問題ですけども、国の対応のまずい点を多く感じています。

まず、未知の感染症発生に対する備えのなさが第一です。クルーズ船に乗ってきた人を隔離状態にするのはよいとしても、隔離がどのようにできるのか、あるいはなっているのか把握して、何かを進めたようには全然見えません。本当は早期に病院などを確保して、管理された環境に移すことが必要だったと思います。なんでそれができなかったのかというと、それは国の対応決定にしかるべき見識の専門家が関与していなかったように思うんです。多分、専門家はいるでしょう。ですけども、行政の行動を決定するところにそういう人の意見をちゃんと取り入れる体制がなかったといったらいいのかな、そういうふうに感じます。これについては後で触れます。

なおかつ、最近聞いた話では、国立感染症研究所、この予算とか人員は年々減っていると

いう話なんです。国立感染症研究所というのは、米国のCDCよりもはるかに少ない人数、予算なのにも関わらず、そうなっているというのは、そもそもこのような事態が起こり得るということを考え、さっきでいえば事前の投資をしていなかったというふうに思います。

それから、最近話題になっているのが、茨城でも問題になっていますけれども、身近な医療機関も国などから病床を削減する圧力が非常にあります。地方の中規模の病院を廃止しろとか、そういう圧力がきています。そういうことが許されているのですから、緊急に数百人を隔離する場所を用意できないというのは容易に想像できます。

さて、新型コロナウイルスのリスクについてですが、これについては、通告をしたときから認識がいろいろ変わってきました、初期は季節的なインフルエンザと同等とかというふうになっていました。本当のところは分かりません、まだと私は思っています。ただ、高齢者は非常にリスクが高いというのは、ほぼ明らかになっています。それで、インフルエンザというのは季節ごとに流行するし、結構死者も出ているんです。過去には、治療法が確立していなかった頃は世界中でとんでもない数が、何千万人の方が亡くなっているというふうに聞いています。仮に治療法がある程度確立しているインフルエンザと同等のリスクだとしても、事前に強め、広めの対策を取って抑え込みができれば、これは少々の大げさなといったらいいんですか、過大な場合もあるかもしれないような対応を取っても意味は非常に大きいと思っています。それを考えて一般質問を用意したんですが、どうもだんだん抑え込みが難しくなっているというのが現状のようです。

国の対応に戻しますと、繰り返しになりますけれども、クルーズ船などへの対応が誤ったと思っています。

それから、先ほど言っていないのが、検査の対応が非常に悪かったと思います。可能な検査件数1日当たりでも1時間当たりでもいいですが、非常に少な過ぎだと私は思っています。私は科学者、技術者ですから、測定というのは科学の基本だと思っているんです。大事なのは、測定が必ずしもきっちり測れるものではない、そういう状況も考えるということです。測定法が確立していなくても既存の検査がどのくらい信頼できるのかを検証しながら、深く広く検査できるようにする施策が必要だったと思っています。検査が広くできなかったというのは、1つは先ほど言いました国立感染症研究所のパワーが足りない、人材にしろ、設備にしろ足りなかったということがあるのではないかとと思っています。

3番目に政府が要請した全国の小・中学校閉鎖は、考え不足だと思っています。先ほど、リスクマネジメントについて言いましたが、どのくらいの対応をしたらどういうコストといったらいいんですか、それを考えなきゃいけないのに、どうもそれを考えている様子が見えないんです。これは、政治的に初期の対応のまずさをカバーするために、しっかりやりますというアピールすることを優先しているように見えて仕方ないです。これこれこういうマイナスがありますけれども、こういう効果がありますというちゃんとした説明がなくて、あたかも極端な言い方をすれば、オリンピック誘致のときにマリオブラザーズみたいな話で、

どうも合理的な発想から何かやっているとはとても思えないです。

それで、どうしたらよかったかということなんですけれども、感染拡大のリスクに応じて、リスクの大きめの部分に強力に次々と手を打つべきだったと思っています。例えば、学校の閉鎖でも、全国一律にぱっとやるんじゃなくて、危ないところ、実際に発生しているところ、そしてその周辺、それにてきぱきやるということが必要だったと思っています。全国で2週間でもいろんな損害がたくさんあるわけですが、今後抑え込みがすぐにはできない状況のときに、次々と手を打っていかなきゃならないわけです。全国で、じゃ、ずっと閉鎖を続けられるかといったら、それは無理なわけです。むしろ、先ほど言ったように、効果とコストを考えながらやや広めのところへ、びしびし対応すべきだったと思っています。

次に、今、おととい、衆議院を通ったと聞いているんですけれども、緊急時に首相の権限を強める法律をつくろうとしているようです。先ほど言いましたように、リスクマネジメントというのは緊急時にばたばたするよりも、事前の準備なり考察のほうにむしろ大事だと思っています。それを怠ったことに責任ある方がこの大きな権限をこういうときに持てるようにさせてくださいというのは、ちょっとそれは違うんじゃないかなと。世間では、こういうのを盗人たけだけしいというんじゃないかと私は思っています。

併せて、つい先日、茨城県の保健所統廃合が行われました。これについては那珂市のほうでも反対の意思を示していただいたと思っています。それは感謝しています。

容易に想像できるんですけれども、大子町や常陸大宮市の片隅で何かがあったときに、感染症などの現場に保健所から行くのに片道2時間かかって、帰ってくるのに2時間、それと1時間で行かれるかどうかでえらく違いますよね。人員数についても同じです。これについては、ふだん何もあまりないから、このくらいの人数で要るだろうという目先の合理化でそういうことを行っていると思います。災害に備えている観点が欠落していると思っています。

さて、国や県の施策を批判しました。ですが、今は那珂市の執行部が政府の要請などに従って行動することを非難するつもりはありません。国の指導が間違っているとき、全く従わないという選択もあります。ですが、少々間違っても一定の方針に従って対応し、結果を見るということも大切という考えもあります。この件に関しては、どの辺りなのかといえば、やっぱりどちらもいいからという感じなんです。一つの決断の分かれ目というんですか、ですけれども、国の方針に従うのもいいんですが、国の対応はしっかりしないということを認識してほしいと思いますので、このようなことを言っています。それは、今の対応だけじゃなくて、今後の市政にも関わるからです。

それで、それを取りあえずおきまして、この間、市民から私にいくつかの意見が上がっています。1つは図書館が使えないのが困る。図書館が感染しやすい場所なんですかという声です。それから、テニスコートが使えない、屋外でテニスをやるのに感染のリスクがあるんですかというようなことです。こういうことも頭の隅に入れておいてください。直ちにこれを解除しろと言うつもりはないですが、意見があるということです。私自身は、図書館と屋

外運動施設、コミュニティセンターの閉鎖はちょっとやり過ぎだろうなと思っています。

それから、先ほど言いましたが、那珂市の防疫について、見識のあるアドバイザーを持つべきだと考えています。

以上、具体的な質問の前に意見を述べました。

さて、具体的な質問です。

まず、那珂市の備えはどうなっていますでしょうか。特に対策本部がつくられたということは聞いていますが、医療や感染症に見識のある方が入っているのか、また、その方が意思決定に関与できるようになっているのかということをお聞きしたい。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染の拡大を受けまして、この感染症対策を迅速かつ適切に行うため、平成27年3月に策定をしました那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画、こちらを準用しまして、2月26日に那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところでございます。

対策本部は、市長を本部長といたしまして、副市長、教育長、各部長が構成員となっております。医師等は構成員にはなっておりませんが、本部設置要綱に、本部員以外の者を出席させることができる旨の規定がございますので、必要に応じて本部会議に出席していただくことは可能となっております。現在のところ、保健所と連絡を密に情報の入手、共有を図りながら本部会議を進めておりますが、今後、保健所長や市内医療機関の医師と連携を図りまして、医学的な見地からの助言をいただきながら対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ不明な点も多く、感染拡大防止の対策が十分に確立されていないことから、対応に苦慮しているところでありますが、今後の県内及び市内での感染者発生時に備えまして、国・県の対応方針を参考にしながら、市民への感染防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

一応、医師の話を聞いたり、保健所と連携を取るとおっしゃっています。それはそれで大事なことなんですが、昨今、いろんなときに感じるのは、そういう方々の話を理解する能力が結構大事だということがあります。今の那珂市の本部にいらっしゃる方にそういう能力があるとかないとかいうのは、私は分かりませんが、そういうことも理解しておいていただきたいと思います。原子力の問題でもそうなんですけれども、言われていることを解釈するというのが結構大事なことで、専門家ベースの専門分野の考えとか言葉を行政で実際に実行する場合に、どういうふうに聞き取って、どういうふうに解釈するかというものが大事だと思いますので、今後の参考にしてください。

次に、学校の休校とか諸施設の利用停止など、具体的にどういうふうになっているのでしょうか。先ほど言いましたように、そういう諸施設が閉まったという話は聞いているんですが、少し説明してください。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

答弁の前にご了解いただきたいことが1点ございます。

マスコミ、報道では、小・中学校の一斉休校とか、休校という表現を多く使っております。意味としてはあやまりということではございませんが、法令上は休業という言葉を用いておりますので、執行部の答弁では、全て休業という言葉で統一して答弁をさせていただきますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、お答えをいたします。

まず、市内小・中学校の対応でございますが、国からの小・中学校等における全国一斉の臨時休業の要請があったことを踏まえまして、3月2日から3月24日の間、臨時休業といたしました。また、臨時休業要請の対象ではございませんが、私立幼稚園につきましても、感染リスクに対応するため、同様に休園といたしました。

また、小学校が臨時休業になったことを受けまして、公立学童保育所では、午前8時30分から午後6時まで、延長は7時までですけれども、その時間まで開所をすることとしました。なお、どうしても自宅で過ごすことができない児童、あるいはお預かりする際のスペース的な問題に対応するため、午前8時30分から午後3時までは各学校の教室を使用しまして、午後3時から午後6時までは各学童保育所で対応することとしております。

次に、市内の施設等の対応でございますが、政府から出されました新型コロナウイルス感染症対策の基本方針、こちらを受けまして、市民の感染リスクを減らすため、3月31日までの期間、市主催のイベント等の原則中止または延期、さらには市所管の屋内施設の利用等も原則中止にしたところでございます。

なお、市所管施設の窓口機能につきましては、市民サービスの低下を最小限に抑えるため、感染予防対策を徹底し、通常どおりとしております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 市民への指導、それから保健所との連携について説明してください。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

保健所との連携でございますが、先ほどの議員のお話のとおり、統合されましたひたちなか保健所と、現在、日々、相互に連絡、情報を共有しまして、連携を図りながら対応をしているところでございます。既にご存じのとおり、ひたちなか保健所には、帰国者・接触者相談センターが設置をされておまして、感染が疑われる方の相談対応やPCR検査、医療機

関との医療体制の整備、調整をしております。

また、茨城県におきましても対策本部を設置し、全県的な医療供給体制の整備や県民への情報提供に努めているというところでございます。

ひたちなか保健所管内の関係機関、保健所医療機関、行政等でございますけれども、こちらの連携につきましては、3月6日に同管内、新型コロナウイルス感染症対策検討会議が開催されて、国の方針の確認や医療体制に関する情報の共有と管内医療機関の現状についての情報交換を行いまして、今後、県内の感染症発生時の対応等について確認をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） いろいろやっていらっしゃるということでありありがとうございます。あまりこのことを詳しく聞くと、後で質問予定の方の質問を奪ってしまうので、私はほどほどにします。

次に、これは先ほど、国の体制が十分じゃなかったということをさんざん言いました。今、国はかなり力を入れてやっているようですが、改めて国の検査体制の充実などを国や県に要請していただきたいと思っています。いかがですか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

国では、今後、地域で患者数が大幅に増えた状況では、一般の医療機関で診療時間や動線を区分する等の感染症対策を講じた上で、新型コロナウイルスの感染を疑う患者を受け入れるという方針でございます。

また、茨城県では11の感染症指定医療機関48床を確保しておりましたが、今後の県内の感染者の発生に備えまして、県内の医療機関に協力要請を行い、34医療機関200床程度を確保したところでございます。

市としましては、感染症対策を講じた上での検査体制、医療体制の充実、それから、マスク、消毒用アルコールといった感染症予防備品の確保などにつきまして、保健所等を通じて要請をしまいたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

コロナ関係の質問は、これで終わって次の質問に移ります。

救急車の到達時間等についてです。

那珂市内においては、道路事情、特に生活道路の整備状況には地域差があるように感じています。それに対して、どういうふうに行政として整備を進めるかということについては、住民の要求、あるいは交通量から見た整備の効果、さらに地権者の合意の得やすさとか、予

算などの面での制約など等をもとに整備の順番が決まるかと思います。

でも、別の観点では、何かあったときに緊急車両が現場へどのくらいの時間で行けるかというのも重要だと私は考えています。特に、救急車が来て救命士が対応にかかるまでの時間、そこからさらに医療機関に到達するまでの時間が重要と考えて、今回の質問をすることにしました。

第1の質問です。

市内の自宅から救急車の要請があったとき、どのくらいの時間で行けるのか、かかる時間ごとの戸数の分布、それについて地域による違いはどうなっていますか。ただ、これは非常に大きなデータかと思いますが、データの整理の都合等で詳細をこの場で報告できないようでしたら、額田地区、本米崎地区、菅谷地区について、平均到着時間と最長到達時間についてぐらいは報告していただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答えいたします。

お求めの地区ごとの到着時間分布につきましては、データの整理ができておらず、詳細を報告することはできませんので、今回整理できた範囲でご報告いたします。

平成31年、令和元年の救急出場件数は2,345件で、現場到着平均時間は8分でございます。時間のかかる例としまして、救急出場の時間帯による交通渋滞に伴う遅延や天候及び道路状況等による遅延が考えられます。

本市では、1本部2署体制で、東、西消防署の管轄が定められており、救急出場体制は東消防署に救急車2台、西消防署に救急車1台及び救急予備車1台を配備し、対応をしております。

現場到着に時間を要した具体例といたしましては、額田地内、本米崎地内、菅谷地内の順番で管轄の東消防署救急隊の最長現場到着時間と状況、東消防署救急隊出場時には管轄外の西消防署救急隊が対応しますので、最長現場到着時間と状況をご説明いたします。

東消防署救急隊が対応しました額田地区の救急出場が109件あり、平均到着時間は7.5分、最長到着時間を要した額田東郷地内落合橋付近の救急出場は、遠距離のため12分を要しております。

西消防署救急隊が対応しました額田地区の救急出場が4件あり、平均到着時間は12.3分、最長到着時間を要した額田南郷地内の救急出場は、遠距離のため16分を要しております。

東消防署救急隊が対応しました本米崎地区の救急出場が31件あり、平均到着時間は10.8分、最長到着時間を要した本米崎四堰地内の救急出場は、遠距離のため14分を要しております。

西消防署救急隊が対応しました本米崎地区の救急出場が4件あり、平均到着時間は15.5分、最長到着時間を要した本米崎久保地内の救急出場は、遠距離及び交通渋滞のため19分を要しております。

東消防署救急隊が対応しました菅谷地区の救急出場が778件あり、平均到着時間は4.8分、最長到着時間を要した菅谷寄居地内の救急出場は、大雨による道路冠水及び道路狭隘のため12分を要しております。

西消防署救急隊が対応しました菅谷地区の救急出場が18件あり、平均到着時間は11.8分、最長到着時間を要した菅谷かしま台地内の救急出場は、遠距離のため16分を要しております。以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

東消防署、西消防署それぞれの基本管轄区域の中と外で到達時間が異なること、それから天災の中での出動の場合などで違いがあることがよく分かりました。質問を考えたときには、道路行政の面を中心に考えていましたが、今回の答弁を、今後の私が政策を考える参考にさせていただきます。また、できればより詳しいデータも頂ければ、あらデータを頂ければ自分で整理することもできますので、よろしくご検討ください。

次の質問です。

日常、市内にいまして、緊急車両が来ているのに交差点に入っていく車が目立つことがあります。それには、救急車が来ているのに気づかないために起きているのではと感ずることがあります。運転手の中には、高齢などのために耳が遠い方も結構いらっしゃるので、サイレンの音の設定を検討してほしいと思っています。現在はどのような基準で設定管理されているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第2項に定められております。サイレンの音の大きさは、その自動車の前方20メートルの位置において90デシベル以上120デシベル以下であることとされております。

具体例といたしましては、救急出場時は、赤色灯、前照灯を点灯して、サイレンを鳴らして緊急走行しますが、渋滞時、交差点進入時や右左折時には、音声合成マイクから自動音声により注意喚起及び手動マイク、モーターサイレンを併用して走行しております。密集地や搬送医療機関付近では、22時以降の夜間における出場時に音声合成マイクの使用を制限し、サイレンはサイレントモードに切り替えて活動しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 保安基準と状況に応じた対応を行っていることは分かりました。ですが、保安基準の前方20メートルで90デシベルから120デシベルという基準は分かりましたが、90デシベルと120デシベルではかなり幅があります。日頃の業務の中で、実際になんか音が届いていないんじゃないかとか、感じる場合があると思いますので、その保安基準

の中でも適切なところを考えるようにお願いしたい。

以上で、意見を言って、この質問を終わります。

国民健康保険について伺います。

端的に言いまして、新年度2020年度の課税基準はどうなる予定でしょうか。予算書にも出されているんでしょうけれども、よろしくお願いします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

国民健康保険でございますけれども、国民健康保険の改正に伴いまして、平成30年度から茨城県との共同運営となりまして、県が財政運営の責任主体というふうになりました。市町村は、県に対して国民健康保険事業費納付金を納めることにより、市町村が支払う保険給付費を県が交付金という形で措置をしてくれるという仕組みでございます。

県は毎年、次年度の事業費納付金を算定しまして、各市町村が納める額を決定します。一方、市町村は次年度の国保税や交付金等の収入見込額から事業費納付金を支払えるよう予算を組むこととなりますけれども、その際、現行の保険税の税率のままで賄えるか、それとも税率の改正が必要かを検討するということになります。毎年1月に、本係数による次年度の事業費納付金の算定が行われまして、その算定結果から、次年度予算を組んでおります。

議員がお尋ねの令和2年度の税率につきましては、県の事業費納付金の算定結果を基に試算し、検証しました結果、現行の保険税率により賄えるという見込みとなりましたので、税率の改正は行わないということといたしました。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 改定しないということで、値上げというのは変な言い方ですけども、税率アップにならないのは歓迎します。

実は私は、基本的に国保の利用者負担を減らしたいと思っているんですが、何しろここ数年、制度変更で財政が一体どうなるか見通しがつかないことで、大変、市に要求するにしても要求の仕方に苦慮しています。そういう意味では、変更して2年になったんですかね、それで、これが制度的に安定しないと私も要求しにくいし、市のほうとしても次の計画を立てにくいと思います。将来の見通しというんですか、どうなっていますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、広域化により平成30年度から茨城県による国民健康保険の財政運営が始まりました。最初の決算となる平成30年度の決算は既に確定しております。その決算の結果を申し上げますと、黒字決算となっております。黒字の一部は、令和2年度及び令和3年度に市町村が納めます事業費納付金の軽減に充てられるということとされました。

その結果、那珂市につきましては、その軽減策により、令和２年度及び令和３年度の事業費納付金から、各年度6,500万円が差し引かれるということが決まっております。

議員ご指摘の今後の財政の見通しにつきましては、現時点では、広域化の初年度である平成30年度しか決算がまだ済んでおりませんので、財政状況进行分析するだけの情報量が十分でないということから、今後の見通しを立てることは大変難しい状況だということでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○９番（花島 進君） 難しい状況だということは分かりました。全体が分からないだけに、県の方針も変わりかねないですね、どういうふうに割合で受けるかという。それでも利用者の負担が少なくなるような努力をお願いしたいと思ひまして、意見を言っただけで次の質問に移らせていただきます。

ひまわりバスが今年度いっぱいで廃止になるということになっています。これについては、利用者は少ないものの、実際にはタクシーよりも安いわけなので、使えなくなって困っている人がいるという声を聞いています。特に、所得の低い方にとっては大変苦しい状況かなと思ひています。

ひまわりバスの廃止は、コストとか老朽化とかのいろんな問題があつて廃止もやむを得ないかと思いますが、その代替、あるいは公共交通全体の中でのその後の計画についてはどう考えているかをお聞きしたいと思います。

まず、ひまわりバス廃止後の代替、あるいはその計画はどのように計画していますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

前回の定例会において報告させていただいたとおり、ひまわりバスにつきましては、本年度末をもって運行を休止し、ひまわりタクシーのほうを市が運行する地域公共交通の柱として位置づけをさせていただきました。

現在は、ひまわりバス利用者がひまわりタクシーへ円滑に移行し、交通弱者等の日常生活に支障が生じないように、フォロー策を実施しているところでございます。

具体的には、広報誌やホームページ、ＳＮＳや各バス停留所等に休止についての周知を図るとともに、ひまわりバスに市職員が乗車し、利用者に丁寧な説明を行いながら、ひまわりタクシーの概要や利用方法等を説明し、未登録者につきましては、その場で個別登録を行っているところでございます。さらに、地域包括支援センターや各種福祉施設などに職員が出向き、ひまわりタクシーの出張登録説明会を実施しているところでもございます。

ひまわりタクシーにつきましては、既に昨年４月から水戸市への乗り入れや土曜日運行、車両や便数の拡充を図っておりますが、到着時間の遅れや予定が取りにくいなど、まだまだ

改善の余地があるものと考えております。引き続き、利用者の意見や利用状況等を注視しながら、さらなる利便性の向上や効率的な運行を図るため、ＩＣＴを活用した運行配車システムの導入や運行時間の見直し、さらには水戸市以外の市町村への運行の可能性などにつきましても、今後、タクシー事業者や関係機関と協議・調整を図ってまいりたいと、以上のように考えているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○９番（花島 進君） ひまわりタクシー拡充なんですけど、以前の一般質問でも述べましたが、この交通機関の問題は結構プランニングが大事だと思っています。それについては、どういうものにするかというのを市政の執行部のほうでプランニングする際、単純にぱっと書けるものじゃないということは重々承知しています。予算と人員をある程度かけてでもいい計画を作って、こういうサービスがあればこれだけ使えるようになり、これだけコストがかかるという、そういう本当の意味の詳細なプランニングを作っていただければ、よりよい交通手段ができるかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、市の職員の新規採用と継続雇用などについてお伺いします。

会計年度任用職員制度が始まります。また一方で、近い将来、市の任期を定めない職員というんですか、正式な名称では。そういうのを定年延長の可能性も考え、人材確保と雇用のための財政負担両面から質問したいと思います。

まず、令和２年４月入庁予定の新規採用職員の状況はどうなっているのか。また、再任用職員、私なんかの用語では継続雇用と言っているんですが、何名いらっしゃるのか、それをお伺いしたいです。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

令和２年４月入庁予定の新規採用職員でございますが、13名となっております。内訳につきましては、一般事務職９名、土木職１名、保健師２名、消防１名となっております。また、定年退職となる職員は10名でありまして、そのうち再任用職員は９名となっております。

なお、令和２年４月現在の再任用職員ですが、全部で25名という状況になっております。以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○９番（花島 進君） 会計年度任用職員についてですが、これは大幅に処遇が変わること、あるいは義務も若干変わることということで、前から気にしています。月額報酬、期末手当等の処遇、いろんな職種の方がいらっしゃるの、全てはお答えを聞いても聞き取りにくいので、モデルケースについて説明してください。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

月額報酬につきまして、例をいくつか示させていただきながら、ご説明いたします。

一般事務職につきましては、1日の勤務時間が7時間の場合、月額約13万5,000円となります。

保育士、幼稚園教諭につきましては、1日の勤務時間が7時間30分の場合、月額約15万9,000円となります。

保健師につきましては、1日の勤務時間が7時間の場合、月額約19万円となることとなります。

また、期末手当につきましては、週の勤務時間15.5時間以上、任用期間6か月以上という条件を満たした場合には、どの職においても支給されます。年間の支給月数が2.6月で常勤の職員と同様となっており、6月、12月ともに1.3月分となっております。ただし、令和2年につきましては、6月が0.39月、12月が1.3月の合計1.69月分となる見込みとなっております。

また、期末手当の支給分の予算につきましては、交付税措置がされると、そういう対象になるという見込みになっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 令和2年度、つまり、次の年度、6月期0.39月というのは、これは期間率で考えてそういうことですか。制度が始まったばかりだからということでもいいですか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

始まりが4月からということで、月数の割合ということで計算されるということでございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告1番、花島 進議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時16分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◇ 原 田 陽 子 君

○議長（福田耕四郎君） 通告2番、原田陽子議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルス感染対策のための一斉臨時休校について。2. 自然災害への備えについて。

原田陽子議員、登壇をお願いします。

原田議員。

〔1番 原田陽子君 登壇〕

○1番（原田陽子君） 議席番号1番、原田陽子でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、このたびの私の当選に際し、市長はじめ先輩議員の方々に対し、一部のマスコミによる取材がなされたようでございます。大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、この場をお借りいたしましておわび申し上げます。

また、私の今後の議員活動に対し、ご心配されている方もいらっしゃるようでございますけれども、私も諸先輩方と同じく市政の発展に全力で取り組む決意の下、議員活動に邁進してまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

昨年、中国武漢市で発生が確認された新型コロナウイルスですが、日本国内でも感染者が出ており、イベントの中止、外出自粛など多方面に影響が広がっております。政府からは、感染拡大の防止策として、全国全ての小・中学校や高校などに、3月2日から春休みに入るまでの間、臨時休校するとの要請がなされました。

そこで、新型コロナウイルス感染対策のための一斉臨時休校について、いくつかの質問をさせていただきます。

申し訳ございません、私、休校ということで作ってまいりましたので、それで進めさせていただきますたく、お願いいたします。

政府からの突然の要請ではありましたが、茨城県内の小・中学校においては、2日の17市町村を皮切りに順次臨時休校が実施されていきました。

那珂市でも2日から臨時休校が始まっておりますが、2月28日に、政府の要請を受け、3月2日には、一斉休校が実施されているという急を要する事態に、児童の保護者は戸惑いや不安を抱えておられたのではないかと思います。

そこで、保護者の方からの臨時休校に伴う相談や市への問合せなどがあつたのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

臨時休業に伴う保護者からの相談ということでございますが、今回の臨時休業につきましては、保護者からの相談や問合せはございませんでした。

教育委員会としましては、保護者に対し迅速な情報提供に努めたところでございます。

まず、朝の段階で、緊急メールにより検討中である旨を一斉配信し、続いて、2日の休業が決定した時点で同様にメールにより周知した上で、児童・生徒を通して文書により、通知をいたしました。段階的に対応したことでご理解を得られたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ありがとうございます。

臨時休校に至るまでの情報提供を迅速に発信されたことで、保護者の方も混乱することなく対応できたことがうかがえます。引き続き、保護者の方が不安を感じる前に、情報の発信などを迅速なご対応をお願いしたく、よろしくお願いいたします。

そして、急な臨時休校となりますと、仕事を持つ保護者は、仕事が休めない場合の子供の預かり場所を心配するものでございます。

私自身、子育て中は共働きでしたので、当時は子供が4年生の頃まで、放課後の学童保育に頼らざるを得ない状況でございました。保護者の方のご心配も、私、痛感しているところでございます。

本市では、休校中の学童保育に関して対応しておりますけれども、前例のない今回の学童保育所の状況については、現在、学童保育を利用している方はもちろん、これから学童保育を利用しようという方、また、お孫さんが学童保育を利用している方などは、関心があるのではないかと考えております。

そこで、今回の小学校一斉臨時休校に伴う学童保育所の開所状況について、先ほどの1番目の質問と重複する内容もございますけれども、お答えのほうをお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

小学校が一斉臨時休業になったことを受けまして、どうしても保護者が仕事を休めないような場合の児童を支援するために、3月2日より公立学童保育所を午前中から開所をしております。

開所時間につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。午前8時半から午後3時までは各小学校の協力を得まして、それぞれの小学校の教室で実施をしております、児童の支援につきましても、学校の教職員の方などが実施をしております。

児童の受入れにつきましては、通常入所児童だけではなく緊急的に利用が必要になった児童も受入れております。

今後につきましても、緊急的な利用のご希望があれば、随時受入れを行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、感染拡大防止のため、自宅で過ごすことが可能な児童につきましては、できるだけ自宅で過ごしていただくようお願いをしているところでもございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ありがとうございます。

それでは、その学童保育の利用者はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

通常の公立学童利用登録者は、2月現在、市内合計で506名登録をいただいているところでございます。今回の小学校の一斉臨時休業によりまして、その登録者のうち、およそ半分を少し上回る人数の児童が利用されております。

また、ふだんは学童保育を利用していない児童で、今回、緊急利用をしている児童につきましては、日々変わりますが、公立学童全体で約20名ぐらいいるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） それでは、続きまして、学童保育所を開設するに当たっては、人員確保も課題となったと思われます。

学童保育所の人員確保の状況について、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

通常、公立学童保育所におきましては、授業終了後、おおむね午後3時頃から午後6時までの受入れを行っておりまして、学童支援員の配置につきましては、その開所時間と利用人数に合わせまして、学童支援員を雇用し、配置をしているところでございます。

小学校の一斉臨時休業に伴いまして、学童保育所を開所するという国の要請でございましたが、自宅で過ごすことが困難な児童の対応のために、午前中から学童保育所を開ける必要がございました。今回のように、学童支援員を午前中から配置するためには、あらかじめ支援員を募集し、必要な人員を確保して配置の準備をしておく必要がございます。

しかしながら、今回は、学童支援員を増員することは時間的な余裕もなく、現状雇用している支援員での対応を考えたとしても、なかなか急な対応が難しい、あるいは約3週間というその長期にわたる対応が難しいということから、先ほども申し上げましたとおり、小学校の協力を得まして、学校の教職員の方などをお願いをし、実施をしているというところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ありがとうございます。

準備期間もなく、開所時間、または保育所の場所など通常とは異なる状況において、学校

の教職員の方のご協力の下、学童保育所が運営されている状況がよく理解できました。

それでは、続きましての質問に移らせていただきます。

このたびの臨時休校に関し、国では、保護者が仕事を休んだ場合の助成制度が創設されるということでございますけれども、休職する保護者への支援に関し、那珂市の取組をお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

このたび国では、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金としまして、今回の小学校等の臨時休業により、保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含めまして、労働基準法の年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた企業に対して、助成制度が創設をされました。

この制度につきましては、現在のところまだ詳細には示されておりませんが、2月27日から3月31日におきまして、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額を助成するものでございまして、1日1人当たり8,330円を助成の上限としております。こちらは、大企業、中小企業とも同様の内容でございます。

また、国が3月10日に発表しました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾ということで出されましたけれども、こちらでは委託を受けて個人で仕事をしている方についても、一定の要件を満たす方に対する助成としまして、日額4,100円を支給することが追加をされたところでございます。

那珂市としての取組につきましては、こういった国の助成制度ができましたことから、市独自の取組については、現在のところ考えてはございません。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 国の助成制度についてのご説明ありがとうございます。

また、那珂市としては、これらの支援に対し、取組がなされないということを理解いたしました。ただ、那珂市独自の取組がなされないとしたしましても、国の助成制度についての最新情報の周知、啓発は市で進めていただきたいところでございます。

今回の臨時休校に伴い開所された学童保育所も、通常利用している児童の約半数が利用されていないということでした。その中には、助成制度を申請する保護者の方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれません。

また、周知が徹底されていない新たな助成制度ということは、それに便乗した詐欺などが横行することも予想されております。詐欺などに対する注意喚起も含めた、市で周知啓発を広く行っていただきたく、私からお願いいたします。

それでは、このたびの臨時休校に対する質問を終わらせていただきまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、自然災害への備えについてでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるための対策がなされている中、東日本大震災から9年となる3月11日を迎えました。今は、国民一人一人が新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ努力をしている最中ですが、それと同時に忘れてはならないのは、自然災害への備えだと思っております。

災害多発国であるこの日本において、このような感染症が猛威を振るう中、もし大規模災害が発生してしまった場合、どうなってしまうのか、災害時の避難所で感染拡大を防ぐのは非常に難しいと思われます。避難所の環境の悪さに比例して、感染症のリスクは増大しますし、多くの住民が密集した状態となる避難所では、リスクをゼロにすることは不可能であります。それでも避難所での1人当たりの空間や、プライバシーの保全に配慮することによって、感染症のリスクは低減するはずだと思います。

そこで、避難所における空間、温度、プライバシー、トイレなど避難所の環境について、どのように整備をなされているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

那珂市では、27の避難所を指定しております。そのうち6つの施設、中央公民館、総合センターらぼーる、総合公園、ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだい、そしてふれあいセンターよしのを拠点避難所としているところでございます。

その6つの施設で約2,300人の避難者を収容できるようになっております。この数は東日本大震災ピーク時の避難者数約2,000人を賄うことができる収容能力となっております。

なお、市内全避難所27の施設の収容人数は、約1万2,800人となっているところでございます。

拠点避難所につきましては、防災倉庫を設置し、避難生活を送る上で、必要な食料、飲料水のほか毛布や発電機、投光器などの資機材を装備しているところでございます。

また、生活用水といたしましては、防災井戸を整備し、停電時でも発電機で稼働が可能となっているところでございます。

避難スペースについてでございますが、避難時の利用ということもあり、個室や防音機能といったところまではございませんが、簡易の目隠しテントや間仕切りなどを配備しているところでございます。

そして、女性や小さなお子様などのプライバシーを確保することが可能となっております。

また、電源が喪失していなければ、冷暖房完備であり、トイレも和式、洋式、多目的と全て装備され、ある程度の避難生活を送るのに、良好な環境を確保できるというようになっていくところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ありがとうございます。

6つの拠点避難所につき、防災倉庫も設置され、環境整備に取り組んでおられることが理解でき、安心いたしました。

非常時に利用する避難所でございますから、環境整備に限界があることは誰もが承知していることです。ただ、地震、水害などの自然災害がいつ起きてもおかしくない日本において、そのほかの施設の避難所の環境改善に向けても、常に整備していくことは、今後の課題となるのではないかと思います。特に感染症に対して弱者となる高齢者、乳幼児、持病をお持ちの方、そのような方へのリスクを減らすためにも先延ばしはせず、感染症への関心が高い今のうちに取り組むべき課題であると認識していただきたいと思います。

また、避難所では仕切りがなく、雑魚寝を余儀なくされる状態でございますけれども、過去の震災においては、避難所での女性に対する性被害が確認されております。被害者も加害者もともに被災者のため、被害を訴え出にくい状況であり、表に出ない被害がもっとあるのかもしれないかもしれません。避難所での疲労とストレスに加え、女性は被害者になってしまうかもしれないという不安も抱えております。

そのような事実の下、熊本地震では性被害に注意を呼び掛ける貼り紙が、避難所に掲示されたようでございます。このように、避難所におけるプライバシー保全など、避難所の環境改善は、先ほど申しました感染症の防止、また、性被害の抑止につながります。今後もあらゆる事態を想定し、避難所の整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問でございますけれども、避難生活に必要な備蓄品の備蓄状況や備蓄量の考え方について、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

自然災害時に、避難者の避難生活を想定いたしまして、避難生活で最低限必要となる物資等をあらかじめ備蓄しているところでございます。

備蓄量の考え方につきましては、東日本大震災ピーク時の避難者数2,000人をベースに考えているところでございます。

使用備蓄物の備蓄量の考え方といたしまして、食料は1人1日3食の3日分、飲料水につきましては1人1日3リットルの3日分、それぞれに2,000人を乗じまして、1万8,000食、1万8,000リットルになるところでございます。そのうち半分を公的備蓄、残り半分を流通在庫備蓄と想定いたしまして、それぞれ9,000食、9,000リットルになるよう、賞味期限を考慮しながら購入しているところでございます。

生理用品につきましては、想定避難者数の2,000人に女性の割合、そして年齢層、1日の使用量などを乗じ、使用数を想定し、購入しているところでございます。

消毒用アルコール、また、小児用のおむつにつきましては、防災課ではなく他課で所有しておりますので、緊急時に提供できるよう、庁内で連携が図られるところでございます。

現在の備蓄につきましては、想定し得る物品を可能な限りそろえているところでございま

すが、今後も計画的に備蓄を推進していきたいと思っていますところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ありがとうございます。

食料、飲料水の備蓄は欠かすことはできませんが、そのほかにも女性にとって必要な生理用品、また、紙おむつなども自然災害時の避難生活を想定して、備蓄の量も考慮されていることがよく分かりました。

東日本大震災のときも、食料、飲料水、生活必需品が品薄となりました。先日、防災課でお聞きしましたところ、今後、購入予定の備蓄品もあるということでしたので、計画的に備蓄を進められていることに安心しております。

そして、ここで備蓄に関連しまして、少し触れさせていただきますけれども、今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、マスクや消毒用アルコールなどの不足が深刻化しております。

今回、このような混乱の背景には、インターネットやSNSを通じたデマから始まった買い占め、転売なども背景に見受けられます。那珂市内においても、店頭からマスクが消えておりますが、マスク不足はこれから世界でも広がりを見せており、店頭での品薄はしばらく続きそうな予想でございます。

市民の方からもマスク不足については、マスク着用を呼び掛けられてもマスクがない。また、備蓄品のマスクを配ってほしいなどの不満の声が上がっております。

そして、何より優先されるべき医療機関や持病をお持ちの方などへのマスクが行き渡らなければなりません。マスクの転売は今後、禁止されていきますけれども、一般市民へのマスクの供給の見通しが立たない中、その原因となるインターネットやSNS上でのデマ拡散、買い占め、転売に関する注意喚起を本市でも行っていただけたらとお願いいたします。

そして、備蓄していたマスクを他国へ寄贈した自治体もございましたが、その自治体でも、今ではマスクが不足する事態となり、優先されるべきところでマスクが手に入らない状態となっております。

本市におきましては、今後、備蓄品の補充が十分になされたといいたしましても、備蓄品の使用、配布は、那珂市民をまず優先していただきたいと最後をお願いをいたしまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告2番、原田陽子議員の質問を終了いたします。

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、通告4番、古川洋一議員。

質問事項 1. 障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて。2. 学校教育の向上について。

古川洋一議員、登壇を願います。

古川議員。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、古川洋一でございます。

9年前に初当選をし、最初の3月定例会において、一般質問の通告はさせていただいたものの、3月11日に発生いたしました東日本大震災により、一般質問も中止になりました。震災のことは今でも忘れられませんし、忘れてはならないと思います。ここに改めて、衷心より哀悼の意をささげますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げる次第であります。

それ以降、毎回欠かさず行ってまいりました一般質問も、通算で今回36回目となります。今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として、一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初は、障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて、お伺いをいたします。

障害者総合支援法という法律がございまして、これは地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実や、障害のある方の日常生活や社会生活を総合的に支援していくために作られた法律であります。法でいう障害者福祉サービスは、大きく自立支援給付と地域生活支援事業の2つに分かれておりますが、その1つ、地域生活支援事業は、市区町村や都道府県が地域の実情に応じて行うサービスであります。

そして、市区町村が行う地域生活支援事業の1つに、今回取り上げます手話奉仕員養成研修という事業がございます。議長にお許しをいただきまして、那珂市で作成された障害者総合支援法による「障がい福祉サービスのてびき」という冊子の抜粋を皆様にお配りをいたしました。この裏面に記載がございます、手話奉仕員養成研修のところには、手話で日常会話を行うのに必要な表現技術などを習得した人を養成し、聴覚障害のある人を支援しますと書かれています。

では、皆さん、手話奉仕員とはどういう人を用いるのかご存じでしょうか。私は最初、手話通訳者のことというふうに思いましたが、そうではないようです。

まず、保健福祉部長、その辺の手話奉仕員とは何か、ご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

手話奉仕員でございますが、意思疎通を図ることに支障がある障害をお持ちの方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、手話で日常生活を行う際に、

必要な手話語彙、それから手話表現の技術を習得し、支援を行う方でございます。

なお、先ほどおっしゃられました手話通訳者や要約筆記者など手話奉仕員よりもさらに専門性の高い意思疎通支援を行う方の養成研修につきましては、都道府県の事業として実施することとなっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。

手話通訳との違いのほうもご説明をいただきましたけれども、つまり、専門性の高い手話通訳者に至る前のステップとして通らなければならない道であり、また、底辺拡大の意味においても手話奉仕員を養成することは大変重要であると思います。

では、その手話奉仕員を養成する研修は、現在、那珂市において実施されているのかお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

那珂市におきましては、地域生活支援事業による手話奉仕員養成研修事業は、現在は実施をしておりません。平成12年度から13年度におきまして、市社会福祉協議会が手話教室を開催していましたが、平成14年度におきましては受講者がなく、中止をしたというような経緯がございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 実施はしていないとのことであります。ただ、過去においては、手話教室は開催したことがあるということなのですが、平成12年度から13年度においてということだと、約20年前の話かと思います。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業には、どの市町村も実施する必須事業と地域の実情に応じておのおのが実施する任意事業とがあるはずですが、手話奉仕員養成研修事業はどちらなのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

手話奉仕員養成研修事業につきましては、必須事業となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 必須事業、つまり、やらなければならない事業であるのに、現在、那珂市では実施をしていないということであります。それでよろしいんでしょうかという、今回はそのお話であります。

ちなみに、先ほど約20年前に2年間、手話教室を開催したが、3年目には受講者がなかつ

たので中止したという経緯があるとのこと説明がございましたけれども、それ以降は、障がい者の方や関係団体、一般市民の方々から手話教室等を実施を求めるようなご意見やご要望がなかったのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

手話教室の開設に関するご意見、それからご要望につきましては、平成15年度以降は特にございませんでしたが、昨年12月に、一般市民の方から手話奉仕員養成講座の開設を求める要望書をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 手話教室開催の要望ではなく、まさに手話奉仕員養成講座の開設を求める要望書が提出されたとのことですが、その要望書はどのような内容、どのようなことを要望されていたのか、また、市ではそれに対してどのように回答されたのか、併せてお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

まず、要望書の内容について、お答えをいたします。

平成30年10月に、茨城県手話言語の普及の促進に関する条例が施行され、市町村の役割として、手話の普及に関する施策の実施に努めるとされました。

また、手話通訳者の養成の強化やスキルアップ、指導者の確保を図る上で、手話奉仕員養成講座の開設は重要であり、近隣の市村においても講座が開設されています。このことを踏まえ、那珂市においても、同様に講座を開設するようご要望をいただいたものでございます。

次に、その要望書に対する市の回答について、お答えをいたします。

那珂市における手話奉仕員養成講座につきましては、平成12年から13年度に手話教室を開催したものの、平成14年度には受講の申込みがなかったため、その後も手話教室は開講しておりませんでした。

また、市内の障害者関係団体や市民の方からも手話奉仕員養成講座の開設に関するご意見、ご要望は特に寄せられていなかったというのが現状でございます。

今後につきましては、改めて関係団体や市民の声をよくお伺いした上で、必要性や費用対効果なども含め、手話奉仕員養成講座開設の検討を進めてまいりますので、よろしくお願いいたしますというようにお答えをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） なるほど、まず、要望書ですけれども、提出された方は、平成30年に茨城県手話言語の普及の促進に関する条例が施行され、市町村の役割として、手話の普及

に関する施策の実施に努めるということになっているのをご存じだったようであります。さらに、その必要性とともに、近隣市町村でも開設されている現状をおっしゃっておられる。

それに対して、市の回答ですが、過去に手話教室を開催したが、3年目には受講者がなかったので中止して以来、開講していない。また、特に要望もなかった。今後は、関係団体や市民の声をよくお伺いした上で、必要性や費用対効果を含めて、検討をしていくというふうにお答えをされたということであります。

どうでしょうか、皆さん。この市の回答が、やらなければならない必須事業の回答とは思えないと感じるのは、私だけでしょうか。約20年前に手話教室の受講者がなかった、それ以降も要望がなかった、だからやらないというふうに聞こえます。

さらに、要望書の提出が必要性を訴えていらっしゃるにもかかわらず、今後、関係者や市民の声を聞いて、必要性や費用対効果も含めて検討をするという回答であります。私がその回答を受け取っておりましたらば、これはやる気はないというふうに感じ取ると思います。

この障がい福祉のサービスのてびきで手話奉仕員を養成し、聴覚障害者を支援しますとしているのに、なぜそのような回答になるのか、私には理解できません。手話奉仕員養成研修事業は市の必須事業であり、また、要望書も提出されたわけではありますが、実施に至っていない理由や状況について、再度お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほど、要望書に対する回答文の中でもお答えをさせていただきましたとおり、受講の申込みがなかった平成14年度以降これまでの間、市内の障害者関係団体や市民の方から手話奉仕員養成講座の開設に関するご意見、ご要望が特に寄せられていなかったという現状がございます。

加えまして、手話奉仕員養成講座につきましては、入門編や基礎編の受講に80時間程度要し、受講期間も長期にわたるなど、受講者の方の負担が大きいというようなご意見を、手話サークル団体に関わりのある方の一部からもお聞きをしていたということもございまして、申込者の確保が難しいという現状も一方でございます。

このようなことから、実施に至っていないということでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） これまで要望がなかったというのは、先ほどから私が申し上げておりますとおり、やらない理由にはなりません。当該講座の受講時間が80時間を要すると、そして、期間も長期にわたるということから、受講者のご負担が大きく、申込者の確保が難しいということではありますが、確かに大変そうだと思います。しかし、実施していない理由が、これまで要望がなかったからという、どちらかというと受け身の姿勢に感じるんですが、であるにもかかわらず、市民が80時間を負担に感じるのかや申込む意思があるのかなど、意

識調査のようなことをされてきたとは思えないんです。要望書に対して、今後、関係者や市民の声をよく聞いて、必要性や費用対効果も含めて検討するというように回答されていることから、80時間で長期にわたるから申込みがないだろう、また、必要性や費用対効果もないだろうと現時点で行政側がそう感じてしまっているだけのような気がいたします。確かに市の事業として実施する際には、必要性や費用対効果を十分に考えるのは当然のことではありますが、必須事業でありますから、要望の有無にかかわらず実施すべきであるというふうに思います。

また、要望書の内容にもございますとおり、県条例の施行により、市町村の役割が定められたほか、手話通訳者の養成の強化やスキルアップ、指導者の確保といった観点からも手話奉仕員養成研修開設の重要性、必要性は高まっております。

いずれにいたしましても、今後、検討するというふうに回答されたわけでありますから、市においては、ぜひ積極的に実施していただきたい、私からも強く要望いたしますが、いかがでしょうか、今一度、市の今後の方針をお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することは、聴覚障害者等をお持ちの方との交流活動の促進、あるいは市が広報活動上での支援者としての必要であるというふうに考えております。

障がいをお持ちの方や関係団体ばかりでなく、手話に関心をお持ちの方など、講座へ参加の可能性が見込まれる方を含め、広く一般の市民の方に対して周知をし、アンケート調査を行いまして、ニーズの把握に努めてまいりますとともに、近隣市町村との連携も併せて検討、そして、早期の実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） アンケート調査によるニーズの把握に努めるということでありますが、私なりに考えますその際の注意点をお伝えしておきたいと思います。

例えば関係団体ということで、例えばですけれども手話サークルの方に参加はどうかとお伺いするとして、先ほどのお話のように、80時間の受講は負担だから参加できないというお答えが多数だったとします。そのときに、関係者でさえ参加しないとおっしゃるんだから、必要性はないだろうというふうに判断してはいけません。それはなぜか、手話サークルと手話奉仕員養成研修の目的は違うように思います。あくまでも一般論ですけれども、サークルは趣味の会、手話奉仕員養成研修は手話通訳者というプロを目指す登竜門、参加目的意識が違うのではないのでしょうか。

また、年齢によっても負担の感じ方や意識が違いますか。ですから、その一部の方のお声だけでもって、広く市民を対象に募集しても、皆さんが皆さん、同様に負担に感じるだろ

う、申込みがないだろう、必要性がないだろうと判断するのはどうかと思います。

アンケート調査の結果、希望される方が少ないからやらないではなく、参加したいと意思表示もしされた方がいるとすれば、その方は本気でプロの通訳者を目指しているかもしれないということを考えていただき、また、費用対効果も考えるのであれば、どうしたら多くの参加者が集まるのか、市民にどのようにお知らせをするのかなど、どうすれば実施できるか、その方法を真剣に考えていただきたい。参加予定者にどなたかほかにはいらっしゃれば一緒にお誘っていただけませんかというお願いは、ご協力をお願いするのはよろしいかと思いますが、実施したいなら人を集めてくださいというようなことは筋違いでございますので、間違ってもそのような言い方はされないようお願いしておきます。

必須事業だからだけではなく、市の障がい者に対する支援の本気度、思いをお示しいただきたいということを強く申し上げ、この項の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 零時 00 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

○議長（福田耕四郎君） 午前中に引き続きまして、古川洋一議員の一般質問を行います。

古川議員、登壇願います。

古川議員。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、古川洋一でございます。

午前中に引き続きまして、質問事項の2から再開したいと思います。

次の質問事項は、学校教育の向上について伺いをしてまいります。

令和元年度版那珂市の教育、皆様も多分お持ちだと思いますが、こういうやつです。こういう冊子がございます。この令和元年度版那珂市の教育には「那珂市教育プランの概要」というものがございまして、学習指導体制の充実の中に確かな学力の向上としてICTを効果的に活用した授業の推進やプログラミング教育の推進が書かれております。加えて、教育環境の整備と運営体制の充実の中にも設備の充実としてタブレット型パソコン等の適正配備やICT支援員の派遣が書かれております。また、学校教育の概要の基本方針と施策の中にも同様の記載がございます。

これらを見ましても、那珂市が学校教育の中でＩＣＴ教育に力を入れていくお考えであることは承知しておりますし、理解もしております。また、以前私の所属しておりました教育厚生常任委員会においても那珂市の現状を確認させていただいており、一定の評価と併せて取組についての要望書も提出しているところでございます。

まず、そもそもＩＣＴ教育とは何を目的とした教育なのか。非常に重要なことでありますので、最初に再確認しておきたいと思います。教育部長、ＩＣＴ教育の目的をご説明願います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

ＩＣＴ教育でございますが、こちらパソコンやインターネットなど情報コミュニケーションのツールや技術を活用しまして適切な情報を取捨選択したりコミュニケーションの手段として活用したりしながら、今後ますます高度化する情報化社会に対応できるよう基礎的、基本的な情報処理能力を育成することを目的としております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○１２番（古川洋一君） ありがとうございます。

では、次に、現在那珂市内の学校にはある程度の台数のパソコンが整備されていると思いますが、その状況及び活用方法はどのようになっているのか。以前委員会で確認はしておりますが、改めて現状をお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現在のパソコンの整備状況でございますが、小・中学校各校に40台のタブレット型端末のほうを配置しております。

活用方法でございますが、まず発表などする際に一斉に全員で行い、みんなで確認する。グループでの発表や話し合いの際にグループ員が同時に書き込みしながら進める。実験の様子を動画や写真に収め、後でそれらを見ながら振り返り学習を行う。あるいは、体育の運動動作を動画で確認する。動画や画像を編集する。地図表示で面積などを求めるなど、現在教科の別にかかわらず活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○１２番（古川洋一君） 分かりました。

那珂市内は県内でも先進地のほうだと思いますが、全国にはもっと進んでいる自治体があるということだけお伝えをしておきたいと思います。

また、現在国において児童・生徒一人一人が端末を持ち活用するというＧＩＧＡスクール構想が打ち出されておりますが、那珂市での取組はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

す。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

G I G Aスクール構想につきましては、昨年12月に閣議決定された国の補正予算案に盛り込まれた事業でございます。

本市におきましても、国の財政支援が受けられるこの機会に整備を進めるため、本定例会の補正予算にG I G Aスクール推進事業として小・中学校それぞれに必要な経費のほうを計上しているところでございます。今年度計上した経費の内容でございますが、各学校の校内通信環境の再整備の費用及び端末の整備費用となっております。端末につきましては、4か年をかけて小・中学校の児童・生徒の全員分についてタブレット型のパソコンを整備することとしており、初年度、5、6、7年生分を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。

今ご説明いただいた件につきましては、今ご説明がありましたとおり本定例会の議案にもなっておりますので、そちらのほうは担当委員会で詳しくお聞きしてまいります。

今回、私が申し上げたいのは、数年かけて小・中学校全ての児童・生徒にタブレットを整備したその後のことが問題だというふうに感じておりますので、その件をお伺いいたします。

冒頭お聞きいたしましたI C T教育の目的にも関連はいたしますが、児童・生徒全員がパソコンを持って学習するということとどういう成果に結びつけるのかが重要になってくるといふふうに思います。そして、市はその点をどのようにお考えなのか、また先生方にとってのメリットはあるのか、併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

子供たち一人一人が端末を持つI C T環境を整備することで、これまでの学びの形態とは大きく変容することとなります。子供たち個々の反応を踏まえた双方向型の授業や学習状況に応じた個別学習が可能になるなど、子供たちの資質や能力を教師が確認しながら学習を進める教育環境が実現するものと思っております。

こうしたI C T環境での学びを通して何を目指していくのかということでございますが、今の子供たちが活躍する頃にはA Iやロボットなどの情報技術が当たり前存在する社会になると予想されており、情報を主体的に活用する能力をはじめ、言語能力や数学的思考力など時代を生きていく上で必要となる資質、能力を育成することであると考えております。

一方、先生側のメリットでございますが、子供たちはタブレットを使う学習ではモチベーションが非常に上がりますので、先生も子供たちの関心や積極性を引き出しながら授業が行えるほか、板書の代わりに子供たちの意見を瞬時に提示できるなど効率的に授業を進めるこ

とができます。また、教員間でも指導案を簡単に共有できるなど、様々なメリットが考えられております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 冒頭お伺いいたしましたICT教育の目的として、情報化社会に対応できる情報処理能力を育成することだというふうなご答弁がございましたが、ただいまICT環境での学びを通して情報を主体的に活用する能力をはじめ、言語能力や数学的思考力など時代を生きていく上で必要となる資質、能力を育成したいというような言葉が加わりました。

私が求めるのもそこなんです。私が以前から申し上げております生きる力の醸成につなげてほしいという思いであります。

ただ、心配なこともございます。

それは、タブレットを1人1台持たせれば必ずその成果が得られるわけではないということとであります。

一つの例として、ICT教育の先進地と言われる自治体の学校が、毎年実施される全国学力調査の結果、学力の伸びに結びついていないところもあるという皮肉な結果になっているところもあるようなんです。詳しい理由は分かりませんが、私が直感的に思った言葉は、俗に言います仏を作って魂入れず、宝の持ち腐れというような言葉でありました。

今回の整備は、あくまでもタブレット端末の本体と通信環境としての校内LANの整備のようですので、いわば魂が注入されていない状態であります。どのような魂を注入するのか、正確にはその成果を得るためにはどのような学習支援システムのソフトを導入すればよいのか。そして、それをどう活用し授業に生かしていくのかを整備されてから考えるのではなく今からしっかり調査研究をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

また、端末本体、ソフトの業者選定につきましても、アフターフォローも含めて慎重にご検討いただきたいというふうに思います。

先生方にとってのメリットもいろいろあるようではございますが、一方では先生方の負担も考えられますので、先生方に対する校務支援システムの導入も同時にご検討いただき、進めていただきたいなというふうに思います。

今般の国の施策により、教育委員会が描いていたタブレット端末の導入も含めた教育のICT化計画がかなり早まったのかなというふうに思います。国の補助は大変ありがたく、うれしいこととはいえ、市の持ち出しもありますし、財政サイドも含めて教育委員会としても急なことで大変なこととお察しはいたしますが、ここはひとつ那珂市の子供たちのために大いに頑張っていただきたいというふうに思います。

最後に、先崎市長にお伺いいたします。

私どもは、ICT教育の先進地と言われる自治体を数多く視察しておりますが、そのほと

んどで首長の思いがとても強いなというのを感じました。予算措置を考えれば当然と言えば当然なんですが、市長のお考え次第なのかなというふうに思います。

そこで、先崎市長のお考え、これからを担う子供たちへの思いをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問ありがとうございました。

教育プランの中からはいろいろなものを見ていただいて、このＩＣＴ教育のことを取り上げていただいたこと、感謝を申し上げます。

現代の子供たちを取り巻く環境は、スマートフォンであつたりＳＮＳであつたりと日常生活にデジタル情報機器や通信があふれておりまして、情報通信技術なくしてはもう社会が成立しない、そういう状況になっております。

このような時代を生きていく子供たちは、様々なシーンにおいてあらゆるデジタル機器を使いこなしていかなければいけない、そういう状況になってきていると思います。そのためには、学校でも日常的にＩＣＴを活用できる環境を整備して、それを活用した教育を推進していくことは不可欠であると言えます。さらに、ＩＣＴ環境の整備は教師の働き方改革という側面においても欠かせないものと認識をいたしております。

ただ、一方で余りに心を、先ほど魂、仏様の話がありましたけれども、機器にばかり頼る、例えば隣に住んでいる子供同士がタブレットで挨拶をするとか、やはり人と人としてのコミュニケーションというか、そういったものもきちんと養っていく。上手に、やはりコミュニケーションツールであるということをきちんと理解をさせて現場で指導をしていく。そういったのも私は非常に大事なかなというふうに思っております。

今回は、国でＧＩＧＡスクール構想という大きな流れを起こしました。

本市もこの流れに乗りまして、国の財政支援を受けながら、教育におけるＩＣＴ環境の整備、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○１２番（古川洋一君） ありがとうございます。

子供たちを思う心強い思いをお聞かせいただいたと思っております。よろしくお願いいたします。

それと、市長、参考までに申し上げるんですが、全国ＩＣＴ教育首長協議会というのがございまして、茨城県でもそれに加盟している自治体はいくつもあるんです。見ていただければわかると思うんですが、その全国の先進地の実践事例なども学べるようでございますので、ぜひ加盟をご検討されてはいかがかなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で通告４番、古川洋一議員の質問を終了いたします。

◇ 小 泉 周 司 君

○議長（福田耕四郎君） 引き続き、通告5番、小泉周司議員。

質問事項 1. スポーツクラブとの連携について。2. かわまちづくり事業（河川敷グラウンド整備）について。

小泉周司議員、登壇を願います。

小泉議員。

〔2番 小泉周司君 登壇〕

○2番（小泉周司君） 議席番号2番、小泉周司でございます。

昨年、1回目の一般質問に立ちまして、緊張の中、質問したことを覚えております。初心忘れることなく、今後も精いっぱい頑張ってまいりますので、執行部の皆様方には建設的な議論になるようよろしくお願いいたします。

今、地方創生が言われております。消滅可能性都市なんていうことも数年前には騒ぎまして、人口減少、それから高齢化をどうやって食い止めていくのか、この辺りは各地方にしっかりと突きつけられている今課題だろうというふうに思います。

那珂市においても、いい那珂暮らし等定住人口を増加する政策というのを様々に行っているところではございますが、私はそのような政策の中の一つとしてスポーツ、スポーツによる地域連携だったり地域おこしというのも一つの方策かなというふうに考えるところでございます。

したがいまして、今回の質問に関しては、1つ目はスポーツクラブとの連携ということで、主にプロスポーツクラブとの連携についてご質問をさせていただきます。

それから、2点目はかわまちづくり事業について。

こちらは、戸多地区に整備される河川敷のグラウンド整備でございます。まさしくスポーツする環境を整えるというところで非常に大切な事業かと思っておりますので、今回はこの2点についてご質問をさせていただきたいというふうに考えております。

いい那珂暮らし、いろいろと取り組んでおりますけれども、やはり私大事なことは、地域の資源をしっかりと見つめ直し、それを磨いていくという作業なんだろうなというふうに思います。もちろん、那珂市でその資源が見つければそれに越したことはありませんけれども、例えば、観光で言えば那珂市だけではなかなか一日滞在していただくことが難しいということになれば、今であれば偕楽園、それから今後は海浜公園等連携をしていく。それから、常陸太田、大子等の観光のまさしく窓口と、玄関口として那珂市を通過する際にどのようなことを体験していただくかと、滞在していただくかというのをほかと連携しながら那珂市の魅力を向上していくということも一つの方策であろうというふうに考えております。

そう考えますと、まさしく今那珂市の近く、水戸等にプロのスポーツクラブがいくつかございます。Ｊ２、サッカーではＪ２リーグに加盟しております水戸ホーリーホック、それからバスケットボールではＢ２リーグにございます茨城ロボッツ、それから去年は野球でＢＣリーグというリーグに加盟しております茨城アストロプラネッツというプロスポーツがそれぞれ存在をしております。那珂市、直接ではありませんけれども、私はこういったプロスポーツの資源というものを那珂市も有効に活用することで何か那珂市に有効な政策が打てるんじゃないかというふうに考えております。

実は、この３つも近くにプロスポーツがあるというのは非常に恵まれた環境ということも言えるかと思います。それだけに、これらのスポーツとの連携を密にしながら、今後どうスポーツクラブとの連携を進めていくのかということを質問内容として進めてまいりたいというふうに思います。

まず、今私３つほどプロスポーツクラブ挙げさせていただきましたが、那珂市が現在連携協定を結んでいるプロスポーツクラブについて教えていただけますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えをいたします。ただいま小泉議員のほうからお話がありました中で、現在連携協定を結んでいるプロスポーツクラブは水戸ホーリーホックと茨城ロボッツがでございます。水戸ホーリーホックとは、ホームタウンとして平成29年度に、また茨城ロボッツとはマザータウンとして同じく平成29年度にそれぞれ連携協定のほうを結んでおります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○２番（小泉周司君） 水戸ホーリーホックと茨城ロボッツということでご回答いただきました。

水戸ホーリーホックはホームタウン、茨城ロボッツはマザータウンということでございますが、水戸ホーリーホックのホームタウンというのは、どちらかということ水戸がホームタウンかなというイメージでございましたので、那珂市もホームタウンということなんだと今改めて認識をいたしました。それから、マザータウンという言葉も余り聞き慣れる言葉ではないなというふうに思いますが、この水戸ホーリーホックのホームタウンの状況、それから茨城ロボッツのマザータウンという言葉について、どのような内容の連携なのか教えていただけますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

まず、水戸ホーリーホックのホームタウンの状況につきましては、平成29年度にそれまで水戸市のみだったものを、Ｊ１のほうを目指すためにホームタウンの広域化を図り、クラブの本拠地として活動を支援する市町村としまして、那珂市のほか、ひたちなか市、笠間市、

小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の7市町村が加わり、合計9自治体で構成されております。

茨城ロボッツのマザータウンにつきましては、本拠地としての登録はありませんが、練習場の確保などクラブの活動を支援する市町村で、現在那珂市のみとなっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） ホーリーホック、やはり最初はホームタウンじゃなかったかなという認識は間違っていなかったかなと思います。平成29年度にクラブがJ1を目指すためのホームタウンの広域化ということで新たに那珂市も加わって、広域で、9市町村で今はホームタウンを形成しているということかと思います。

それから、マザータウン、練習場の確保、ホームタウン、試合会場としてはB2リーグの規定もありますので、那珂市の開催は難しいと思います。ですから、主会場は水戸になるかと思いますが、それ以外の練習等ロボッツを育てるという意味のマザータウンという言葉遣いなのかなというふうに思います。まさしく、クラブの活動を支援するということでそれぞれ協定を結ばれているということになるかと思いますが、目的と連携の内容について改めて答弁をお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

プロスポーツクラブとの連携は、市民のスポーツ振興及びスポーツ文化の創造、地域の活性化のほうを目的としております。

内容としましては、プロチームを活用した地域交流事業の開催などプロスポーツクラブの地域貢献活動の実施、市とプロスポーツクラブ相互でのPR活動、それから練習場の確保などがございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市民スポーツ振興、スポーツ文化の創造、地域の活性化が目的であって、内容としては地域交流事業の開催、地域貢献活動実施、相互でのPR活動、練習会場の確保ということでございます。

何となく分かる気はするんですけども、実際にはどのようなことを行っているのか、具体的な取組を教えてくださいませんか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

具体的な取組でございますが、まず両クラブともにホームゲームの一、二試合を那珂市の日として開催していただいております、その際には市民の無料招待や那珂市の特産品等の販売ブースの設置をさせていただき那珂市のPRのほうを行っております。

また、幼稚園、小・中学校の子供たちを対象にサッカー教室、バスケットボール教室を開催していただき、練習の方法やスポーツの楽しさを教えていただいております。

そのほかとしまして、両クラブを市民に広く知ってもらうために那珂総合公園等に選手の等身大パネルを設置してPRしております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 両クラブともにホームゲーム、那珂市の日として開催をしていただいて、そこに那珂市の市民を無料で招待していただいている。また、試合の際には那珂市の特産品の販売ブースを設けて那珂市のPRに努めているということでございます。

それから、サッカー教室やバスケットボール教室を開催していただいているということなんですが、特にこの子供たちにはプロの選手に触れるという機会、なかなかない機会だと思います。まさしく、このような近隣にこういったプロスポーツチームがあるという現状がこういったことも可能にしているのかなというふうに思いますので、ぜひともこの子供たちに向けてプロの選手たちを、実際に一緒にプレーをする。そういった体験を、貴重な体験を今後とも大事にしていただきたいなというふうに思います。

様々な連携協定の内容で、様々な内容をここまでお聞きしてきましたけれども、では、実際に市としてどのような効果があるというふうに考えていらっしゃるのか。考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

プロスポーツクラブは、全国各地で試合のほうを行っており、各地にファンがおりますので、そのファンが両クラブのホームページを見たり、試合に来ることによりまして、連携している那珂市のPRが全国にできると考えております。

また、市民がプロスポーツを身近に感じることは、スポーツをすることの楽しさや感動などを感じることにとなり、スポーツ振興にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 那珂市のPRが全国にできると。それから、スポーツの振興につながると。

最近、まさしくスポーツをするという感覚を大切にする政策というのが非常に今重要視されておりますので、こういった実際に市民がプロのスポーツに触れることによって、また子供たちが触れることによってスポーツをするというほうに移行していただくというのも非常に重要な効果かなというふうに思います。

そのほかにも、先ほどからの答弁から考えますと、集客、交流の効果や情報発信の効果、それから特産品ブランドの販売などは商業の活性化に。子供たちへのスポーツ教室等は、ま

さしく、大きく捉えれば子育て支援サービスの創出効果と言えるのではないかなというふうに思っております。

様々に効果が認められると私も思いますけれども、これらの連携内容、今後も継続して実施していく予定でございますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今後、内容の見直しはあるかもしれませんが、連携のほうは継続していく予定ではございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 継続して実施していくということでございますので、ここで私から少しご提案をさせていただきたいというふうに思います。

これまでも効果のある連携内容で取り組んではいるというふうに思いますが、他市町村の事例等から見ますと、例えば小・中学校に選手を派遣してもらう、登校時の子供たちに挨拶運動の啓発、それから給食の時間に子供たちと一緒に食べてもらうことで食育の啓発、部活動の練習に選手を派遣してもらうことで技術の指導をしていただくなど様々に連携の内容が考えられるというふうに思います。それぞれにほかのところで取り組んでいる事例ですので、比較的取組やすいのではないかなというふうに考えますが、これらの事例を那珂市でもぜひとも今後取り入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

スポーツ選手と触れ合う場の貴重な機会でございますので、そうした取組のほう、今後進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

また、今私が挙げた内容ではなくて、那珂市として新たな取組として次年度以降考えていることがございましたら教えていただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

那珂市からの提案ではございませんが、水戸ホーリーホックのほうから学校の道徳や総合学習の時間を活用して選手やスタッフがスポーツを通じて経験したこと、夢や思いやり、感謝、あきらめない心など生きる力として子供たちに伝えることで地域、青少年の育成に貢献したいという提案がございましたので、協力して進めてまいりたいとは考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） チームからの提案があったということです、この機会を失うことなく、どうか積極的に事業を進めていただきたいというふうに思います。

先ほど私いくつか提案させていただきましたので、全てを行うことが難しければ、チームの理解も必要だと思いますので、お互いに話し合いをしながらどの部分からやっていくか、全てできればこれは一番いいことだとは思いますが、チームのほうもいろいろ事情があると思いますので、話し合いを進めながら、なるべく積極的に事業を進めていっていただきたいというふうに思います。

また、さらに考えますと、単純に考えれば、お祭りの参加なんかで逆にそのプロスポーツチームが那珂市民に対して自分たちのPRをする場というのを提供してもいいのかなというふうに私は考えるんですが、その辺り、どのように市は考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

これまでも、市役所の各課室のほうに選手等に来てほしいイベントがあるか呼びかけをしまして、クラブと交渉した経緯がございます。しかしながら、土日、試合と重なってしまい実現しなかったというところもございますので、来年度以降につきましても、市のイベントのほうに来ていただけるよう調整を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） やはり、連携協定の中で市のほうにこれだけやってくださいというときには、やっぱりスポーツクラブ側にもある程度ウィン・ウィンの関係を築くためにそういった発信の場所を提供したりとか、そういったこともやっぱり必要なんだろうなとは思っています。一方的に、那珂市のこれをやってくださいということだけではなかなか応じてもらえないのかなというふうに思っておりますので、そのほか考えれば、例えば那珂市内のお店と連携をしまして、何か応援するようなお店、サポート店みたいなものをつくって、そこに選手が来ると多少お店の協力で割引になって、そのかわりSNSでお昼を、ランチを食べましたというような発信をしてもらうとか、そういった取組なんかも私は有効な手段じゃないかなというふうに思いますので、ぜひともそういったことは前向きに進めていただきたいなというふうに思っております。

そして、すごくここが大事なところだと思うんですけども、この取組を進めるに当たって、どのように進めていくか。今までちょっと見ていますと、それぞれがばらばらにこれがやりたいとかあれがやりたいということだったのかなと思いますし、確かにイベントに呼んで、なかなか試合と重なってこれないということも、それは実際にあったんだろうと思います。だとすると、やはり年間スケジュールのようなものを年度当初にきちんと決めておく。連携内容、1年間これとこれをやりましょうという話し合いの下に年間スケジュールを決める。

例えば、お祭りなんかはある程度もうやる日が決まっているわけですね。であれば、4月の段階でこことこことここに出店をしてもらえませんかという打診をしていれば、例えば試合と重なっても、もしかしたらチアとかマスコットとか、そういったものの出店は、これはあるかもしれません。なので、やはり私は、場当たりの言っただけでは言葉悪いですけども、その場その場でこれ来てくださいますかとかというのではなくて事前に、4月当初に1年間のスケジュールというものを双方で話し合いながらしっかりと決めておくということが何よりも大切なんだろうというふうに思います。学校のあいさつ運動なんかも取り組んでくださいと言いましたが、まさしくそうなんだと思います。いつ頃やるのかということが分かっているならば、そこに合わせて事前に調整をしてもらう。これはきちっとやってほしいということを話す。そして、プロスポーツチームからここに問題点がありますよということがあれば、それをクリアするためにどうしたらいいかということを考えていく。このやりとりが、やっぱり4月当初に私はあるべきだろうというふうに思いますが、スポーツチームの年間スケジュール等もありますので、4月じゃなくてもオフシーズンに入った5月、6月ということでも、それは構わないと思いますが、この年間スケジュールと、それとプロスポーツチームときちっと話し合いを持つ場を持っていくということが非常に大切だと思うんですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、ある程度の年間スケジュール調整というものは必要だと思いますので、各課室等の意向も確認しながらクラブと調整し、年間スケジュールのほうを作成していければと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） ぜひお願いしたいと思います。

お互いのためだと思います。年間を通してやることを決める。そして、それをきちんとスケジュールリングしていく。これは、非常に大事なことだと思いますので、ぜひとも強く要望したいというふうに思います。

今までスポーツクラブとの連携についてここまで質問を進めさせていただきました。現在の内容を踏まえながら、ぜひとも新たな連携内容に取り組んでいただいて、先ほど言いました年間スケジュール等を決めながら、那珂市のため、そして一方ではプロスポーツクラブのために有効となるような、ウィン・ウィンの関係をぜひとも築いていただければなというふうに思うところでございます。

また、冒頭に私言いました、茨城には野球チームもございます。茨城アストロプラネッツという球団が、BCリーグというリーグでございますが、頑張っております。そちらとは今どのような状況になっているか分かりませんが、できれば連携の可能性というもの、

最初から否定せずに話合うところから、どのようなことがお互いできるのかというところをきちっと話合いを持った上で、今後連携協定を結ぶのか結ばないのか、地域資源として有効に活用できる部分が少しでもあるのであれば、こちらとの連携もぜひ考えていただければなというふうに思うところでございますので、お願いをしてスポーツクラブとの連携についての質問は閉じさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、かわまちづくり事業について質問を進めてまいります。

まず、このかわまちづくり事業について、知っているという方ばかりではもしかしたらないかもしれません。事業概要について教えていただけますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

かわまちづくり事業でございますが、こちら戸多地区の那珂川河川敷に整備中の事業で、イベントや屋外スポーツの場として利用できる多目的広場、水辺学習ができる水遊び場、地域のふれあいの場として活用できる桜堤、その他駐車場、散策道路などを整備し、スポーツ大会や地域イベントなどでにぎわいを創出する場所と位置づけております。

なお、この事業は国の河川整備事業の中のかわまちづくり支援制度を活用した事業で、基盤整備、基盤のほうを国が、表面整備を市が行う共同の事業となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 戸多地区の那珂川の河川敷に整備中の事業で、今後、多目的広場、それから水遊び場ができるということでございまして、にぎわいを創出する場所と位置づけているということでございます。

それから、この事業は国の河川整備事業の中のかわまちづくり支援制度を活用した事業で、基盤整備を国が、表面を市が行う共同の事業ということでございます。

私、子供がサッカー少年団に所属しておりましたとき、もう今は高校生ですので何年か前の話になりますが、サッカーの大会となりますと、水戸、ひたちなか、常陸大宮、東海と、それぞれ河川敷にグラウンドがありまして、それぞれに会場に行った覚えがあります。そのときも、漠然と、那珂市は何で久慈川、那珂川の1級河川に挟まれていながら那珂市はグラウンド整備されていないんだろうと、その当時漠然と思った記憶がございますけれども、その流れの中で、国と一緒にやって戸多地区に、まさしくその那珂川の河川敷にグラウンドが整備されるということで、私は非常に大切な事業だと思いますし、非常にこの事業が始まると聞いたときにうれしく思ったのを覚えております。

その同じような思いで、スポーツ関係者も今かなり期待しているんじゃないかなというふうに思いますけれども、その一方で、やっぱりかなりの費用がかかっているというふうに思います。私は、常日頃思いますが、一定の事業が行われるときに、その事業がどれだけの経費がかかっているんだということもやはり市民にしっかりと伝えていくということも非常に

大事なことだと思っております。

今回の事業費についても、ぜひとも教えていただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

これまでの事業費でございますが、まず市の事業につきましては、平成29年度から30年度にかけて基本設計業務に130万円、実施設計業務に740万円、令和元年度の第Ⅰ期工事に1,330万円となっており、合わせて約2,200万円の事業費になっております。

国の工事につきましては、平成30年度及び令和元年度の2か年で、合わせて約4億5,000万円の事業費となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） これまでに、市の財政的には2,200万円、それから国の事業費としては約4億5,000万円の事業費がかかっているということになるかと思います。

非常に、4億5,000万円という非常に大きな金額ですので、これをなかなか市が全部持とうと思うと大変なことかなというふうに思いますので、今回、市の執行部の皆さんのほうで、まさしく国の河川整備事業を有効活用されてこのような事業に取り組んでいらっしゃるということ、これは非常に私は評価させていただきたいというふうに思っているところでございます。

今後の事業費、工事はこれからも続くと思いますので事業費かかるかと思います。今後の事業費の見込みも教えてください。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今後の事業費の見込みでございますが、工事費としまして令和2年度に第Ⅱ期工事で5,570万円、令和3年度に第Ⅲ期工事で1,290万円を見込んでおり、運営管理費として緑化管理や機材賃借など150万円を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 2,200万円に5,570、1,290ですからざっと計算して9,060万円ですかね、9,060万円の費用が市の財政から支出されているということかかと思います。

これだけの金額をかけて整備する事業でございますので、私、これやはり整備して終わってしまったては何にもならない。どのように活用していくかということが非常に重要になってくるかなというふうに思うんですが、まさしく市民からもそのようなところ、ある程度形が見える段階になってくれば、次じゃどういうふうにこの事業は進んでいくのか、いつ頃終わるのか、この辺りは非常に気になるところかなというふうに思いますので、事業全体のスケジュールについて、どのように進んでいくのか教えていただけますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

事業全体のスケジュールでございますが、平成28年度の計画策定から平成29年3月に事業登録のほうがされまして、国及び市の設計を経まして、工事につきましては、国の事業は平成30年度から令和元年度まで、市の事業は令和元年度から令和3年度までの予定となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 国の事業は今年度で、今年、令和2年の3月で終了する。それから、市の事業は令和2年4月以降、令和3年度までですから令和4年3月まで事業継続していくという認識かなというふうに思います。

そうなりますと、これ使用を開始できる時期というのはいつになるんでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） 全体供用開始のほうは、令和4年4月からの供用開始のほうを予定しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 令和4年ですか、私としてはかなり遅いなというイメージがございます。今令和2年ですから、あと2年丸々待たなければいけないということになってしまうのかなというふうに思います。

この開始時期については、ちょっともう一度改めて後から議論をさせていただきたいと思います。

その前に、今年度の工事、先ほど国の工事は今年度で終わるというふうにご回答いただきましたけれども、こちらは順調に進んでいるのか。どのような進み具合なのか、ちょっと工事の進捗状況について教えていただけますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今年度分ですが、第Ⅰ期工事として昨年度国が基盤整正工事を行った戸多排水樋管の上流側、こちら駐車場と散策路のベンチや植栽などの休憩施設の工事を行い、3月下旬に完成する予定でございます。参考までに、国は昨年度に親水護岸工事を行い、今年度は観覧席機能を兼ねた堤防工事のほうを実施しているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 第Ⅰ期工事は順調に、3月下旬に完成するということでございます。

多目的グラウンドについては、もう芝も張られているかと思います。これ、私にも声がか

かりまして、サッカー協会から私は声がかかりまして、芝張りに参加したところでございます。そのとき、すごく、僕は行ってびっくりするぐらい地域の方とか様々な方が芝張りに参加をされていて、それだけ期待の大ききの表われなのかなというふうに思ったところなんです。かなり的人数参加されていたなという印象があるんですが、これ実際にあの芝張りというのはどのように声をかけられて、どのように行ったものなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今お話がありました芝張りですが、今年度完了しているエリアの部分、多目的広場の芝張りにつきましては日本サッカー協会から芝苗のほうをご提供いただき、昨年7月に地域の方や団体、サッカー少年団を中心としたスポーツ団体、あと市の職員、そちら500人のほうで協働して植付け作業のほうを行ったという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 地域の方、スポーツ団体、約500人ですか、行政が協働してということだと思いますけれども、参加された皆さん、非常に元気にいきいきと作業されておられました。それだけ地域の方やスポーツ団体の皆様にはグラウンド整備がされるということの期待が非常に大きかったんだと思いますし、それだけにあれだけの人数の方が多数集まったんだろうなというふうに理解をするところでございます。

ちなみに、来年度以降の工事予定、教えていただけますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

令和2年度は、戸多排水樋管の下流側にドクターヘリの発着場を兼ねました駐車場、原っぱ広場、水難訓練等で消防関係者が利用することを想定しました舟降ろし斜路の工事と、戸多排水樋管の上流側の桜堤の植栽及びベンチ等の休憩施設の工事などを予定しております。

また、令和3年度でございますが、水遊び場の工事などを予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 言葉にするとなかなか理解が難しいところでございまして、本当は図面等あってお示しできればもっとはつきりするんだと思いますが、今のお話をまとめますと、エリアの上流側、川に沿って上流ですから北側になるんでしょうか、上流側については国の工事もほぼほぼ終わっていると、ほぼ完成に近いと。サッカーで先ほど言った芝張り、サッカー協会等と地域の方で芝張りしたところも上流側のエリアということになるかと思います。そして、下流側、下半分ではないですね、3分の2と3分の1ぐらいでしょうか、下流側エ

リアは小さいかと思いますが、下流側については、まさしく来年度からしっかりと工事を進めていくということなんだろうというふうに思います。上流側と下流側で、上流側についてはほぼ完成、完成ではないですけれども完成に近い形、下流側は来年度以降順次整備を2年間で進めていくと。この解釈、間違っていないでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

おっしゃるとおり、上流側と下流側のほう、分けて今工事している状態でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） そうしますと、グラウンドを使いたいという声、私要望を受けている中で、上流側のグラウンドというのは開放してもいいんじゃないかなと私率直に思うところなんです。先ほど言いました、令和4年から供用開始しますということでしたけれども、芝も植わっているんですね。管理というのはいずれにしても進めていかなければいけないという中で、使わせないということの、なぜなのかなと単純に私は思うんです。もちろんいろいろ、工事が終わっていないという中では安全性に問題がいろいろあると思いますが、大部分の工事が終わっていて一部が残っているということであれば、せめて上流側だけ、グラウンド側だけでも、エリアを分けて一部開放していただく。そのようなことが私は可能じゃないかなというふうに思うんですが、もう一度、市のほうのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

利用につきましては、河川管理者である国からは全工事の終了後に占有協議を行い、許可をいただいてから使用することが原則とは示されておりますが、工事期間中の安全対策等が守られることを前提としまして部分開放の許可もいただくことが可能な場合もあると伺っておりますので、どの範囲まで可能なのか国と協議しながら対応のほうはしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 国の意向があるということは理解はいたしますけれども、やはりあれだけの地域の方やスポーツ団体に協力をしていただいて整備を進めたところを何か、2年間も待てというのは、そのグラウンドの芝が2年間たたないと使えないというなら分かるんですけれども、ほかの工事の部分で使えないからちょっと待ってくださいというのは何か、私は非常に厳しいなというふうに思いますので、ぜひとも国と前向きに協議を進めていただきたいと思います。

ぜひとももう一つお願いしたいのは、後ろ向きに国と協議に入るのではなくて、やっぱり市としても積極的にこの部分は開放していきたいんだという態度を示しながら国との協議に

臨んでいただきたいと思います。その辺、市としても国との協議が整えば前向きに使用は開始させてあげたいという認識でよろしいのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先行開放でございますが、安全性が確認できれば対応していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） もちろん、安全性の確保というのは非所に大事なことです。

例えば、工事が平日行われるのであれば土日のみの開放とか、土曜日は工事やるというなら日曜だけの開放とか、大きな大会はだめだけれども試験的に芝の感触とか芝の状況を確認するための名目で使っていただくとか、いろいろ考えられることはあるのかなというふうに思いますので、ぜひとも、なるべく使っていただくと、あれだけのものを眠らせておくんじゃなくて、早期に使っていただくという視点に立っていただいて前向きに協議を進めていただきたいと強く思いますので、その点よろしく願いいたします。

そして、もう一つ大事になってくるのが、この管理はどうやっていくかというところでございます。

私、少年団時代に芝の芝刈りというのを保護者で学年ごとに分かれて毎週芝刈り機に乗って芝刈りをした経験がございまして、草と一緒に芝が伸びるのというのは非常に速いです。グラウンドというのは、やっぱりサッカーグラウンドとして使うためにはある程度しっかり刈り込まれていないといけないという部分もあると思いますので、この管理というものをどのようにしていくかというのは非常に大事な観点かというふうに思いますが、現時点でこの管理、どのようにしていくのか、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現時点の予定でございますが、市のほうでまず設置及び管理に関する条例のほうを定め、利用の受付は那珂総合公園のほうで行うことを考えております。

また、管理運営につきましては、現在あるかわまちづくり支援制度推進協議会の中で協議し、管理運営を行う組織等詳細のほう決定してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） それでは、実際に管理団体としてどのような団体を想定されているのか。想定されているところがあるのかなのか。また、いつ頃から管理は委託予定なのか。

その辺り、現時点でお答えできることがありましたらお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

完成後の円滑な利活用を推進するため、供用の開始時期までには運営協議会等の設置は必要と考えております。先ほど答弁しましたとおり、現時点では既に設置されております那珂市かわまちづくり支援制度推進協議会の中で今後協議をしてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 分かりました。

かわまちづくり支援制度推進協議会で検討を進めていくということでございますけれども、ちなみに現時点、重ねての質問で申し訳ないですが、管理に必要な機材とか費用というのはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現状では、那珂総合公園との距離が約3キロと近いこともあり、総合公園にある既存の機材を利用することを考えております。また、必要な機材については随時予算化し購入することを考えております。緑化管理、管理に係る費用は、緑化管理及びトイレ清掃に係る委託料などを見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） かわまちづくり支援制度推進協議会で検討を進めながらやっていくということですので、そちらのほうに期待をするしかないんですが、本来であればもう芝が植わって、これからどんどん伸びていく状況ですので、来年度、令和2年4月以降、管理というのはもう実際に始まっていくものだろうというふうに思います。その時点で、本来であれば私は当初予算でいくばくかの予算でも管理費というのは見込んでおかないといけないんじゃないだろうかなというふうに思いますし、来年度予算をつけるといっても実施計画、実計は6月に始まるわけですから、それまでにはある程度の管理体制と予算というものを考えておかなければいけないんじゃないかなと思います。そのときに、やはりこれ早急に打合せを始めて協議を進める必要があるんだろうなというふうに私は思います。誰かがやってくれるだろうではなかなか進まないと思いますので、想定される団体等を、協議会のメンバーに入っているかと思っておりますので、そのような方たちと話し合いを進めながら、どのようにしたらあの管理を進めていけるのか、本当に総合公園でいいのか、機材を置いておいていいのかどうか、いろいろな視点があるかと思っております。きちんとその辺り、考えを進めていただいて、考えるといっても非常に時間もかかると思いますので、これでもできるだけ早く協議会を開催していただいて進めていただきたいというふうに思います。

協議会のメンバーは、副市長を筆頭として地域の方たち、それからスポーツ団体の方たち

がメンバーとして入っているということですから、副市長、ぜひともこの使用時期の検討とその管理について、できるだけ早く協議会を開催していただいて、話し合いを綿密にしながら前向きに検討を進めていただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、私12月の議会でネーミングライツの導入を提案させていただきました。総合公園にネーミングライツということでお話をさせていただきましたが、まさしく今回のこのグラウンド、これもネーミングライツの対象として非常に面白い素材だろうというふうに思いますが、その辺りどのように考えていらっしゃるか、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

グラウンドの名称でございますが、こちらは、名称につきましては市民に親しまれ気軽に利用できる施設となりますよう、市のひまわり幼稚園の名称決定と同様に、まずは公募により広く名称を応募いただき決定していきたいというふうには考えております。

ネーミングライツのほうにつきましては、集客や実施イベント等の実績も重要でございますので、今後施設の運営が軌道に乗りましてから検討していきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 軌道に乗ってからということですが、どうなのでしょうね、気軽に親しまれるネーミングというものがどのような形で決まるのかがいいのか。私は、むしろ最初からネーミングライツを導入して決まったネーミングのほう途中で変えるよりいいんじゃないかなと。どういう企業名になるかというのもありますので、それによって親しまれる、親しまれないというのが決まるのだろうかという疑問は正直持っております。ひまわりグラウンドとか想定されるネーミングはあるとは思いますが、果たしてそれが本当にいいネーミングなのかというと、私は一概にはそうは言えないと思いますので、ぜひ最初から排除するのではなくて、そういった方向性もし協議会で必要ならばぜひ検討課題の一つに加えていただいて検討する。その結果、やらないということを決めていただくということも大事なかなというふうに思っておりますので、今の答弁だとやらないということかとは思いますが、最初から排除をするのではなくて、ぜひともやる、やらないの問題の前に検討していただくことはぜひともしていただきたいなというふうに思いますので、その点よろしく願いいたします。

ここまで、スポーツクラブの連携、それからかわまち事業について、今回は地方創生の在り方の一つとしてスポーツとの連携で地域資源を磨き、那珂市の地方創生を進めていくという観点からスポーツクラブとの連携、かわまちづくりについて、2点について質問をさせていただきました。

以上で私の質問を終了いたします。

○議長（福田耕四郎君） 以上で通告5番、小泉周司議員の質問を終了いたします。
暫時休憩をいたします。再開を14時15分といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。
引き続き一般質問を行います。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（福田耕四郎君） 通告6番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について。2. 令和2年度予算について。3. コミュニティの在り方について。4. 通学路の安全対策について。5. 少子化対策について。

寺門 厚議員、登壇を願います。

寺門議員。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） 議席番号10番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

令和2年度初の一般質問ということで、今年も執行部の皆様には簡潔明瞭な答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

最初の質問ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応についてを伺います。

午前中、2名の議員の方から質問がありまして、できるだけ重複は避けながら質問のほうを進めていきたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染拡大防止対応ということで、全国一斉に小中高校の臨時休業が3月2日から始まっております。間もなく、今週で2週間になろうとしております。

本市におきましても、小・中学校と那珂市立幼稚園が休業をしております。

一番大変な思いをしているのはやはり小学生、子供たちではないかなというふうに思います。外へ出ちゃいけない、図書館へは行っちゃいけない、勉強は一生懸命やりなさいと。友達とも遊べない、公園で運動もできない、留守番をしている子供は電話にも出るななど抑圧された環境の中で、特に親がいない間に何か起きたらどうしようと、こういった不安も、そ

れから心配もますます大きくなっている現状ではないかなと。そんなところで1週間過ぎた、先週の今日、6日あたりではなかったかなというふうに思っております。こういった大変な思いをしている子供たちがいるということも念頭に置きながら今回は質問をさせていただきます。

まず、最初に、那珂市として3月2日から3月24日まで小・中学校の臨時休業と、こういう決定を下しました。この根拠はどういうことなのか伺いたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

2月27日の夜に出されました政府の要請、28日付、文部科学省及び県教育委員会の通知を踏まえた決定でございます。

本市において、3月2日月曜日からの休業とした理由は、今回の要請が感染拡大を防止するための緊急的な措置であり、迅速な対応が必要であるとの認識からでございます。

なお、臨時休業の法的な根拠は、学校における感染症予防措置について定めております学校保健安全法となります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 拡大感染を止めるんだというところと学校保健安全法、これによる根拠と。この学校保健安全法については、第20条ですかね、臨時休業のところで「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」という、こういう定めがあると。これから決定をされているということは分かりました。

では、休業の決定はどのように行ったのか。経緯について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

まず、市長に事前の了解を得た上で、教育長、私、学校教育課の管理職で協議を行い、先ほど答弁申し上げた根拠を基に休業の開始を2日とする方針案のほうをまとめました。その案を学校長会に図り、臨時休業は3月2日から24日までとすることで了承されたため、休業日を指定する権限を持つ教育長が最終決定を行ったという経緯でございます。

なお、市長へは学校長会への開催の状況も含め随時検討の経過報告を行い、理解の共有を図ったところでございます。

また、内容については、2日に開催されました那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において報告をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 決定については、市長の決定を受けてから教育長が最終判断をした

ということで安心をいたしました。一部では、最後に市長のところに行き話が行って決まりましたみたいな話がありましたので、念のため伺いました。

次に、今回の一斉休業は政府からは要請事項でございました。決定は、各自治体の判断に委ねられておりました。ほかの自治体を見ても、つくば市や常陸大宮市、あるいは東海村などは3月6日から休業ということを決めております。あらかじめ学習履修、児童の準備、休業期間中の対応準備も含め準備期間を設けて決定をしているということでございます。県内見ますと、27市町村がやはりこういったものを、準備期間を設けて休業に入っているということでございます。

やはり、限られた時間の中で最大限、児童にとって何がベストなのかよく熟慮してから私は休業とすべきではなかったのではないかなというふうに思っていますので、この辺についてはいかがですか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げたとおり、今回の休業は子供たちの健康と安全を守ることが最大の目的であることを踏まえれば、準備が整い次第、できるだけ早急に休業に入ることが児童生徒にとりましてベストな選択であると認識しております。

本市におきましては、朝の早い段階から検討に入り、午前中に方針を決定したことから保護者への通知や子供たちへの休業中の生活指導にける時間を確保できました。教育委員会としましては、準備が整った上での休業というふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 児童生徒の健康と安全を守ることが第一と考えて決定されたということは分かりますけれども、それであればなおさら、情報の受け手である児童・生徒や保護者、あるいは給食センターといった出先機関もあります。行政、様々な取引関係各位の準備期間をもっと考慮していただきたかったなというふうに思います。

私、こう申し上げる以上、決定に従わないということではありませんし、いい悪いという判断をすることでもありませんので、決めたことは粛々と進めていくということでやっていただければというふうに思います。

次に、一番感染源で、一度感染者が出ると大変だなと思うところが小学校、学校であると。併せて、もう一つ感染拡大に大きな影響があるというのは保育所や学童保育所です。これは、皆さんご承知のとおりだと思います。年がら年中病気というのは蔓延している状態でございますので、こちらについても、午前中対応についてはお話をいただきましたが、特にそういうところだからこそ特段に、本市において何か保育所さんに対して特別な指導とか援助とか、そういうことはされているんですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

保育所、学童保育所の開所でございますが、どうしても仕事が休めないご家庭のお子さんを支援するため、菅谷保育所につきましては通常どおり開所をしております。市内の民間の保育園、認定こども園につきましても通常どおり開園をしております。

また、学童……

〔「午前中、それ回答いただきましたので……」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） そこで、お尋ねの感染拡大防止策でございますけれども、まず手洗い、うがい等を徹底して行っております。また、マスクの着用を勧めますとともに、小学校でお預かりする際は座席を1メートルほど間隔を空けて配置をし、児童同士の距離を離すようにしていること、さらに教室の換気を定期的に行うなど感染防止の対応を取っております。

さらには、児童の体温チェックについても、登園前と登園後に必ず行っております。職員につきましても、出勤前の体温測定と体調管理を指導しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ありがとうございます。

特別に配慮をしてやっておられるということは分かりました。

この時期、もう2週間目になりますと、今マスク不足、あるいはアルコール消毒液と不足問題が大変なことになっております。このマスクとかアルコール消毒液、この辺については学童ですとか保育所辺りには充足してあげるといった特段の配慮というのは講じていただけるんでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 現在のところ、備蓄してございますマスク、それから消毒アルコール、非常に少ない部分ではありますが、現在のところは何とか支給ができていますという状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ありがとうございます。

現在は支援をされているということですので、安心をいたしました。

次に、2月28日の学校から児童への休みの、休み中の指示、指導事項についての連絡なんですけれども、特に学習に関しましては3学期の履修予定はまだ完了しておらず、未履修事項については家庭で親に聞いてねとか、親に聞いても分からなかったら、それは仕方がないよねといった内容の指示が一部であったというふうにお聞きをしております。

各学科の未履修事項については、学校としてどう対応していくのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

ご質問の未履修部分につきましては、各学校のほうの状況を調査しましたところ、卒業生、今年度卒業生につきましてはほぼ完了しておりますが、その他の学年では若干授業時数が不足していることを把握しております。学校に対しましては、新学期はまず未履修を解消した上で新学年の教材に移行するよう校長会を通して指示をしております。

なお、今ありました未履修部分の指導を保護者をお願いしたということは教育委員会としては把握はしておりませんが、そのお子さんに誤解を与えるような指導をしたのであれば非情に遺憾に思っております。未履修の対応につきましては、今後学校から保護者のほうに通知する予定となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 長期にわたる休業なので、休み中の指導、注意事項については児童に分かるように丁寧な説明や、文書にて保護者にも忘れずに知らせていただきたいというふうに思います。未履修事項については、今後連絡があるとのことですが、連絡徹底のほど、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、次の質問ですが、休業になって先生方の中で有給休暇を消化されるという方もいらっしゃるというふうな話が聞こえてきたりもしております。こういう時期だからこそではございますが、やっぱりいくら働き方改革のさなかではありますといっても、時期が時期なので、やはりこういう言動は子供たちへの配慮を十分にし、極力注意をいただきたいというふうに思います。

現在、学校休業中ですが、先生方は何をされていらっしゃるのか。それから、龍ヶ崎のように、低学年対象に教師による学習支援活動もされているところもございます。できれば、時間や日にちを限定して、1日でも2日でも児童の学習支援、指導等を実施されるよう提案をいたしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今回、臨時休業となりましたことで教職員には通常の業務にはない新たな業務が発生しております。例えば、定期的な児童生徒への連絡や家庭等への訪問、学童保育の運営、履修状況の確認、未履修分の次年度の計画、成績処理の変更などでございます。

臨時休業が終了して春休みに入りますと、例年、その時期に集中する業務、例えば、学習の記録である指導要録や児童・生徒の引継ぎ資料の作成、教材整理、新年度の学級経営の計画、行事の準備、授業力向上の研究のまとめなど、様々な業務がございます。

ご指摘のとおり、休業で授業がなくなった分、教職員は余裕ができたのではないかと等のお考えも自然なこととは思いますが、これまでどおり、この時期、3月、4月は特に多忙であ

ることに変わりはないということにはご理解をいただきたいと思います。

そのような中で、学校で学習指導とのご提案でございますが、今回の休業が感染症拡大防止の措置であることを踏まえれば、子供を学校に来させないということが基本であるというふうには考えております。また、一部の子供だけに指導をするわけにはいきませんので、結果、通常と変わらない多くの子供たちが学校にいるという状態となり、本来の趣旨から外れた状況になりかねないと危惧するところでございます。

一部の自治体で実施していることは承知はしておりますが、本市におきましては児童・生徒の安全確保を第一に考え、現在の対応を継続していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 安全第一、感染拡大最優先ということでございますけれども、なおかつ、先生方は授業がなくても忙しいということでございますけれども。

今後についても、やはり一度決めたからもう対応は変えないということではなくて、これ、運営面を工夫すればいくらかでもやり方はあるのではないかなというふうに思います。

学童で1メートル離れて座ってもらうように、あるいはクラスも離れてあけてみたりとか、いろいろと工夫はできるのではないかなというふうに思います。やはり、子供たちへの温かい配慮を形にさせていただきませんか。

再度お聞きします。

学習指導はやっていただけるのでしょうか。お聞きします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

確かに、臨時休業からその辺は春休みに移行することとなり、子供たちにとりましても長期間の自宅学習となっております。保護者の皆様のご心配やご要望も十分理解できる場所ではあります。

改めて申し上げますが、学校における学習支援指導を実施しないのは、教職員が多忙という理由ではなく、本来の目的が感染症のリスク対策のためでございます。

一方で、共働きの家庭など、日中監護ができない児童につきましては、こども課と連携し、学校の教室を開放して学童保育を実施しており、教職員をはじめ支援員が自主学習の見守りをしているところでございます。

報道によりますと、つくば市や龍ヶ崎市など県内5つの自治体で、学校における独自の学習支援事業を実施しているということでございますが、対象児童や支援の内容などは、本市で実施している学童保育とほぼ同様であるというふうには認識してございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 説明の内容については先ほどと一緒にございますけれども、やはり、

冒頭申し上げましたように、大変子供たちは不安であるし、健康面も大変な時期になってきております。できるだけその点を考慮していただいて、もう2週間も経過しておりますので、学習指導も含めたフォローと、あるいはここでよく状況自体を分析、研究をして、例えば休校を解除するといったことも含めて、総合的な判断を、ここで中間的にぜひともやっていただきたいというふうに思いますので、それはお願いをしておきます。

次は、休み中の子供たちへの安全確認ということで、1週間に1遍、先生方が子供たちへ電話をしてくださるということで、進んでおりましたけれども、なかなか親御さんも不在が多くて、直接こう話しができる機会がないと。留守電で終わってしまった例もありまして、留守電で不在で終わりということは相手に話ができないということなので、これ電話をしたことにならないのではないかと。せっかく先生方がお忙しい中、時間を割いて電話をしていただいているのに、もったいないことだなということで、その辺も何とか子供たち、親御さんに連絡を取っていただけるような方法を考えていただきたいのですが、これいかがですか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

冒頭、議員のほうからもお話しがありましたとおり、日中、特にお子さんが一人であるようなご家庭の場合、防犯対策として電話に出ないように言われていることも、電話がつかまらない背景の一つと思われます。何度も着信があると逆に不審に思われる保護者のほうもいることから、学校としては、度重なる発信のほうも控えているのも現状でございます。

しかしながら、連絡が取れていないという状況も実態としてございますので、電話がつかまりづらい児童・生徒には、曜日や時間を指定するなど、事前に連絡、メール等で行い、確実に状況を把握するよう、学校に促してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

実は私、そういった要望も学校教育課のほうには申し上げておったわけですが、今週になってそれは早速、ちゃんと連絡がつくようにということで改善はされてまいりました。これは大変ありがとうございます。

ただ、子供さんの健康状態とか学習状態の確認だけで、親御さんに対する何でしょうか、ねぎらいの言葉といいますか、その辺がやはりなかったのです。そういうお話を聞いています。電話、子供さんと終わってしまうと、もう。親御さんかけてきて、親御さんと話してすぐ子供さんに代わってくださいと。子供さんと終わると、もうそこで切ってしまうというような対応をされていたというふうにも承っております。

これはやはり、せっかくかけてくれたんですから、一番苦労しているのは子供でもあるんですが、その親御さんですよ。ぜひとも、その辺も配慮をいただければなと、今後、よろしくお願いしたいと思います。

あと2つほど質問があったんですが、午前中の質問と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

それは、働く親御さんの労働環境整備支援はどうしていくのかということと、あと高齢化の方のコロナウイルス対策です。これについては割愛をさせていただきます。

どこまでこの拡大するか。このコロナウイルス感染症は分かりませんので、気を緩めず、引き続き日常の感染対策をしっかりと行うよう周知啓発をお願いをしておきます。

次に、令和2年度の予算についてでございます。

令和2年度につきましては、令和になって初の本格予算策定及び実施のときということは、これは先崎市長にとってでございますけれども、市長の公約を事業化をし、しっかりと実行していく時期ということでもないかなというふうに思います。

今年度の施政方針において、少子高齢化や人口減少への的確な対応や、産業振興を通じた地域の活力づくりと住みよさの向上を図っていき、将来にわたり持続可能な地域の実現に取り組んでいくというふうに述べられております。結果、今年度の予算は前年比6.7%増の最近にはない大型の予算を組まれております。

そこで、令和2年度予算策定に込めた市長の思いを、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問ありがとうございます。

私は、昨年2月に市長に就任をいたしました。1年が経過をしたところでございますけれども、今、ご指摘のように本格的に予算を編成するのは、今回が初めてということになります。

施政方針の中でも申し上げましたが、景気の回復などにより、個人住民税や固定資産税の増収が見込まれる中、扶助費や人件費の増に加え、公共施設の改修などが必要となっておりますことから、財源の重点的かつ効率的な配分に努めて予算編成を行った次第でございます。

そのような中でも、私が目指す活力あふれる那珂市を実現するためには、昨年5月に策定をいたしました那珂ビジョン、那珂ビジョンに掲げました、私が、特に取り組むべきと考えている人材の育成をはじめとする施策を、着実に実行していくことが重要であると考えております。

今回の予算編成では、那珂ビジョンに基づく事業は、内示資料の主要事業の中で言いますと、32事業ございまして、そのうち新規事業は9事業であり、特に地域おこし協力隊の導入をはじめ、数多くの新たな事業展開を進めるためにも、前年度を上回る大幅な予算規模とさせていただきます。

人口減少や少子高齢化が進む中で、持続可能な那珂市をつくっていくため、今回編成した予算の下に、活力ある那珂市をつくっていくために、それに挑戦するために、市役所一丸となって、可能性への挑戦に邁進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 活力ある那珂市を目指すための事業展開、しっかり図りながら予算化をしたと。実行につきましては、市役所一丸となって可能性への挑戦に邁進していくと、力強い思いが込められていることはよく分かりました。しっかりと実行し、成果に結びつけていただきたいと思います。

では、市税増収が見込めるものの、収入については財政状況が厳しい現状にある中で、予算対前年6.7%の大幅増となっておりますけれども、財源確保について市長にお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答え申し上げます。

令和2年度の予算編成に当たっては、行財政改革の取組を引き続き推進し、前例にとられない事務事業の見直しなど、創意工夫を凝らして経費節減に取り組んでまいりました。

中でもひまわりバスについては、デマンドタクシーの利用拡大を進める中で、運行休止とさせていただき、年間1,454万円の経費削減につなげたところでございます。

そのほかにも、各事業において全てがスクラップ・アンド・ビルドという形にはなりませんでしたが、それぞれの中で、可能な中で事務事業の統合や組替えを行いまして、経費の節減、そして事務の効率化を図ってきたところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

次に、今度は収入ではなくて支出のほうで。

すみません。今の財源確保についてなんですけれども、デマンドタクシーの例でお話をいただきました。

次に、歳出について伺いたいと思います。

財源の重点的効果的な配分に努めたとありましたけれども、地域活性化への施策への投資、これはどのように考えて予算化をしていったのか、市長にお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

那珂ビジョンでは、活力ある担い手の育成、住みよさを支える活力への支援、そして活力ある未来への投資を基本方針に掲げまして、これらに基づく新たな事業展開を進めるため、私たちが実施計画の段階から関与して、選択と集中の下、予算化を進めてまいりました。

主なものを申し上げますと、4月から地域おこし協力隊を導入し、2名の協力隊が農業や静峰ふるさと公園の活性化に取り組む予定であり、隊員の定住を促進するとともに、市民と協力隊、行政の協働による地場産業の活性化やまちのにぎわいづくりを推進してまいります。

また、9月には子育て世代包括支援センターを設置をし、妊娠期から子育て期にわたり母

子保健と子育て支援が一体となり、関係機関と連携することで、切れ目のない支援を行うとともに、国・県・市の子育て支援策の包括的なプロモーションを行うなど、安心して子育てができるまちづくりを推進してまいります。

さらに、台風や大雨などの影響による冠水被害を減らしていくために、市街地の排水機能を向上させるための事業に着手をし、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

加えて、那珂市版の自転車活用推進計画を策定し、サイクルツーリズムの推進をはじめ、市民に対する健康増進や安全教育、安全な走行環境の整備を努め、市民に根差した自転車活用を推進することにより、地域の活性化を図ってまいりたいと考えています。

ほかにも、教育環境の整備や市街地のインフラ整備などを申し上げたいことはまだまだありますけれども、いずれにしても今後も、那珂市の発展の可能性や強みを生かした施策の具現化を進め、那珂ビジョンに基づく事業を着実に推進することにより、活力ある那珂市の実現を目指してまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。しっかりと進めていただきたいと思います。

また、歳出につきましては、市長就任2年目となりまして、市長公約事項の実践を事業として推進されるよう、多くの市民からも望まれております。

市長公約事項の中で、いくつかの事業展開についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、国道118号線の4車線化や、バードラインの4車線化はどういう進捗をしていくのか。また、何をすれば早く整備が完了するのか、市長にお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

早いもので先ほども申し上げましたように、就任後1年が経過をいたしました。

振り返れば、去年は発展の基盤づくりとして、国道118号やバードラインの道路整備を選挙公約として、市長選に立候補させていただきました。議員さん、ご指摘のとおりであります。

那珂市は、私の持論でもありますけれども、県北地域の発展に欠かすことのできない重要なエリアでありまして、那珂インターチェンジを中心とした地域の発展が、県北地区の活性化につながってまいります。

また、常磐自動車道から国道118号などの主要幹線道路がつながることが、大変重要だと考えております。

私も市長就任以来、公約を実現するために、国や茨城県に対し4車線化の要望書を提出し、事業の推進に取り組んでまいりました。現在、国道118号は関係各位のご協力により中里地内まで事業が進んでおります。バードラインはまだ事業化されていませんが、両路線とも重要な役割を果たす道路と位置づけをしております。

道路整備には、時間と莫大な費用が必要です。私の掲げた公約が実を結ぶまでには、課題も多く長い道のりでありますけれども、早期完了には前向きな姿勢と継続的な活動が重要であると考えております。引き続き市長として、県や国をはじめ、議会や市民の皆さんのご協力をいただきながら、道路行政を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） バードラインの事業化はこれからということでございますけれども、118号につきましては中里までということで、瓜連地区は終わりにはなりますけれども、そこから先が非常に今後どうなるかというのは全く分かっていない状態です。これからも整備促進のスピードを上げて進めていただきたいというふうに思います。

もう一点お聞きしたいのは、農業の振興に大変重要な販売拠点についてでございます。

J A常陸瓜連販売所の閉鎖もありまして、今、各販売拠点の経営も大変厳しい状況にあります。生産者の後継者不足等の問題もあり、生産サイドから、基本から見直しが急務となっております。

現行の農業生産物や加工品の販売拠点、とんがりはっと、ふれあいファーム芳野、J A常陸那珂直売所の維持拡大及び見直しについては、どのように考え実行していくのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

私は公約として、直売所等の地域振興施設の連携強化を掲げました。昨年策定をしました那珂ビジョンにおいても、農業の6次産業化推進を伴う、魅力のある特産品の開発と、市内外に向けた情報発信の強化を図るべく担当部署に指示をしたところでございます。

令和2年度の予算では、アグリビジネス戦略推進事業を立ち上げ、儲かる農業の実現を図るべく地域農業の活性化や、アグリビジネスを計画どおり推進する戦略を策定することとしております。

先ほども申し上げましたが、市では初めてとなる地域おこし協力隊員による活動もスタートをいたします。

ご質問の市内直売所等の販売拠点につきましても、利用者の拡大を図る施策について、新たな事業計画との調整や、事業者と連携を図りながら、更なる販路の開拓、拡大を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

市内現行の販売拠点は、今、まさに正念場でございます。生き残りをかけて大変な状況にございます。今後も、生き残り策も含め、利用者拡大施策の展開を強力に推進をお願いしたいと思います。

以上でこの項の質問を終わります。

次は、コミュニティの在り方ということで、自治会の在り方についてでございます。

コミュニティの在り方につきましては、現在、那珂市は8つのまちづくり委員会の地区、それから69でしたか、自治会地区は。この自治会地区がまさにコミュニティになるだろうということで、自治会についての活性化について、ちょっとメインにお聞きをしたいと思います。

いずれにしても、本市もやはり人口を増やす、最大使命をもっていろいろな活動をしている。特に、いい那珂暮らしでは、市内外にPRをしているところでございます。

せっかく那珂市に住もうと思って来たのに、住む地域の自治会活動を含めた、これ案内の仕方いかんで、その地域の一員としての意識、理解度に影響が出てきてしまっている。気持ちよく住みたい地域に住んでいただくために、適切な地域の紹介が大変重要だなというふうに思っております。

そこで、現状についてお聞きしたいのですけれども、まず、那珂市に住民票を移して、新しい住民になるといったときに、那珂市への転入者が市民課の窓口を最初に訪れた際、これはどのような対応になっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

転入者に対しましては、市民課での手続の後に、ほかの課で必要な手続が漏れなくスムーズにできますよう、手続を担当する窓口などを記しましたチェック表をお渡しし、随時ご案内をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

では、新しく那珂市民になる方への、窓口での自治会加入の案内はどのようにされていますか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

転入手続の後、世帯で転入される方には、「当市は、協働のまちづくりを推進しておりますので、自治会の加入をお願いいたします。」と伝え、自治会への加入を推奨するチラシと自治会、班、組合員加入届を一緒にお渡ししているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） チラシと自治会加入届を一緒にお渡ししているということでございますが、その折に自治会への加入はこれは明確に入ってくださいというふうに示されているのでしょうか。伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、転入手続の後、窓口職員によりまして、口頭で「当市は、協働のまちづくりを推進していますので、ぜひ自治会のほうの加入をお願いします。」と伝えるところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 入ってくださいとお願いをしますということはお伝えしていただいているということですが、このときに自治会加入のメリットについても伝えていただいていますか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

転入時におきましては、市民課での手続が終了いたしますと、引き続き国民健康保険や介護保険、児童手当などの、その日のうちに行わなければならない手続が多く、自治会加入についてのメリットの説明を口頭にて行うことは難しいため、自治会に関する情報を掲載いたしました加入促進チラシを、自治会加入届の用紙と併せてお配りいたしまして、後程ご覧いただくようご案内をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 不明な点があれば、担当窓口へご連絡してください。あるいは居住地の自治会長さん宛てにご連絡をしてくださいといった紹介をされると思いますけれども、その際、窓口では新たに居住する地区の自治会長さんを案内していますか。また、地域の自治会での新たな会員の歓迎会などの案内は実施されていますか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

自治会長さんの案内につきましても、転入手続の時間の関係上、全ての転入の方に行くことは難しい状況となっております。

しかしながら、自治会加入の意思を示された方や、自治会について詳細なご説明をご希望された方につきましては、市民協働課において、お住まいになる地区の自治会長さんのご案内を含めた説明等をさせていただいております。

また、自治会での歓迎会などの実施状況については、市のほうでは把握していないところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） できるだけ窓口でご案内できることはお伝えいただきたいなという

ふうに思います。

今まで、新那珂市市民へなる方への対応ということでお聞きをしてきましたけれども、現在の自治会につきましては、高齢化及び少子化により、また後継ぎがない、帰ってこないゆえに、あと5年もすると高齢者ばかりで地域の存続さえ危うい状況が出てきていると。

そして、自治会についても運営が難しい状況になってきているということで、自治会の在り方、コミュニティの在り方については5年前から行政、自治会、市民間でもワークショップ等も開催しいろいろと考えて来られました。しかしながら、なかなか妙案といいますか、回答が見つかっていない状況でございます。

そこで、改めてお聞きしたいのですけれども、考えてみたいんですが。自治会、自治会活動の現状の課題はどのように考えていますか。伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

自治会の現状の課題でございますが、近年は、定年後でも再雇用などにより、働き続ける方が増えているのが社会情勢の変化から常となっているところでございます。そのため、自治会の役員の担い手となる方が少なくなっているというところでございます。

このようなことから、多くの自治会では、地域で活躍される人材の確保と育成が課題となっております。また、高齢化により自治会を退会される方が増える一方で、新たに加入される方が少ないということも現状の課題であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） では、課題解決に向け、どのように取り組んでいきますか。伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

地域で活躍される人材の育成につきましては、市といたしましても取り組むべき課題として考えており、これまでも、課題解決の取組の一つとして、まちづくりリーダー養成講座や協働のまちづくり推進フォーラムを開催し、講師を招いて協働のまちづくりの重要性を伝えられるよう講演に加え、まちづくり委員会や自治会の取組事例の紹介などを行ってまいりました。

令和2年度からは、これまで実施してきた取組に加え、県内外の地域づくりや人材育成に資する研修に参加できるよう、その費用を支援する制度を検討しています。

また、協働のまちづくりについての基本的な考え方や、市の事業、各課の補助制度などを市から説明させていただき、自治会の役員の負担軽減につなげるため、自治会長研修会を開催したいと考えております。

自治会を退会する方の増加や、新たな加入者がなかなか増えないということにつきまして

は、特効薬が見つからないのが現状でございます。自治会長研修会の開設などの新たな事業を進めながら、課題解決に向け、取り組んでまいりたいとそう思うところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 新たな取組として、自治会長研修はぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

退会者の減少防止、加入者増加策などの解決策を研修会を通して見出していただきたいというふうに思います。

では、自治会活動への参加意識の醸成及び高揚策はどのように考えていますか。伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

市では現在、ホームページにおきまして、各地区まちづくり委員会や自治会の活動を紹介する市民自治組織情報掲示板を設けております。自治会活動を広報するため、各地区まちづくり委員会と自治会に対しまして、この掲示板の活用をお願いしているところでございます。

このホームページをご覧いただければ、自治会活動を知ってもらうきっかけとなり、加入促進の一助にもなりますので、未加入者の方に興味を持っていただけるような、地域での楽しいイベントや明るい話題の提供を含め、自治会には積極的な活用を働きかけておるところでございます。

また、市と協働で実施している協まち・カフェに参加された方からは、好意的な意見を多くいただいておりますが、一方では、毎年、参加者があまり変わらないというご意見もいただいているところから、令和2年度から新たな取組といたしまして、自治会未加入者に対しまして、郵送での案内を現在検討しているところでございます。自治会活動への参加意識の醸成を図っていききたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 地域自治会の情報や活動内容をSNS等でもお知らせいただけるとありがたいというふうに思います。また、未加入者へは招待状として案内していただきたいと思います。

実際に、この地域のことを体験してもらうことで知ってもらうことは、とても大事なことでというふうに考えております。

また、自治会につきましては、土日や夜間の役員会開催や活動の推進、過少組合との連携統合、組合長の事務処理の軽減。これはまちづくり委員会事務局での代行。会費徴収は最低限度など、多くの課題を抱えている自治会の運営の在り方も大幅な見直しをし、早急な解決が必要なのではないでしょうか。

自治会活動の運営の在り方について、まだといいますか。市で紹介できるような取組事例、成功事例は何かありますか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

それぞれの自治会の運営体制は様々であります。一つの例としまして、役員同士で役割分担を図りながら、自治会長に負担が集中しないよう運営している自治会もございます。そうしますことによりまして、自治会長は忙しいからやらない、引き受けないというようなことを少しでも減らせているものと考えられます。

市といたしましては、市から依頼された事務が多いことが、自治会長が忙しくなっている原因であるというご意見をいただいておりますので、まずは、市が依頼している事務を把握して、依頼内容の整理をし、自治会長の負担感を軽減できるよう、市役所各課での業務の調整を図ってまいりたいとそうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ぜひとも、事務負担の軽減を促進していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

今回、コミュニティの在り方の中で、特に自治会の活性化、地域リーダーや役員後継者確保育成について考えてきましたけれども、自治会活性化にはこれだという特効薬がなかなか見つからない状況でございます。

協働のまちづくり推進体制や自治会との役割分担、協働の担い手への支援の在り方について、活性化に向け今一度考え、見直しをすべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

市といたしましては、協働のまちづくりの考え方や推進していく中での自治会の役割などにつきまして、改めてご説明する必要があると考えております。

令和2年度に自治会長研修会の実施を予定しております。その中で、自治会活動を支援する制度や現在進めている協働の担い手の育成を支援する事業についても、説明していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 市では協働のまちづくりの活性化や推進などについて、審議していくような組織はあるのでしょうか。伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

市民との協働のまちづくりを推進することを目的に、市政への施策提案を行う組織といた

しまして、市内の地区まちづくり委員会、教育関係団体、福祉関係団体などの代表で組織されております、那珂市まちづくり協議会というものがございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） では、那珂市まちづくり協議会にて、協働のまちづくりの活性化及び推進について、是非とも審議されるよう提案しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

那珂市まちづくり協議会では、これまでも、ホームページの情報掲示板の活用や協まち・カフェ、そして常磐自動車道クリーン作戦などの事業を提案してまいり、市と地域の協働事業として実施をしてきたところでございます。

議員提案の協働のまちづくり活性化及び推進の協議につきましては、これらの協議会において、今後の議題として取り上げてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 協議会の中で、ぜひとも審議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをします。

自治会活動の原点は、那珂市協働のまちづくり推進基本条例。平成22年那珂市条例第14号に定めております。

この中身については、市民の役割、市の役割、市民自治組織の役割、議会の役割、協働の推進について、きちんと定められております。

今こその原点に立ち返り、市民、自治会、まちづくり委員会、市議会が一緒になって、5年後の地域自治会活動の在り方について真剣に議論を進めて、本当に住みよい那珂市づくりを進めていかなければならないと考えます。

市民協働課さんには大変でも、協働のまちづくりを推進する仕組みづくり、旗振り役と議論の場づくりをよろしくセッティングしていただけるようお願いをしまして、この項の質問を終わります。

次は、通学路の安全対策ということで、危険なブロック塀等の撤去、改修についてでございます。

これにつきましては、平成30年第3回の定例会のときに、お二方の議員から質問があつて対策が取られております。

その中で、危険なブロック塀、通学路において16か所ありました。その後、対応についてどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

学校におきまして、通学路における危険なブロック塀と認識している16か所につきましては、引き続き児童・生徒への安全確保の指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現状は危険なブロック塀のままの状態なんでしょうか。引き続き、児童・生徒への安全確保指導とは具体的にどういう指導をされているのか。その指導内容で本当に安全確保はできるのか。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

塀が傾斜しているなど、倒壊の可能性があるような状態のもの2か所につきましては、所有者へ改修のお願いをした箇所もございますが、個人の所有であり費用の問題もあることから、すぐに改善されるというのは難しいのが現状でございます。他の箇所についても、再度危険度を確認し、必要があれば所有者へのお願いをしてみたいと考えております。

また、子供たちだけの安全指導だけで、安全が十分に確保されるというわけではございませんが、地震の際にはブロック塀や屋根瓦等に注意し、迅速に避難するということを含めながら、避難訓練等の機会を捉えて、引き続き指導のほうを行ってまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 再度確認をしていただいて、所有者への改修のお願い等、適切で迅速な対応をお願いします。

今回、この質問をしましたのは、現在、地域を守る会やPTAや学校関係者が見ても、危険で即手を打つべき危険なブロック塀があり、緊急な処置をお願いしております。これについては、個人所有の空き家となっている状況です。

対応については、現在は、「危険、近寄らないで」という立札を2か所立てて児童たちの注意を喚起しております。

子供たちの安全を最優先に考えれば、一刻も早く撤去実施をお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

議員おっしゃった事例につきましては、今回は空き家でしたので、那珂市空き家等の適正管理に関する条例に基づきまして、現地確認を行い、緊急的な措置として、注意喚起の立て看板を設置したところでございます。その後、電話や訪問などで管理者に説明しようとしたしましたが、直接お話しができませんでしたので、文書送付による指導を行ったところでございます。

今後も、改善されない場合、引き続き適正な管理を繰り返し行ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） この場所につきましては、通学路でもあり、また一般の市民往来もある市道なので、一刻も早い処置をお願いしておりますけれども、空き家である以上、今、申し上げられた文書にての管理指導中ということになっておりますけれども、引き続き適正な管理をしていくということで言いますと、この空き家管理からいうと時間的にも、また大変長い期間がかかるわけで、それを待っていますと、当然いつ何時その重大な事故が起きるかもしれません。

では、今後の対応として通学路も含め、一般の危険なブロック塀等の撤去、改修についてはどういう対応をしていくのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

ブロック塀は、基本的に所有者の責任において管理するものでございます。今後は、倒壊、転倒などを未然に防止するために、安全点検の実施を所有者にさせていただくため、安全点検のさらなる周知を関係部署と連携を図りまして、実施していきたいと思っておりますのでございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現在、こういうブロック塀、危険箇所の対応と言いますと防災課、建築課、それから学校教育課、土木課と、様々な部署が担当になっておりますので、窓口を一本化してほしいのと、スピーディーな安全確保をしていく必要がありますので、担当部署の設置と迅速な対応処置の体制を構築するよう提案しますがどうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

行政サービスといたしまして、業務が多岐にわたる業務におきまして、窓口を一本化する体制づくりは大切だと考えております。

しかしながら、体制づくりは早急にはなかなかできませんので、現時点ではこれまで同様に各部署との連携を図り、遅れることなく対応をして、安心・安全な住みよいまちづくりにつなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（寺門 厚君） ありがとうございます。

それでは、残りました1問ありますけれども、それは次回に質問をさせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告6番、寺門 厚議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問、3月16日に行うことにいたします。

また16日、本会議終了後に写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時16分

令和2年第1回定例会

那珂市議会会議録

第4号（3月16日）

令和2年第1回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和2年3月16日（月曜日）

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

報告第 1 号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）

議案第 1 号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 号 那珂市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 那珂市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第7号）

議案第10号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

議案第11号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第12号 令和元年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）

議案第13号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）

議案第14号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）

議案第15号 令和元年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算

議案第17号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第18号 令和2年度那珂市公園墓地事業特別会計予算

議案第19号 令和2年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

- 議案第20号 令和2年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第21号 令和2年度那珂市水道事業会計予算
 議案第22号 令和2年度那珂市下水道事業会計予算
 議案第23号 公の施設の広域利用に関する協議について
 議案第24号 那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更について
 議案第25号 市道路線の認定について
 議案第26号 市道路線の変更について
 議案第27号 市道路線の廃止について
 議案第28号 市有財産の処分について

日程第 3 議案等の委員会付託

日程第 4 請願・陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 原 田 陽 子 君 | 2 番 | 小 泉 周 司 君 |
| 3 番 | 小 池 正 夫 君 | 4 番 | 福 田 耕四郎 君 |
| 5 番 | 石 川 義 光 君 | 6 番 | 關 守 君 |
| 7 番 | 大和田 和 男 君 | 8 番 | 富 山 豪 君 |
| 9 番 | 花 島 進 君 | 10 番 | 寺 門 厚 君 |
| 11 番 | 木 野 広 宣 君 | 12 番 | 古 川 洋 一 君 |
| 13 番 | 萩 谷 俊 行 君 | 14 番 | 勝 村 晃 夫 君 |
| 15 番 | 武 藤 博 光 君 | 16 番 | 笹 島 猛 君 |
| 17 番 | 君 嶋 寿 男 君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

- | | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 市 長 | 先 崎 光 君 | 副 市 長 | 宮 本 俊 美 君 |
| 教 育 長 | 大 縄 久 雄 君 | 企 画 部 長 | 大 森 信 之 君 |
| 総 務 部 長 | 加 藤 裕 一 君 | 市民生活部長 | 桧 山 達 男 君 |
| 保健福祉部長 | 川 田 俊 昭 君 | 産 業 部 長 | 篠 原 英 二 君 |
| 建 設 部 長 | 中 庭 康 史 君 | 上下水道部長 | 根 本 雅 美 君 |

教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	山 田 三 雄 君
会 計 管 理 者	清 水 貴 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	渡 邊 莊 一 君

議会事務局職員

事 務 局 長	寺 山 修 一 君	次 長 補 佐	小 田 部 信 人 君
書 記	小 泉 隼 君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の2日目に配付した出席者名簿のとおりでありま
す。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、先週に引き続きまして一般質問を行います。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお願いをいたします。

会議中は静粛をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いをいたします。

なお、定例会期中は、感染症予防対策のため、マスクの着用を含むせきエチケットにご協
力をお願いをいたします。

以上、ご理解のほどをお願いをいたします。

◇ 關 守 君

○議長（福田耕四郎君） それでは、通告7番、關 守議員。

質問事項 1. イノシシ駆除について。2. 那珂川氾濫復旧工事と県道のかさ上げについ
て。3. 多目的グラウンド（かわまちづくり）の運用方法について。

關 守議員、登壇を願います。

關議員。

〔6番 關 守君 登壇〕

○6番（關 守君） 議席番号6番、關でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

今回のコロナの件に関しては、お亡くなりになった方がたくさんいらっしゃいます。心よりご冥福をお祈りしたいと思います。また、感染された方々も増えつつございますので、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

まずは、私の質問、イノシシの駆除についてでございます。

この問題につきましては、那珂市議会におきましても数多くの議員の方々が過去に質問されていると思いますが、時代が令和となりまして、那珂市内のイノシシの生息状況、駆除頭数及びその対策も耕作放棄地等その他の要因により大分状況が変化していると思いますが、まずは、那珂市内において現在のイノシシの捕獲に対して手当などはどのようになっているのでしょうか、担当課のほうにお伺いをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

イノシシの捕獲につきましては、那珂市有害鳥獣捕獲隊のほうに業務を担っていただいております。令和元年度で申しますと年間120万円で業務委託をしているところでございます。

また、補助金につきましてはイノシシ成獣1頭当たり8,000円、幼獣につきましては1,000円の補助を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

那珂市におきましては、駆除隊のメンバーがイノシシの捕獲後の処分について、放射能の関係、その他、売買ができず、焼却した場合のみ手当を受け取れることになっていると伺っていますが、市町村によって事情が違ってもございます。

今後も引き続き、この放射線量の検証、継続検査をして、捕獲後の売買も可能となるようにしていただければ幸いかなと思います。

次に、那珂市内におけるイノシシの駆除隊の地域別構成人数について、何人かどうにかお伺いをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

現在、那珂市有害鳥獣捕獲隊に所属しまして、イノシシの捕獲を行っている方は、市内で16名いらっしゃいます。そのうち、戸多地区につきましては、4名の方に従事していただい

ております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

駆除隊人数があまりにも少ないというふうに感じておりますが、駆除に資格が必要とのことですが、資格取得に際しての要望、要請などは広く周知しているのか、また資格取得に際しての費用、補助などがお分かりでしたら、教えていただきたいですが、この件はちょっと通告事項に入っていないですが、お分かりいただければ、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

本市につきましては、そういった補助については実施してございませんが、茨城県内においては実施しているところがあるというふう聞いてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

次に、那珂市のエリアの対策作業についてご質問をさせていただきます。

那珂市内におけるイノシシ捕獲の実施状況についてお尋ねをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

本年度の状況についてご説明申し上げます。

初めに捕獲期間でございますが、令和元年5月10日から10月20日までの164日間、それから12月2日から令和2年2月28日までの89日間、合計253日間実施してございます。

捕獲を実施するエリアといたしましては、常磐自動車道から北側の市内全域となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

那珂市のイノシシの捕獲頭数お聞きいたしました。2回ほどの駆除、期間も含めて年間の。そうしますと捕獲頭数はどのぐらいになっているのか。また、戸多地区の捕獲状況についても教えていただければ幸いです。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

市内におけるイノシシの捕獲頭数ですが、過去3年間の数値でお答え申し上げます。

平成29年度が159頭、平成30年度が172頭、令和元年度が149頭となっております。その

うち、戸多地区の捕獲状況でございますが、平成29年度が77頭、平成30年度が89頭、令和元年度は81頭という状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

駆除隊のメンバーの方にお伺いしますと、戸多地区の話ですが、イノシシの数は減少しているとはお聞きしておりますけれども、先ほどお伺いしました年間120万円の委託料で今後とも賄えるのかがちょっと心配をされます。予算を増やす、あるいは捕獲手当等を増額するなどのお考えがあるのか、これもちょうと質問通告には入ってなかったかと思いますが、もしお分かりでしたら、そういう考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

先ほど捕獲エリアについて常磐自動車の北側ということで、エリアを設定して捕獲を実施しておりますが、ほかの地域、エリア以外のところでもイノシシの出没情報が出ております。そういったことから、令和2年度については、エリアの拡大を図ってまいりたいというふうに考えてございます。併せまして、当然委託料につきましても増額したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

次に、参考までに、那珂市以外の近隣市町村における捕獲頭数、お分かりでしたら、お聞きしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

平成30年度の捕獲頭数でご説明いたします。

常陸太田市が431頭、常陸大宮市が514頭、城里町が271頭という状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

では、次に、那珂市内のイノシシによる実際の農業被害等について、どのような状況になっているかお聞きをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

農作物の被害の状況でございますが、こちらも過去3年間の数値でご説明いたします。

平成28年度が約98万7,000円、平成29年度が94万4,000円、平成30年度が98万7,000円とな

ってございます。

また、主な農作物の被害作物といたしましては、水稻、カンショ、ホウレンソウ等となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、捕獲した際のイノシシの処分方法なんですが、どのような方法で処分をしているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

捕獲従事者から捕獲の連絡があった場合には、市の職員が現場に赴きまして、個体の確認を行った後、捕獲従事者自らが大宮環境整備組合の焼却炉のほうに搬入をいたしまして、処分を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） 続いて、イノシシ捕獲に使用するわなについて、くくりわなというんでしょうか、大部分が。その補助金などについて、補助金があるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

捕獲される方に直接的な補助金はございませんが、那珂市有害鳥獣対策協議会のほうでくくりわなを購入いたしまして、従事者に貸与して実施していただいているところでございます。ほかにも寄贈を受けました箱わなの貸与も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

次に、近隣市町村とのイノシシ対策についての連携などがあるかどうかをお聞きをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

イノシシの被害が多い茨城県、それから栃木県の自治体2県15町村を中心に茨城栃木鳥獣広域対策協議会を設立いたしまして、両県にわたる地域の鳥獣害防止のため、広域で緊密に連携をいたしまして、意見交換、それから研修会などを実施し、様々な取り組みを実施してございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

イノシシの駆除に関して、市町村の連携以外にも那珂市としてどのような施策があるかどうか、考えあるか、お聞きをしたいと思います。

これ、先ほど、お答えいただいた令和2年度からエリアを拡大するという方向で、そのほかにもし対策的なものがあつたら、新たな対策があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） まず、イノシシの個体を減らすということは、農作物の被害の軽減に資するということで、今実施しているところでございますが、先ほど、關議員のほうからありました耕作放棄地、そういったところも増やしてありますと、やはりイノシシの出没が見受けられるという状況もございますので、そういった多面的な支払交付金等を活用しまして、そういう耕作放棄地をどんどんなくしていくというような施策も必要なのかなというふうには感じてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

イノシシ駆除につきましては、決定的な有効な手段はないように思いますが、今、部長がおっしゃられた耕作放棄地、いわゆる荒地というんですか、山林も含めた、そういう未整備が一つは生息を拡大しているということが駆除隊のメンバーの方々からもご意見を伺っております。

このそういう放棄地の現状が増大させているということは確かでございますが、今、部長がおっしゃいました多面的支払交付金、実は7年前に戸多地区全体に強く要望しまして、今、全7自治会に戸多地区は多面的支払交付金の組織、5団体をつくることにとりあえず成功はしたわけなんです、その中で、資源向上活動を申請しないと、駆除に関する手当が受けられないというようなちょっと若干制度としては使い勝手が悪い制度に現在なっているというようなことも調べて過去に分かっております。

いずれにしても、地域の下刈りを駆除、わなをかける際にも徹底した作業を事前にする必要が、イノシシの生息、または駆除の頭数を増やすことにつながるのではないかなというふうに思います。まさに自治会の皆さん方が全員で、駆除隊のメンバーに関係なくそういう下刈りを徹底して人海戦術を実施できるかどうかイノシシの頭数を減らすことになるのではないかなというふうに考えます。

また、皆様ご承知のとおり、今、下江戸地区に大規模なソーラーの開発が進行中でございます。こういったことが原因で生息分布がこれからどんどん変わってくるんだろうというふうに思います。私の地区は、若宮というところなんです、それよりも南側なんですけれども、おそらくそういった生息エリアが南のほうへ南下しているということも考えますと、改

めて、自治会全員でそういう事前の下刈りの対策を強く要望いたしまして、この問題は終わりにしたいと思います。

次に移ります。

次は、台風19号、昨年的那珂川氾濫の復旧工事と県道のかさ上げについてでございます。

台風19号被害で、久慈川、那珂川共に大変な被害が出ておりましたが、私の地元、戸多地区では那珂川を抱えておりますので、あえて那珂川復旧のみに絞って、何点か質問をさせていただきます。

ご承知のとおり、那珂川地区、下江戸地区におきまして、甚大な被害をもたらしまして、20軒ほどの床上浸水により、今でもご苦勞をなさっている方に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い元の生活にお戻りになれるようお祈りをするばかりですが、このほど那珂川の南側の大内地区の自治会におきまして、このような台風19号における那珂川増水記録と大内地区行動調査報告書というのがまとまり、私も説明を受けました。

市長さんのほうにも説明があったかと思いますが、大変すばらしい検証結果のデータを基に今後、災害に対してどういうふうな行動をしていくかということが詳細にわたって書かれております。今後の我々の検証と行動にまさに係っていると考えます。この検証結果、多岐にわたっておりますので、この中で、何点かに絞って、質問をさせていただきます。

まずは、小場江用水の見直しについてご質問をしたいと思いますが、これは農政課のほうでよろしいのでしょうかね。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 小場江用水路の見直しについてございますが、改修それから水門等のかさ上げにつきましては、施設の所有者が那珂川統合土地改良区に帰属しておりますので、予算などの面から早急な改修は難しいのかなというふうに考えてございます。

ただ、今回の台風被害におきまして、管理面におきまして、関係部署が情報を共有する必要があるというふうに感じてございますので、今後も定期的に話し合いを持つなど、連携をさらに図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） 小場江用水路の水門、あとは用水路、揚水機場、これは那珂川かと思いますが、こういったもののかさ上げの改修、かさ上げの改修と言いますと、水にかぶってもう機場が水に埋まっちゃっているような状態だったらいいですね。設備のそういった改修及び施設管理の見直しなどについて、今後、市としてはどのように考えておるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

先ほども答弁いたしましたが、水門のかさ上げ、それから用水路の改修につきましては、

管理施設の所有自体が那珂川統合土地改良区というふうになってございますので、実際には早急な改修は難しいというふうに考えてございます。

ただ、管理面におきまして、開閉ですね、開閉につきましてはちょっと管理面において問題があったということでございますので、農政課、それから土地改良区と連携をさらに密にして、管理体制を充実させていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） 那珂川の樋管、あるいはこれは国の管理でしょうか、小場江用水は土地改良区の管轄、それぞれに管轄が分かれているということは十分承知をしておりますが、いざやっぱり有事の際にその組織が機能しなければ何にもならないというふうに思います。

ふだんからの訓練、あるいは地元の方々との情報共有を図って、水害時にはこのように行動しますというような役割を決まてはいるのですが、ふだんからの訓練あるいはそういう連絡事項、共有が図られていなかったというふうに感じます。そういうような情報共有を含めて、今回の教訓を次に生かし、対策を共に、ふだんから考えていくことが今問われるのではないかなというふうに思います。

続いて、那珂川の河川底の掘削、これは茨城新聞なんかにも取り上げておりますので、お分かりになっているかと思いますが、県道のかさ上げと併せて、どのようになっているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

今回の台風被害を受けまして、国土交通省では、那珂川水系におけます今後の治水対策の取組としまして、国や県、市、町など関係機関が連携をしました那珂川緊急治水対策プロジェクトを立ち上げ、被害を抑制するための取組を始めたところでございます。

県道のかさ上げにつきましては、管理者であります茨城県常陸大宮土木事務所では、まず冠水被害の原因となりました那珂川の堤防整備や河川改修を最優先に進めることが必要であるとの見解でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

台風の、昨日実は下江戸地区のエリア、今工事が進行中でございまして、見てまいりました。台風の被害を受けた那珂川では現在どのような復旧工事が行われているかをお聞きをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

台風19号により決壊しました下江戸地内の那珂川右岸、城里町側の堤防につきましては、

国土交通省におきまして、応急復旧工事が完了されており、今後は、今年の台風時期までの完了を目標に、計画堤防高までの堤防盛り土と河川側の法面をコンクリートブロック張りで補強いたします護岸工事を進める予定とのことでございます。

また、現在は堤防盛り土材に利用する砂利の採取や、改良作業ヤードの整地工事など堤防本復旧工事に向けた準備工事を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

では、国交省の復旧工事について、地元の住民の皆さんに説明をする必要があるのかと思いますが、できれば直接地元被災された方に意見を聞いてほしいと思いますが、いかがでしょうか、市としてはどのようにその工事について関わっているのかも併せてお聞きをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

国土交通省では、本復旧工事の実施に当たりまして、下江戸地区の自治会長様に工事の概要を説明させていただき、地域住民の皆様には回覧による周知を図るとのことでございます。

市といたしましては、隣接自治体と一緒に国や県、国会議員への災害復旧と河川改修等の要望活動をはじめ、那珂川流域における減災対策協議会において、今後の取組につきましても引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

昨日も見てきましたら、おっしゃっているように那珂川右岸、城里地区の堤防の工事が着々と進んでいるような状況でございました。堤防工事も理解できるんですが、下江戸の実際に被災した方々にお聞きしますと、こちら下江戸側のほうの堤防のかさ上げも実施をさせていただきたいというような意見もたくさん出ております。また、下江戸の実際に被災した北側が今堤防が切れているんですね、70メートルばかり。そこが改良工事で多少地固めといいますか、そういう工事も終わっているようですが、あの堤防をできれば、遊水地的な役割のために堤防を切っているんだろうと思いますけれども、あそこを塞いでくれば、相当数今後水害の被害が出た場合でも水を防げるのではないかなというふうに感じるところでございます。

また、下江戸北側の市道が唯一今回通れた道路、冠水のために通れた道路があるんですが、その崖崩れもかなりひどく、ガードレールもないような状態なんですね。これは常陸大宮市エリアで、管轄が那珂市とは別なんですけど、ちょっと今後に不安を残したままになっております。こういうことも含めて、何とかそれらを解消すべく地元の方々と要望をしていきたく

いと考えますので、那珂市としても一緒に要望を実現に向けてご尽力をいただけますようお願いをするところでございます。

今から37年前になりますが、僅か60戸の集落のために12億円をかけたトンネルを造った政治家がいらっしゃいました。その理由が親、子、孫がふるさとを捨てずに住むことができるようにするのが政治家の基本であるとおっしゃっておいりました。トンネルがなかったら、子供が病気になって満身に病院にもかかれない。冬場に病人が出たら、戸板1枚で雪道を運んでいかなければならない。同じ日本人で、同じ保険料を払っているのに、こんな不平等はあるかということでございます。皆さんもご存じのとおり、新潟県小千谷市の塩谷トンネルでございます。造った方はもちろん田中角栄でございます。元の総理大臣です。そこに住む人たちの心情をくみ取って政治を行う、そういう気構えが政治家の基本であると田中元総理から学びました。そういったものの小さなことではありますけれども、実現に向けて頑張っていこうと思っております。

最後の質問になります。

多目的グラウンド（かわまちづくり）オープン後の運用方法についてお尋ねをしたいと思います。

多目的グラウンドの今後の運用方法についてお願いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

多目的グラウンドのオープン後の運用方法でございますが、現時点の予定でございますが、市で設置及び管理に関する条例を定め、利用受付は那珂総合公園で行うことを考えております。

また、管理運営につきましては、かわまちづくり支援制度推進協議会の中で協議し、管理運営を行う組織等詳細について、今後、決定してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

それでは、グラウンドの管理について、先ほども水害の話をしました。水害に遭った場合、実際に、どのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

昨年10月の台風19号では、大きな被害はありませんでしたが、今後も浸水する可能性があるとは考えております。ゴミ等が散乱した場合、その状況にもよりますが、河川管理者の国と協議し、行政のほうで対応していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

それでは、多目的グラウンドを今後利用するに当たっての規則的なことについてどのように考えておりますか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

ルールにつきましては、総合公園等の屋外グラウンドと同様に、グラウンド内での飲食は禁止、利用前の状況に原状を復帰すること、ゴミの持ち帰りなどについて、管理運営を行う組織と協議しながら定めていきたいというふうには考えております。

以上でございます

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

それでは、続いて、地元である私どもの戸多地区の住民の皆さんとの連携についてどのように考えているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

地区住民との連携につきましては、これまでもかわまちづくり支援制度推進協議会の委員として、戸多地区まちづくり委員会の正副委員長及び戸多地区の各自治会の会長に参加いただいております。計画策定時から定期的に協議をしており、その中で、スポーツ利用以外に地区のお祭りなど地域の活性化につながるイベントの利用についても話し合われてまいりました。

これまでも多目的グラウンドの予定地で開催しましたクリーン作戦や芝植えイベントなどに地元の方に積極的にご参加いただいております。整備後は広大なグラウンドとなりますので、その有利性を生かしました戸多地区に人を呼び込むことができるような利活用の方法を地元の協力をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

昨日、実はあそこのグラウンドの工事状況を、日曜日で休みだったものですから、ちょっと見てきたんですが、芝植えも過去私も参加しました。何か思ったより芝があまり伸びていないような感じもしましたが、Ｊリーグの芝がしっかり根づくことを願うばかりでございます。

戸多地区には、東に総合運動公園、そして歴史資料館、鳥獣センター、県の植物園、さらにはきのご館、また瓜連の静峰公園という広大な観光エリアを抱えてございます。そういった優位性を生かすべきと考えます。

戸多地区に先ほど部長のほうから人を呼び込むというようなことをおっしゃられましたが、

令和４年度のオープンに向けて今から関係機関の人たちとその計画を大いに議論すべきだと思いますし、点という開発じゃなく、面としての回遊性を持ったビジョンを考えるべきだなというふうに考えます。幸いにしてといいますか、今後の話ですけれども、昨年、大井川知事の県政報告会に私参加させていただきましたが、植物園を改良するというようなお話をお伺いいたしました。

私の子供の頃は鳥獣センターにクジャク、猿もありました。下江戸の今ソーラーの開発をしている東側を親父の自転車を借りながら、三角こぎというんですか、それで鳥獣センターに見に行ったり、また静峰の公園のほうにお祭りにも遊びに行ったりもしていました。それがもう50年以上たちますか、ニューカッスル病という病気が蔓延しまして、半分閉鎖されたままに今日に至っているわけなんですね。そういったことを解消すべく大井川知事の県のほうのそういった見直しをぜひとも応援したいなというふうに思っております。

また、市としては自転車のサイクルツーリズム構想なども若干出ております。また、数年前から茨城県の高校駅伝の県予選の会場にも総合運動公園周辺にはなっており、わくわくしたイベントがたくさんございますので、そういうことを生かした総合的なビジョンを今から議論すべきではないのかなというふうに考えるところでございます。

ぜひともひたちなかのネモフィラに負けないような環境が那珂市にあるのだと考えます。そのためには道路、駐車場、ハード面はもちろん、ソフト面の構想を皆さんとともにこれから考えていきたいなというふうに思います。

時間、若干早いんですが、私の質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で通告７番、關 守議員の質問を終了いたします。

◇ 武 藤 博 光 君

○議長（福田耕四郎君） 引き続き、一般質問を行います。

通告８番、武藤博光議員。

質問事項 １．東海第２原発の再稼働の是非について。２．新型コロナウイルスの市の対策について。３．市内街灯の維持費を市負担へ。

武藤博光議員、登壇を願います。

武藤議員。

〔１５番 武藤博光君 登壇〕

○１５番（武藤博光君） 議席番号１５番、武藤博光でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

今般、３つほど上げさせていただきまして、１つ目の東海第２原発の再稼働の是非という

ことでございます。この件に関しまして、私も従来から私なりの意見を持っておりますので、その意見を述べた後に質問をさせていただきたいと思っております。

平成30年、東海第2原発の20年の延長許可が原子力規制委員会より11月に認可をされたところでございます。それによりまして、東海村の40年稼働した老朽化した原子力をあと20年使えるというお墨つきを得たわけでございます。

しかしながら、この再稼働については、茨城県と近隣6市村の自治体の事前の了解が必要ということになっておるわけでございます。実際、その再稼働に関しまして、村松の海岸に約1,700億円もかけて巨大な防潮堤を造ると、このようなことで安全対策の一つとして言っているわけなんですけれども、現実問題、那珂市の一般会計が今年度200億円ということなんですけれども、その8年以上の投資をして、そこまでして再稼働をしていきたいと、そのような主義主張なんですけれども、非常にこれにも疑義が残るわけございまして、果たしてそれほどまでやって、本当に経済的な効果があるのか、しかも安全がそれで確保できるのかというところも疑問が残るところでございます。

そして、まだ私の場合は、この再稼働には反対しているわけなんですけれども、何点かその理由を述べさせていただきますと、果たしてこの有事の際、避難しなくてはならないわけで、現実的には、那珂市の予定では桜川市もしくは筑西市のほうに避難すると。これが一時的な避難というわけではないのが問題でありまして、東海のみならず福島の場合は、ほかの都道府県まで行って避難する。その際に高齢者の方の病院、お子様の学校、そしてまた勤務先、非常にこれもどうなるか分からない。不透明なわけです。

私も5年前ほどですか、那珂市の原子力安全対策特別委員会で福島の前被災地を視察した経緯があるんですけれども、そのときは6号国道が鉄格子で覆われていて、自宅にも自由に入れないと、非常に困難な状況になっているわけでございます。そして、また家を持っている方、住宅ローンのある方は自分の家の家賃とそしてまた避難先での家賃と二重払いをしなくちゃならない、非常に経済的にも困惑してしまうわけでございます。

そして、またこの東海村周辺は約96万人もの人が住んでおる、このように非常に人口密集地での再稼働というのは、危険ではないかと思っておるわけでございます。

そして、また現在東京電力内では原子力発電は行われていないんですけれども、十分に代替エネルギーで現在のエネルギー需要は間に合っていると。

このような点において、私はあえて再稼働をしなくてもよろしいのではなかろうかなというふうに思っておるわけでございます。

そして、2016年に那珂市が実施した市民アンケートにおいても、東海第2原発の再稼働に関する項目がありまして、「あなたはどう思いますか」ということで、反対の人が何と64.8%と、これは「どちらかといえば反対」も含めるということでございますけれども、再稼働に反対する市民の声が圧倒的に多いということになっておるわけでございます。

このアンケートに関してです。これは当時の海野 徹市長がそのときに行ったものではご

ございますけれども、先崎市長におかれましては、これについてどのような見解をお持ちであるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

議員のご指摘の数値は、平成28年度に実施した市民アンケートで、東海第2発電所の再稼働に対してどのような意向を持っているのかというのを問う設問において、「どちらかといえば反対」または「反対」と回答した割合というふうに承知をいたしております。

これらの割合につきましては、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出によって非常に広範囲かつ甚大な被害がもたらされたことにより、それまでの原子力の安全性が大きく揺らぎ、住民の皆様から厳しい目の現れというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） まさしくこのなぜ急に原発について市民の目が非常に厳しくなったかというのは、やはりこの平成23年3月の東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故、ここにおける放射性物質の放出が非常に多くの国民、そしてまた近隣住民に知れわたり、それがもとでやっぱり原子力というのは危険なんだという認識ができてきたのではなかろうかというふうに私も思っているわけでございまして、それ以前は東海村は「原子力のまち」、そしてまた那珂市におきましても、向山地区に原子力のJ T 60なりの施設で結構親しく付き合っていたような経緯はあったんではございますけれども、それが平成23年の事故により、大きく住民の意識が変わってしまった。やはり放射能は怖いんだというのが再認識されたのではなかろうかなというふうに思っているわけでございます。

これにつきまして、避難計画、そのようなものが現在は策定中というわけではございますけれども、果たして、避難計画がうまくいったところで、私たちがこの那珂市に住めなくなってしまう、これが非常に問題なのでありまして、今回の新型コロナウイルスみたいに、災難はいつどこで起こってくるか分からないというような状況でございます。

そのような風潮の中で、あの地震は誰も予見なく起きてしまった。予見なく起きたんですけれども、今度の東海第2の再稼働の問題というのは、あらかじめ予告されている事案なんではございます。ということは、6市村のうちの1つの自治体の首長さんが反対すれば、それは結果として稼働できなくなる、そのような文言なんですけれども、やはり市長といたしましては、那珂市の住民を守らなくはいけないだろうというふうに私は思っているわけでありまして、特に先崎市長におかれましては、若い頃から青年団活動等において多くの住民の方と親身になって接しておられる方、十分に私も思っておりまして、平成元年のときには、市長が副団長で、私が一般団員ということで一緒に青年団の船で中国等に行ったという経緯が30年前からあるわけでございまして、やはり住民の声、しかも密着している住民の人との交流、これを十分に踏まえて、今後の問題に取り組んでいただければ幸いかなというふうに思

っておるわけでございます。

それに続きまして、今、東海第2原発の再稼働の問題におきまして、一部の市民団体が署名活動を行っている。この署名活動というのは第2原発の再稼働を問う、茨城県に対して県民投票条例制定を求める署名が一定数の必要を超えたと、このような内容ではございますけれども、これにつきましての市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） ご質問にお答えをいたします。

古き良き時代のちょっと思い出がたまりましたが、常にやはり我々は行動の原点は市民、そういったことを常に意識してやっていかなければいけない、そのように考えております。

議員お尋ねの、県民投票条例の関係のことではございますけれども、東海第2発電所の再稼働の議論を他人に任せるということではなくて、やはり県民一人一人が自分事として考え、自分の意思を表示していきたいという県民の皆様の関心の高さではないかというふうに感じております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ありがとうございます。

やはり、今までの市長の見解を聞きますと、やはり住民の声を聞くと、市民の声を重要にして、その民意を今後の再稼働の問題に反映させていくと、そういうふうに私は捉えたわけでございます。

前の海野 徹市長は、平成30年の11月に早々と6市村の中で唯一再稼働には反対ですよという大きな旗印を挙げたわけでございまして、多くの市民の方がそれはよかった、これで少しは安心して暮らせるなというふうに安堵感を持って生活をしてきたわけではございますけれども、まだ現時点におきましては、先崎市長におきましては、そのような経緯というのは熟慮中というふうには思っております。

今から約20年前、平成11年の9月にJCOの被曝事故があったわけでございますけれども、これもやはり突然事故は起こってしまった。しかも、あの当時、小雨等も降っておりまして、風が海からの風で、那珂市の本米崎、額田、木崎方向に流れてきたわけでございます。

当時、私はちょうど日立のほうにいたもので、直接の被害はなかったのですが、本家に家の前は県道村松線が走っているわけなのでございますけれども、家から直線距離にして2キロくらいなのです、そのJCOの場所は。その道路が全面通行止めになって、しかも、パトカーがいて通れなくなって、通行止めになって、唯一自分の住居のある者だけが通れるという、非常に大変な事故が起きております。このときに、不幸にも2名の方が亡くなったわけなのでございますけれども、現実的にその本米崎小学校からわずかの地区に住んでいる女性の方なのでございますけれども、現在生存していらっしゃるわけなのでございますけれども、このとき被曝をしておるのです。この被曝の現状というのは多分那珂市にも降りてこないのではないか。これは、20年経

った今だから言えることなのですけれども、当局のほうから一切口外しないでくれというふうに言われたと、しかもこの方は病院に大阪まで通わなくてははいけない。この交通費、全て出すから、しかも病院代も出すからということで、20年近く病院にかかっているわけであります。現在もかかっているのですね。皮膚が黒くただれてしまった。本当に原子力の粉を浴びてしまった方が現実には那珂市の本米崎地区の小学校の近辺に住んでいらっしゃるのです。

この方は、やはり原子力の恐ろしさというのを本当に自分の生命の危機を持ちながら感じておられるわけです。この方はまだ生き延びているからいいのですけれども、現実的に私が知る限り、この20年間でこの海からの風が、東からの風が西に吹いて、小雨が降っていてその粉を浴びてしまったという方私何名か知っているのですけれども、がんとか、非常に甲状腺とか、その他のがんとかで結構お亡くなりになっている方が多いのです。しかも年齢は男性が結構多かったのですけれども、50代、60代、70代と年齢問わず起きている。これは、公にはできないのですけれども、すごく非常に原子力の被害というものが実際に我々の生命を脅かしたと。この結果だと思っているわけでございまして、私の友人、先崎市長もご存じの方で、那珂市の青年団長とかおやりになった方なのですけれども、彼は亡くなる間際に言っていました。俺はJCOにやられたと、これは非常に重い言葉で、ああそうなのだと、僕も本当にしみじみと思ったわけなのですけれども、現実には亡くなる前にあれが原因だ、しかも僕はあの近くにいたんだというような方がいらっしゃいました。その方の意思を汲むにしても、やはり原子力で亡くなった方が現実にいる。そしてまた原子力で被曝した方が本米崎地区に存在している。このようなことは那珂市と東海村というのは、本当に近い距離なのです。しかも、風が海から吹いてくる。ほとんど海風が東海村の村松から二軒茶屋を超えて、本米崎、額田、神崎、そして木崎、瓜連の方向に吹くわけなのです。

今の東海原子力発電所のある辺り、あの辺りの地区も、やはり久慈川の流れに沿って風が吹いてきまして、非常に危険な地域なのが、東海村もそうなのですけれども、那珂市の北の地区が非常に危険なわけでございます。

このようなことも鑑みますと、6市村というちょっと広めのカテゴリーのエリアではなく、那珂市としては、やはりそのような被害者の実態があるということを踏まえて、やはりこれの再稼働の問題に関しては、慎重に本当は反対をしていただければありがたいのかと思うのですけれども、このような実態があるということをお知らせしまして、市民の意見をどのように聞いていくかということで市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

このことについては、今議会でも花島議員にも答弁をしておりますけれども、私としましては、現在進めている広域避難計画の策定及び市民の理解が得られない限り、再稼働は認められないというふうに考えております。

つきましては、市民意向の把握について、具体的な方法及び時期はまだ決めておりません

が、いずれにしましても、東海第2発電所の再稼働については議会の皆様のご意見も十分に考慮をしながら、そして市民の安心・安全を最優先に考えて慎重に判断をしていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 市長のほうから、非常に前向きな発言、しかも住民の安心・安全を最優先に考えてというような、非常に重みのあるお言葉をいただいたので、今後慎重な判断をなされることを期待しておきたいと思います。

それともう一つ、非常に重要な問題なのですが、6市村の判断を原電側が地域に落としたということは、ボールを投げられているわけで、6市村のほうはボールを受ける立場にあるわけでございます。当然ながら、この6市村のほうに反対すれば、再稼働というのは不可能なわけでありまして、一番問題となってくるのは、万が一、本当に万が一というのは僕は現実には起こるのではなかろうかというふうに思っております、今回のコロナウイルスにしても、誰もこのようなことは予見しなかった。予見しなかったことが起こるのがこの世界なのかなというふうに思うわけでありまして、もし、先崎那珂市長がこれで再稼働は容認ですよなんていうことになってしまいまして、これが何年後かに動き出すと。動き出した後に、もし事故が起こってしまったときに、僕は住民のほうから那珂市が、もしくは那珂市長が訴えられるのではなかろうかと、被告になってしまうのではなかろうかなという心配もあるわけでございます。なぜ、あのときに市長が容認したから動いている、結果として我々はこの那珂市に住めなくなってしまった。非常に法律的にも、重要な判断かなというふうに私自身思っておるわけでございまして、今の避難の広域避難ができれば大丈夫なのだろうなんていうふうには、多くの方が思っているのかもしれませんが、いつ、有事の際、本当に高速道路が使えるのか。そして一般道が走れるのかというような問題も起こってくるかと思っております。

この前の平成23年の東日本大震災のときも、まず道路は凸凹してしまい、高速道路は橋桁がくぼんで通れなくなっていて、那珂川も一般道も通れなくなっていると。このように高速道路も崖崩れ等で通れない。一般道も走れない。いざ避難計画は十分にできたけれども、その道路等様々な問題があつて、その避難計画の策定はできてはいるけれども、いざ現実には効果的に機能しないと。非常に困難な問題もできることは予見されるわけでございます。

いざというのが地震で起きるのか、もしくは突発的な内部の事情で起きるのか、それによっては未知数な部分はあるわけなのですけれども、これに関しても、安全の避難策定ができれば大丈夫だと、これも非常に危険な問題でありまして、安全策定ができれば原発の再稼働は容認するのかというの、非常に微妙な問題でありますので、十分その辺りのところも執行部の方もお含みいただきまして、近い将来前向きな反対というような、容認しないというような結論が出されていただきたいと。多くの住民がこれを望んでいるのかとも思ひまして、

この問題については閉じさせていただきたいと思います。

続きまして、2つ目の新型コロナウイルスの市の対策についてでありますけれども、何名かの議員の方がこの質問をしておりますので、私も一部重複するところは割愛させていただいて、質問をしていきたいと思っております。

WHO世界保健機関が、新型コロナウイルスの感染拡大をパンデミックというような表明をしたわけでございます。これにおきまして、パンデミックということになると、私の身内も病院で看護師をしているわけなのですけれども、うちの勤めている病院にも感染者が来るかもしれない。来てもおかしくないというのがこのパンデミックという言葉が県内の医療機関に通達された内容だというふうに聞きました。

ということは、今まで検査の対策というの、検査対策で済まなく、いついかなる場合において高熱者が来るか分からないと、非常に危険な状況になっているのが現状かなというふうに思っておるわけでございます。

世界的感染というのは、歴史を振り返ってみますと、私も歴史、世界史で学んだ経験はありますけれども、14世紀の欧州ではやったペスト、黒死病だというふうに聞いております。これでもやはり人口の半分以上が命を落とした。そしてまた、そのあとにもスペイン風邪、このようなインフルエンザもはやって、非常に世界の歴史というのは感染との闘う歴史というように思っているわけでございまして、今度のウイルス問題も、東京オリンピックが開催できるかできないのかというような非常に危険な状況に、危機的な状況にあるのかというふうに思っているわけでございます。

今回の新型コロナウイルスなのですけれども、3つの問題があるのかなというふうに思っております。

まず1つ目は感染予防対策、診療所、病院、介護、障害者福祉施設等や、様々な施設がありますけれども、そこの医療機関での対応がその一つ。2つ目が、学校の一斉休業に伴う子供たちの学業の問題。そしてまたそれを見守る学童保育。そしてまた親御さんたちの経済的な休業問題について。また3つ目は、様々な領域でお店が閉じたり、もしくは休業したりしているということで、経済問題、いわゆる景気の後退が十分に予測されるというようなことになるのかなというふうに思っておるわけでございます。

その一つ目としまして、検査対策、幸いに今のところ茨城県は表向きには一人も陽性の方がいないということで、ほっとしているわけなのでございますけれども、この検査の対策どのようにすれば検査対策をしていただけるのか、その現状の相談や、体制についてどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

風邪や発熱などの軽い症状が出ている場合、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気によるものが圧倒的に多い状況だと思います。防災無線によりまして、市民の皆様へ呼

び掛けているところでございますが、感染への不安から適切な相談をせずに、むやみ医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになりますので、これまで同様、まずはかかりつけ医に相談をするよう、促しているところでございます。

どうしても心配な場合、あるいはかかりつけ医から指示があった場合は、各保健所に設置されております帰国者・接触者相談センターへ連絡をし、相談を受けていただくことになっております。

帰国者・接触者相談センターでは、電話相談等を受けまして、感染が疑われると判断した場合には、感染症状の正確な把握、それから感染拡大防止の観点から、帰国者・接触者外来へ案内をいたします。帰国者・接触者外来で受診をしまして、新型コロナウイルス感染症を疑う場合には、疑似感染者として感染症法に基づく届出を行いますとともに、PCR検査を実施することになります。その結果に応じまして、感染症法に基づいて入院措置を行うというような流れで検査を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ありがとうございます。

やはり、茨城県の場合は、魅力度が日本で最下位ということで、多くの人たちが茨城県内に入ることがないということは、感染ルートも非常に少ないと。ここへきて、茨城県への観光者が少ないということがある意味感染の方が少ないというような結果になっているのかなというふうに思っておるわけでございますけれども、帰国者・接触者相談センターと今の部長がおっしゃいましたけれども、相談の目安というのはどのようなものかお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

相談の目安でございますが、まず風邪の症状や37度5分以上の発熱が4日以上続いている場合、あるいは強いだるさや息苦しさがある場合のいずれかに該当する場合、それから高齢者や基礎疾患のある方、免疫抑制剤、抗がん剤等を用いている方、それから妊婦の方につきましては、今申し上げました症状が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターへご相談いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） よく分かりました。

大井川知事になって以来、本当の近隣の常陸大宮保健所、これがなくなってしまって、行政の合理化の一環かなというふうに残念に感じるわけございまして、やはり本当でしたらば、常陸大宮保健所がいろんな面で望ましいのかなというふうに思っていますけれども、これはできればもう一度戻してもらえればよいのかなというふうに思っておりますけれども、

県内の相談件数、そしてまた検査の件数、これについてはどのようなになっているのか、その状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

茨城県内の相談件数でございますが、3月11日現在で7,544件となっております。そのうち、那珂市を管轄しますひたちなか保健所におきましては636件の相談を受けております。

また、検査の状況でございますが、先ほど申し上げました帰国者・接触者外来は混乱を避けるため、現在非公開になっておりますが、県内におきましては、検査開始当初から医療機関の数を増やしております、現在は21の指定医療機関で行っております。これらの医療機関での検査件数でございますけれども、こちらは3月13日現在の人数でございますけれども389人で検査の結果は全て陰性となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 検査の結果、本当直近の3月13日ということで、陰性ということで、その点では非常に安心をした次第でございます。これから徐々に増えるかもしれませんが、やはり指定医療機関での検査というのを、私の意見ではございますけれども、もうちょっと増やして多くの方の検査をしていただければよろしいのかなというふうに思っております。

続きまして、2番目の学校での問題についてお伺いしたいと思います。

当然、学業が休業になるということで3月2日から那珂市のほうにおきましては、学校が休業となっているわけでございますけれども、少なくとも、通常ですと春休みはお彼岸くらいかなというふうに思っております、残り約1週間から3週間の間授業ができなくなってしまうということが、現実には起きているかと思うんですけれども、これにおける未履修が発生していた場合の状況、そしてまたそれについてはどのような形で履修を再開するのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

未履修の状況につきましては、各学校に調査を実施したところでございます。

3月の卒業生につきましては、履修のほうは完了しておりますので、そのほかの学年については、今後新学期のカリキュラムを組み替えて対応する予定となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 分かりました。

3年生とか小学校6年生は、卒業間近ということで十分履修は終わっているというふうにはお聞きしましたが、やはりそうではない学年の方につきましても、今後の対応をお

願いたい次第でございます。

そして、休業により、学校給食センターのほうも休まざるを得ない状況になっているかと思っております。近隣の市町村の様子を見えますと、食材を一般市民の方に譲ったり、もしくはフードバンクに寄附したりと、様々な対応を行っているのかなというふうに思っております。

この食材料の廃棄や、そして臨時の調理員の方もパート等にいるかとは思いますが、その方たちの勤務の状況等も併せてお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

食材料の納入業者に対しましては、2月28日金曜日の早い段階で調達のほうの停止を連絡しましたので、学校給食センターにおきましては、生鮮食品の廃棄処分等を行ってはおられません。

臨時調理員につきましては、現在20名を雇用しておりますが、調理業務がなくなったことから、2日から12日までは休業による自宅待機といたしました。その後、13日に勤務を再開し、調理場内の清掃等の業務に今従事しております。

なお、休業期間中に勤務を希望する者については、各小学校のほうで実施しております学童保育のほうの業務に配置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ありがとうございます。

そうしますと、児童・生徒たちは今の状況では自宅待機ということで、那珂市等の場合におきまして、家族に祖父母等がいれば問題はなかろうかなというふうに思うんですけれども、いわゆる核家族の場合、鍵っ子となり、非常に子供たちの安全が自宅でどのようにして暮らしているのかどうかというのを心配な面も出てくるかと思いますが、この児童・生徒の自宅待機の状況はどのような形で把握しているのか、その現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今回の臨時休業の目的が感染症の拡大防止であることを踏まえ、学校からは不要不急の外出を避け、基本的な感染症対策に留意しながら学校での生活リズムを参考に自主学習や、読書、家庭での手伝いなどをして過ごすよう指導しております。

また、各担任から定期的に電話連絡し、子供や保護者から家庭での生活状況を聞き取るとともに、学習についての相談にも応じ、必要があれば家庭訪問のほうを実施いたします。

また、各学校では、現在ホームページを活用しまして、休業中の児童・生徒に向けメッセージのほうを発信する活動も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ありがとうございます。

子供たちも、非常に不安ということで、報道等を見ても、学校に行ったりとか、もしくは一部の学校を開校して子供の面倒を見たりとかしているというのを見聞しておりますけれども、やはり学校から、定期的な連絡をしていただければ幸いかなというふうに思っております。と同時に、学童保育があるわけですので、市内にもいくつか民間の学童保育というものがあるかと思えます。学校に隣接しない民間の学童保育、通常ですと小学校の隣に学童があつて、子供がそこで面倒を見て、学校の教員の方も面倒を見るというような話を先般伺ったわけなのではございますけれども、視点を変えて、民間の学童保育はどのような対応をしているのか、伺いたしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市内には6か所の民間学童保育所がございます。その全ての学童保育所で朝から児童を受け入れる対応をしていただいております。受け入れの人数は学童保育所によってばらつきがありますけれども、十数名から30名程度のお預かりをしているというふうに伺っております。

また、民間学童保育所は、基本的には通常入所児童だけの受け入れでございますけれども、公立学童保育所と同様に、通常入所児童以外の児童の受け入れも行っている学童保育所もございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 市内に6か所の学童保育所があるということで、非常にバックアップ体制はできるのかなというふうに思った次第でございます。

それと、3つ目の経済対策、やはり景気が悪くなって、働く人が自宅待機になったり、もしくはほかの面での経済活動が停滞するということでもって、様々な施策が講じられているのかと思えますけれども、那珂市におきましては、どのような形で経済対策について対応しているのか、その周知の方法について伺いたしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

他市町村と同様、市独自の経済対策というものは行ってございませんが、現時点におきまして、国や日本政策金融公庫及び県信用保証協会のほうで経営相談窓口というものを開設しております。

また、従業員関連では、特例措置としての助成金、あるいは資金繰りに関しましては、融資及び信用保証制度による支援等がございます。こういったものを市といたしましては、必要とする事業者に対しまして、ホームページ、SNS等による周知を図るほか、市商工会と

連携、協力しながら、事業者に対して情報提供を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ありがとうございます。

今回、国難ともいえるこの状況を克服していくためには、国や市民が一つとなって立ち向かうほかないと思われますので、新型コロナウイルスの闘いにおきましては、皆さんと力を合わせて知恵を出し合いながら、消滅するような方向で迎えれば幸いかなというふうに思っております。

続きまして、3番目の市内街灯の問題でございます。

一部の市民の方から、市内の様子が大変暗くなっていると、このような話をお伺いしたわけでございます。確かに東日本大震災のあとはほとんど電力がないということで、県道も国道も非常に暗くなっていたと、このような記憶はあるんですけども、その後一部電力も回復したということで、明かりが付き始めております。

それにつきまして、様々な電灯があるかなというふうに思うわけでございますけれども、まずもって市内の防犯灯、これについてはどの程度存在しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

防犯灯の設置状況につきましては、平成31年、昨年の4月1日現在で神崎地区236灯、額田が256灯、菅谷が1,252灯、後台が398灯、戸多が92灯、芳野が135灯、木崎が108灯、瓜連が804灯、合計3,281灯存在しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 今の答弁によりますと、3,281と非常に多くの防犯灯が設置されたということなんですけれども、以前は、那珂町の商工会が各商店街に電灯を白熱灯をつけていたわけなんですけれども、多くのお店が最近休業とかなっちゃいまして、暗くなっていると。確かに私は額田なんですけれども、ここのいわゆる旧市街地、宿通りというのがほとんどのお店が閉鎖をしてしまい、当然ながらお店の明かりも消えてしまったということで、夜になると真っ暗だと。このような話を聞いているわけでございます。

これに代わりまして、防犯灯を設置するほかないのかなというふうに思うわけなんですけれども、防犯灯はどのような形で設置されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

防犯灯の設置につきましては、夜間の犯罪及び事故を未然に防止する目的でございますの

で、地域を一番把握している自治会が必要と判断する場所へ設置していただいているところ
でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ただいま自治会のほうからの要望というふうに聞いておるわけでご
ざいまして、従前は蛍光灯であったわけございまして、最近はほとんどのところがLED
化としてなっているのかなというふうに思っておりますけれども、LED化への補助の費用、
そしてまた防犯灯設置の基準はどのようなことになっておるのかにつきまして、お伺いした
いと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

補助金限度額につきましては、補助内容が3種類ございまして、まず既存の支柱等に新設
する場合は2万5,000円、新たに支柱を立てて新設する場合は3万8,000円、そして既存の
防犯灯をLEDに更新する場合は工事費の2分の1以内の額で1万円が限度となっていると
ころでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ありがとうございます。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） 申し訳ございません。

設置基準のほうについての答弁遅れまして申し訳ございません。

そして、防犯灯を設置する基準といたしましては、防犯上必要と認められる場所であるこ
と、2つ目が防犯灯間の設置距離が原則50メートル以上離れていること、防犯灯の照明によ
る害を及ぼす恐れがある場合は、所有者の同意が得られていること、そして設置後の管理や
電気料の支払いは自治会の責任により履行すること、以上の条件を満たすこととしておと
ころでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ただいま部長のほうから防犯灯の基準やその補助について答弁があ
ったわけでございますけれども、そのような補助金はできれば市として行うのがよろしいの
かなと思いますけれども、どのような形で助成されているのか、その経緯についてお伺いし
たいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

助成につきましては、まず各自治体から設置補助の要望を提出していただきます。そして

予算の範囲内で補助金配分額を決定しております。その後、自治会長からの交付申請により、審査をし、交付決定を通知いたします。交付決定を受けた後、工事完了後に実績報告及び補助金申請により、補助金が交付される仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ありがとうございます。

この照明灯につきましても、ただいまのは防犯灯ということだったんですけれども、それ以外にも照明というのがあるかと思えますけれども、市内の道路照明、防犯灯とは異なり、この道路照明について、若干お伺いしたいと思えますけれども、この道路照明はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

市が管理をしております、道路照明灯でございますが、平成31年3月末現在におきまして380基ございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 道路照明灯というこのような別の形の照明もあるというふうにお伺いいたしました。明るいまちづくりというのは、精神的にも明るいと同様に、やはり夜間のまちも明るくあっていただきたいと、このようなふうに思いますので、今後とも防犯灯、そしてまた道路照明灯の行政につきましても、積極的な取り付けをお願いしたいと、そのように思いまして、この項を閉じさせていただきたいと思えます。

以上で、今回の一般質問を終わりたいと思えます。

ご清聴ありがとうございます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告8番、武藤博光議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時45分といたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時45分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◇ 大和田 和 男 君

○議長（福田耕四郎君） 通告9番、大和田和男議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルスに関する感染症対策について。2. 市内各地域の住環境整備について。

大和田和男議員、登壇をお願いします。

大和田議員。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

○7番（大和田和男君） 議席番号7番、大和田和男です。

ちょっと中途半端な時間になってしまいましたが、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

この議場とも1年数か月離れ、当時の執行部の皆様にはもう戻ってくるなよと激励の言葉をいただきましたが、ずうずうしく戻ってまいりました。それもやはり那珂市発展や、市民の皆様の福祉向上に対する思いが私の胸中からふつふつと沸き上がり、2月に出馬させていただきました。もう一度、この壇上で那珂市に対する思いを訴えられること、この場を借りて感謝を申し上げます。

そして、市の執行部の皆様と、そしてここにいる議員の皆様と、市民の皆様が三位一体となって、もう一度魅力のある那珂市、もっとわくわくする那珂市、そしてより誇り高き那珂市へと、次の世代へもつなげられるよう執行部の皆様には前向きなご答弁のほうをよろしく願いいたします。

そして何より、私にとって市長が代わられて初めてのこの議場での質問とさせていただきますことをうれしく思うとともに、どんな答弁をいただけるのか楽しみにしております。今後ともよろしくお願いいたします。

さて、日本中、いや世界中ですか、新型コロナウイルスで世間が騒いでおります。冒頭に、このウイルスに罹患された方、そしてお亡くなりになられた方々に、この場をお借りしてお見舞いを申し上げるとともに、心よりお悔やみを申し上げる次第でございます。

経験したことがない感染症に、関係各所にとどまらず、世間全体がパニックとなっております。マスクがない、マスク着用と言われていますが、マスクがない。消毒液もない。しまいにはトイレットペーパーにばかり、最近は納豆がないとかという、本当に様々な問題が出てきている中、多分今回一般質問の中で様々な議員の皆様が質問することと思いましたが、この質問に関して、最後の質問となりますので、重複がないよう、私が聞きたいことを何点か伺わせていただきます。

私もやはり、学校休業に対して様々な疑問があったんですが、花島議員、原田議員、寺門議員、武藤議員が質問したところと、また先日の全協室での説明で明らかになったので、学校休業に関しては省略をさせていただきますが、やはりこの3月は子供たちにとって、仲間との別れ、先輩、後輩との別れ、そしてお世話になった先生たちとの別れ、そしてクラス一体となってその別れに対して臨む姿勢などが子供の精神にとって著しく育まれる時期、小・

中学校休業は果たして本当によかったのかと疑問に思うところであります。しかしながら、那珂市もその決断をした以上、感染症対策はもとより、これまで以上に子供に対するケアも行っていたきたいと思います。

さて、私は休業になってから、その受け入れ先である公立の学童保育では、先日の説明で臨時職員さんが支援員としてお手伝いをしていると伺い、人員確保、また保育場所には学校関係も協力体制があるということであれしく思いましたが、疑問に思うことも少々ありました。

その学童保育、公立の学童保育所、開所時刻が８時半になったのはどうしてでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

今回の小学校休業に伴う公立学童保育所の開所時間につきましては、教育委員会とこども課で調整を行いまして、既に答弁をしましたとおり、午前８時30分から午後３時までは小学校の教室等を利用して学校の先生方などで支援をしていただきまして、実施することといたしました。

開所時間につきましては、小学校側の受け入れ態勢を考慮した上で、午前８時30分としたところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） というのは８時半というのを聞いたもので、開所時刻は本来長期休暇の場合７時半からなんです。先日の説明の中では506人の学童保育登録児童中297人が来ていて、そのうちの新規の申し込み者が約20名ぐらいと聞いております。保護者の皆様の協力によってそのくらいの人数になったと思っているんですけども、やはり中には開所時間の問題から遠くの祖父母や、自宅で一人で待っているという子もいると聞いております。仕事に間に合わないとの理由から、その事態になった家庭も私の耳だけで数件聞いております。それで利用家庭がやむを得なく減ってしまったのではないかと推測されるところであります。

いつもどおり７時半から開所することはできないか、お願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

実際、３月２日から開所している中で、保護者の方からもっと早い時間に開所できないかというご意見もいただいております。

また、もともと春休みにつきましては、先ほど議員のほうからありましたとおり、学童保育所で午前７時30分から受け入れを行っておるということもございまして、それを前倒しをできないかということも考えていたところでございます。

そこで、こども課と教育委員会で調整をしまして、支援員の確保など受け入れ体制のめど

が立ちましたことから、3月19日から午前7時30分から学童保育所を開所することといたしました。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ありがとうございます。

3月19日から7時半ということで、あと少しで通いやすくなる世帯も出てくるかと思えます。関係各所のご協力のほう、誠にありがとうございます。

そして、私は今回その民間保育施設に対しての対応を伺ってきたいと思います。

この事態があり、私先日市内各所の民間保育所及び民間の学童施設を回り、お話を伺ってまいりました。

先日の寺門議員の質問の際の答弁で、準備が整い次第という話があったんですが、果たしてそうでしょうか。民間保育施設で聞く話は、全てなんか情報がない今回の休業に対する情報がないということが多かった。そういったところで、通達方法を含む、民間保育施設への対応はどうだったのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

民間学童保育所には、今回の臨時休業に伴う3月2日以降の受け入れ体制につきまして、3月2日になってからですが、確認を行い、その後は利用状況を随時確認しながら情報共有に努めております。

一方、民間保育所につきましては、新型コロナウイルスの対応につきまして、電話連絡をはじめ、情報提供、それから対応の収集などを行っております。

また、国から日々届いております、新型コロナウイルスに関する通知等につきましても、併せて送付するなどの情報提供も行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そういった今回の対応を具体的に聞きますと、学校休業が確定してから学校から保護者にメールが届いて、そしてその保護者からその知らせを聞いて各民間保育施設独自の判断で開所の決定をします。そしてそのあと、開所するかどうかの状況調査等の確認の電話を市からもらったというお話を伺いました。やはり、本来であれば、休業決定前、もしくは決定直後、受け入れ先となる事業所を優先して開けられるかどうかとか、開けてくれないかとかお願いがあってしかるべきことだったと思います。

保育施設がパニックになることも予想はできたと思うのです。子供を預かる施設はそういうことがなくても多分受け入れられないよとか、反対するところではないと思うのですよね。なので、やはり休業に関することを速やかに通達すべき、もしこういった事態がないことを祈るばかりなのですから、今後このような事態の場合には、そのような対応をお願い

したいと思います。部長お願いします。

また、保育所は通常朝から開所をしているので、人員確保については大きな問題ではなかったという話聞いております。学童保育においては、いきなりのことで人員確保は大きな問題となっております。

公立の保育施設は先ほども答弁でも質問でもあったとおり、支援員などの確保がしやすい状況にありました。それに反して、民間施設では人手が足りない中、何とか協力してくれる人を見つけ出して運営しています。そして、しかし長時間開所することにより、このままでは人件費が払えないと。人を雇ったのだけれど人件費が払えない。そういった運営をしていると。そして開けば開くほど赤字だなんて言っている人もいました。人手が何とかなっても人件費の削減など、でも子供たちの安心・安全を守るにはそうはいかないと、そんな矛盾の中、様々な思いを持ちながら運営をしているというのが実態でございました。

そのような中、不安を少しでも払拭できるよう、今後の民間保育施設に対する人件費を含む助成のほうはどうなっていくのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、今回の臨時休業に伴う学童保育所の支援員の確保は緊急的な対応となったために、公立、民間を問わず大変苦慮しているところでございます。

国では、今回の小学校の臨時休業に伴う学童保育所への財政措置といたしまして、子ども・子育て支援交付金におきまして、学童保育所を午前中から運営する場合、1日当たり1万200円の加算をする。さらに、開所に当たっての人材確保等に要する費用の助成として、1日当たり2万円の加算等を行うという制度を創設いたしました。

今回、午前中からの対応に、保護者負担は求めず、国が全額負担として補助することとなっております。

この財政措置は、公立、民間、どちらも補助対象となっております。現在申請手続等の事務を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 初めは1日当たり午前中から運営すれば1日当たり1万200円の加算ということで、それではなかなか人件費にも満たないというところで不安もあった事業所もあったのですが、追加措置等が出て少し安心しているという事業所も聞いております。国で決定したところですので、ここでとやかくと言えないところなのですが、刻一刻国の対策も変わっているの、注視しながら市内でもスピード感を持っての対応のほうもよろしく願いいたします。

もしかしたら、追加対策での手の届かないところも出てくると思うのです。学校休業も各市町村単位で決定審査があるから、助成に対しても市町村単位の独自の助成もできないか

など思っているのですが、そういうことは答弁は要らないのですが、一隅を照らすような、そういった施策もお願いしたいところでございます。

民間施設は本当悲鳴を上げているところがあります。そういった生の声を拾っていただいて、対応のほうお願いを申し上げます。

そして、万が一、民間保育施設から感染者が出たらという、やはりリスクは計り知れないと思います。封鎖しなければならない、かもしれない事業所にとっては、やはり死活問題であると思います。そのリスクに対して、市は事業所さんにどのように応えていくのか、また民間の施設が封鎖された場合、今度はそこに通っていたやはり乳幼児さんとか児童が今度は公立に居場所を求めてくる。また受け入れは可能なのかというのと、またその逆で、公立が今度は閉鎖になったという場合、今度は民間施設に子供たちが押し寄せてくると思うんです。そういった場合の対処、どうしていくのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） ここで暫時休憩をして、午後一番で答弁いただくことでよろしいですか。

○7番（大和田和男君） はい。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

午前中に引き続き、大和田和男議員の一般質問を行います。

午前中の大和田議員の質問に対し、大和田議員まず登壇を願います。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

○議長（福田耕四郎君） 午前中の大和田議員の質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

途中休憩を挟みましたので、先ほどのご質問の趣旨を述べてから答弁をさせていただきたいと思います。

議員のご質問は、万が一民間の保育所、学童保育所から感染者が出て、休園などになった場合の対応について、市ではどのように応えていくのかというご質問でございます。

お答えいたしたいと思います。

民間の保育所、学童保育所に限らず、公立の保育所、学童保育所におきましても、児童が感染した場合、臨時休園等の対応につきまして、県の担当部局と連携を図りながら協議する必要がございます。

仮に臨時休園等の対応になった場合、学童保育所につきましては、現状公立学童保育所では定員に余裕のある学童におきましては、支援員の確保、利用スペースの問題等々がクリアできれば、民間学童保育所の児童を受け入れることは可能であるというふうに考えております。公立学童が休園となった場合、民間学童保育所に受け入れをお願いする場合もございますので、相互に連携を図りながら、対処していきたいというふうに考えております。

一方、保育所につきましては、公立、民間ともに平常時から定員枠に余裕がございませんので、お互いの受け入れは困難であるというふうに考えておりますが、学童保育所同様、連携を取りながら、対処してまいりたいと考えております。

いずれにしても、感染拡大防止のため、自宅で保育することが可能な児童につきましては、できるだけ自宅での保育を勧めてまいりたいと考えております。そういう状況にならないためにも、新型コロナウイルス感染症対策としまして、手洗い、うがい等の徹底、マスクの着用、それから教室等の換気を定期的に行うなどの対応を取り、引き続き民間の保育所、学童保育所と情報共有に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ありがとうございます。

だから情報を共有して感染者をやはり出さないように、ともに努力をしてまいりたいというところで、また連携と言われましたが、こういった事態になったら、民間も含めたような対策会議というか協議会ではないですけども、そういったものを事前に協議できる場所をつくり出すことも危機管理の一つなのではないかなと思います。

だから、今入口から先ほども言ったんですけども、官民そして学校も一体となって、それを進めたかったと思っております。どうかこれからは一体的な危機管理のほうを構築するようよろしくお願いいたします。

また、視野を広げてみますと、放課後等デイサービスを回ってきたんですけども、この施設は特に特別支援学校に通う子供たちの放課後を見るというような施設ですけども、そういった施設へ車を含んで、施設を一回1日に3回アルコール消毒を行っているというお話です。また、やはりそういったところなので、人員も多く配置しなければならないなど、普通の学童保育とは異なるところが多々あります。その施設では、やはりアルコールが足りないという問題。また、一日通ってくるわけですから人員の確保また、そしてそこに通う保護者様のご協力で半日だけで通ってくれるという、うれしいご協力あるんですけども、その反面、それにより通常の定員に達しないというような、定員割れなどの問題もあるようです。

市ではなく、県とか国の管轄だと思うのですが、この議場にいる皆様にも共有してもらいたく質問いたします。それらに対する今後の保証制度は確立できているのか、お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

放課後等デイサービスでございますが、厚生労働省から原則として開所し、可能な限り長時間の開所とするなどの対応をお願いをされているところでございます。

通常より長時間開所することで、増員配置した職員の人件費等の負担増に対する国などからの助成につきましては、現時点ではございません。

また、障害福祉サービス等の報酬の加算、減算などの運用状況でございますが、こちらは柔軟な取り扱いが可能となっております。全員超過利用等による減算は適用されないこととなっております。今後国などから方針や通知が追加で示されることも想定されますので、その状況を注視しながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 減算は適用されないということで、少し安心したところでございますが、そのような市内施設もあることを十分に把握していただいて対応のほうをお願いいたします。

ここまで、質問していったのは、民間施設もっと大切にしましょうよという話で、民間施設も市の役には立っていると思うのです。そして民間の施設の皆さんも、市役所の皆様にはふだんから感謝をしていると思うのです。そういった中で先ほど申し上げましたが、官民学、そして家庭が一体となってこの困難を乗り越えて子供たちの笑顔を追及してまいりたいとお願いする次第でございます。

私事ではなく、市内民間施設の代表として訴えてきました。とはいえ、この未経験の混乱に市役所の皆様非常に頑張っておられると思います。しかし、市役所内で感染者が出たらどうするのか、課内に一人出たら課内全部お休みということになっちゃうのかなとか。横のラインを構築し、通常業務の遂行の対応を全庁体制で講じなければならないと思いますが、どうですか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市役所の職員が新型コロナウイルスに感染した場合に、まず感染者は治療と拡散防止のため、入院あるいは隔離をされることになりまして、結果として休暇を取るということになります。また、濃厚接触した職員も経過観察などが必要な場合、自宅待機などの対応をとる場合もございます。

さらに、感染者の所属部署によっては、窓口や事務所の消毒、あるいは閉鎖をせざるを得ないということも考えられるところでございます。

そのような状況になった場合には、感染拡大防止を第一に考えなければならないというふうに認識をしております。

また、業務の遂行につきましては、多数の職員が出勤できない場合、市民生活に影響のある業務を最優先させるなど、業務の順位を選択しまして、実施してまいります。組織としまして、職員の流動体制などを活用しまして、ほかの課室の職員を臨時的に配置をして運用を図るなど、市民生活への影響を第一に考え、対応していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そうですね、全庁体制でこの困難を乗り越えていければと、我々議員もできること数多くあると思いますので、困ったことがあればお声がけをいただければと思います。また、この議場の執行部の皆様も感染することも非常に心配しております。特に市長、市長も感染してはならないと思うのです。市長自身の感染の対策を。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 一般的にやはり言われているように、うがい、消毒、あるいはマスクの着用もそうではありますけれども、それに加えて、やはりなるべく規則正しい生活をする、そういうことも大事なのだと思うのです。ふだんのとおりきちんと食べて、きちんと休む、そういった自分の免疫力をきちんと維持するということも大事だと思いますので、皆さんと同様に、気をつけてやっていきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ありがとうございます。

忙しいのは分かっておりますが、こういうときはしっかり在宅をしていただいて奥様孝行でもしていただけたらと思います。

それはさておき、何度も申し上げたとおり、この緊急事態に対して、那珂市一体となって乗り越えていければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

次は、市内各地域の住環境整備について伺っていきます。

私も以前から、住環境の早期整備は口が酸っぱくなるほど訴えてまいりました。というのもやはり自分が住んでいるまちを誇りにし、ほかの市町村の人に俺那珂市に住んでるんだ、来てくれよというようなアピール。でもその人が来て、家の前が砂利道で、下水も通ってないという、やはり那珂市にどうだろうと思う人も出てくると思うのですよね。

やはりそういったところ移住を勧める身としては、そういった住環境を早期整備し、人が寄ってきて、ここに住みたいと思わせる、住みやすさも上位じゃなくてナンバーワン、それを目指してやはり住環境の整備がまずはじめだと思います。

そして、移住・定住が促進され、住民税、固定資産税を増収させ、そしてそれがさらなる開発や市民の皆様の福祉向上に還元されていく。釈迦に説法かもしれませんが、そのために改選後初議会もその入り口となるこの質問を投げさせていただきます。

さて、まずは公共下水道整備についてです。

那珂市の公共下水道事業は、供用開始から約30年が経過していますが、整備の進捗状況はどうなっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

当市の公共下水道事業ですが、平成元年度に菅谷地区をはじめとしまして、供用を開始し、現在は、額田東郷地区、後台西地区、戸多地区におきまして、公共下水道の整備を行っているところでございます。

公共下水道の整備状況でございますが、平成30年度末現在、事業認可面積1,710ヘクタールに対しまして、1,361ヘクタールとなっており、面積に対する整備率は79.6%となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

それでは、平成元年に供用開始されて、今菅谷でも整備されてないところあると思うんですけども、順次供用開始区域を拡大しているとのことですが、各地区を見渡しますと、一人暮らしの高齢世帯の方の一部にはやはり、せっかく下水通してもらったのに、あと何年もないからつなげられないとか。合併浄化槽のままで十分だとか、そういったマイナスな声を耳にいたします。実際に供用開始後、下水道を使用している方の割合を示した接続率の状況はどうなっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

公共下水道をお使いの水洗化人口でございますが、平成30年度末現在、下水道処理区域内人口2万9,155人に対しまして、2万8,034人となっております。下水道の接続率は96.2%となっている状況でございます。

地区の内訳としましては、供用開始してから既に30年近い年月が経過しました菅谷地区をはじめとする市街化区域におきましては、ほとんどの方が下水道をお使いいただいている状況でございますが、これ以外の横堀、額田北郷、後台と門部地区などの市街化調整区域の接続率は80%程度にとどまっているという状況でございます。

このように、市街化調整区域につきましては、供用開始から数年から十数年程度しか経過しておりませんので、比較的接続率は低い状況で、数年前に確認した数値では、供用開始から3年経過で40%程度、供用開始から10年から15年経過で70%の接続率となっていることから、市街化区域に比べまして、市街化調整区域の接続率は低い状況となっております。

このため、供用開始から3年程度経過し、公共下水道をお使いいただいていない世帯の方に対しましては、直接訪問などして、接続に向けたご理解をいただけるようお願いをしてい

るところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そうなんですね、市街化調整区域で接続率が悪いところがやはりあると。また、そういったところでやはりマイナスな意見も聞くということです。地区によって差があると思うのですけれども、また供用開始経過年度でも差が出てくると思います。そして訪問しても実際にやはりそういったお金の面ですとか、そういったところでの接続できない事情のご家庭も多いことと思います。

しかしながら、この大事業が始まり30年、多額のお金を投資してきました。この下水道整備に当たっては、受益者負担金、国庫補助金、地方債などの多岐にわたる財源を用いて、建設していますが、過去の下水道整備の財源となった地方債について、毎年度の償還に係る公債費や、地方債の残高はどのような状況になっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

令和元年度中の公共下水道の元金償還額は約6億7,200万円、支払利息は約1億5,500万円となっております。また、令和元年度中に新たに約5億8,000万円の地方債を発行する予定であることから、令和元年度末の地方債残高につきましては、約103億1,100万円となる見込みでございます。

現在、公共下水道に係る地方債の発行額は、元金償還額の範囲とすることを原則として取り組んでいることから、地方債残高は今後毎年度微減していく見込みとしております。

なお、当市の公共下水道事業につきましては、令和2年度会計から地方公営企業法を適用しまして、企業会計にて経理をすることとしていることから、議員ご質問の地方債残高に加えまして、これまで整備した下水道管などの資産の時価評価額を算定しまして、下水道事業の安定経営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 安定経営お願いしたいところですが、こうやって多額の投資もしてきた、先ほどの答弁にもあるよう、借金も多くこしらえてきた、こつこつ返している。しかしあれから30年、各地区の人口構図も変わりました。居住地区の構図も変わってきました。もう浄化槽でいいという地区もあれば、下水さえあれば、この地区に住宅も増えるのではという地区も出てきました。だから、今後の公共下水道の整備に当たっては、現時点で事業認可を得ていない、未計画区域の公共下水道全体計画について、費用対効果のある見直しを求めるとともに、またその際は市民の皆様の声をしっかり聞きながら取り組む必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

下水道の未計画区域には、現在市内の25.5%の5,789世帯の方がお住まいになっております。

現在の公共下水道全体計画では、この未計画区についても、将来的には公共下水道にて整備をすることとしておるところでございますが、未計画区域のうち、家屋がまばらな地域につきましては、公共下水道による整備は経済的ではなく、合併処理浄化槽による污水处理のほうが合理的であると考えております。

このことから、公共下水道、合併浄化槽の役割分担を定め、合併処理浄化槽の設置推進の取組策と併せまして、最適な污水处理方法を明確化しました生活排水ベストプラン及び公共下水道全体計画の見直しを行う予定でございます。

これらの見直し案の素案がまとまった段階におきまして、市民の皆様説明会等でご説明させていただき、速やかな生活排水の適切な処理に向けて広くご理解をいただく機会を設けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 見直しをするということですが、やはり整備地区の優先順位をどうするのかと、本管が通っているようなところから整備を先に進めれば工期の短縮もできますし、経費の観点からも効果が見込まれると思うのですが、そういった優先順位のほうはどうしていくのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

現在整備を進めております地区につきましては、令和5年度を目標に整備を行っているところでございます。下水道の未計画区域につきましては、現在進めております公共下水道の整備と並行しまして、先ほど申しましたとおり合併処理浄化槽への転換を推進しているところでございます。

なお、今後、その未計画区域の整備の優先順位につきましては、下水道の全体計画の見直し等を踏まえまして、下水道審議会での審議等で決定し、引き続き下水道整備に当たってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そうですね、20年、30年も待ってはいただけないと思うんですね。人口減少の対策の観点から、費用対効果のある事業にさせていただいて、スピード感を持って納得のいく見直し及び整備に努めていただきたいと思います。

そして、これから議会でもしっかりと議論する体制を整えてもらうこと、そしてただの説明ではなく、きちんと議論とかに沿って丁寧な説明で市民の皆様の声の聞いていただきたいと思います。

思います。

公共下水道については以上で、これについては常任委員会のほうでも伺ってまいりたいと思っております。

次は、道路整備について伺っていきます。

那珂市の大動脈となる118号や常陸那珂港山方線、いわゆる地域高規格道路などは、もう市長にとっても一丁目一番地の政策だと思っております。今回は大事業のために少しずつ進んでいると、そのことに関しては聞いております。今回それではなく、一番生活に密着する道路について伺ってまいりたいと思います。

那珂市は平らなことから道路の総延長が長いことで知られています。しかし、そのせいかどうか、まだまだ未整備場所が多いと思います。

私も、ちょうど9年前、大震災のときに自宅の前が砂利になってしまいまして、その後、2年後かに舗装に直してもらって、そのとき、隣接する家屋の人がぱっと出てきて、子供たちは一輪車を持ってくる、もうずっと端から端まで歩く人がいるということで、本当に道路は皆さんを笑顔にする事業だと思っております。そういった未整備の生活道路をスピード感を持って整備していただきたい。

そして、地区によっては車も通れない、今の車大きいですからね。そんな狭い道路もあるわけです。施政方針にもありましたが、救命率の向上と言っていますけれども、救急車も通れない場所がある。昨日の答弁でもありましたけれども、道路事情と言ったんですけれども、そういったところも多い。市民の安心・安全のためにもスピード感を持ってそういった整備を進めてもらいたいと思います。

そして、市民の安全という面では、通勤、通学でも道路には危険が潜んでおります。戸多地区のT字路ですか、植物園から下がってくる、変則なT字路みたいのもあったりして、ちょっと見づらいなんていうのも気づいたところがあったんですけれども、でも今回は、信号機のある2つの五差路について伺ってまいりたいと思います。

菅谷のひばりヶ丘交差点、あと福田のバードライン交差点の改良整備の状況について伺います。

まず、菅谷のひばりヶ丘の交差点について伺っていきます。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

菅谷地内のひばりヶ丘交差点につきましては、市道と県道の主要地方道瓜連馬渡線との五差路の交差点となり、朝晩などの時間帯によります交通量の増加や、右折レーンが確保されていないことによる交通渋滞の発生しやすい状況であると認識しております。

交差点の改良整備につきましては、今後、用地の確保や建物等の移転も発生することから、未整備区間の都市計画道路、上菅谷下菅谷線の整備に合わせまして県と連携を図りながら促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） あそこは今でもこんな感じですか。こうやって見ながら右折をする感じで、事故がいつ起こってもおかしくないというところだと思います。また今度は、旧JA跡地も売却されるというところで、交通量が増える可能性もある。それとともに改良整備のほうを着手したほうがいいんじゃないかなと思います。

また、もう一つの信号機のある五差路としてはバードラインの五差路があります。この交差点も改良が必要であると聞いていますが、現在どのような状況になっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

バードラインの市道五差路交差点につきましても、朝晩の通勤、退勤の時間帯におきまして渋滞が発生し、車の接触等も心配されているところでございます。市では、昨年から交差点改良に向けての測量設計業務に着手をし、茨城県警交通規制課と暫定右折レーンについての交差点協議を進めております。

改良工事につきましては、令和2年度の完成を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 令和2年度ということで、あと少しなので安心したなというところですけども、五差路、本当にどこでも危ないと思うんです。そういった改良整備のほう、よろしく願いいたします。

そして、危険というと小・中学校が近い周辺の生活道路もその一つだと思うんです。具体的に、都市計画道路菅谷市毛線がいよいよ開通するようです。車の流れが変わり、非常に危険な住宅地となることも予想されます。

先日も見渡しのよい、具体的に言うときわ台団地入り口の交差点なんかで乗用車が交差点に隣接するブロック塀に突っ込むというような大きな事故がありました。通学路だったのですが、たまたまお子さんが通う時間じゃなかったからよかったもののというところで、もしものことがあったらぞっとするというところでもございました。

そういった生活道路の安心・安全のためにでも、県内各地でも整備されているんですけども、那珂市も小・中学校が近い周辺の生活道路において、ゾーン30を整備できないか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

まず最初に、ゾーン30について簡単にご説明をさせていただきます。

ゾーン30とは、幹線道路などで囲まれました学校や住居地域の生活道路の安全を確保するために、一定の区域内の道路を最高速度を30キロに規制しまして、路面標示や看板を設置す

るほか、路側帯を広げて車道付近を狭くしたり、道路上にかまぼこ状のハンプと呼ばれる段差をつけるなどの交通規制や安全対策を実施することで、指定した区域内の車の通過交通や速度の規制を図るものでございます。

現在、市内にはゾーン30に指定した区域はございませんが、先ほど議員からもありましたように、今回、都市計画道路の菅谷市毛線と上宿大木内線が供用開始されますと、市街地の交通量や車の流れも変わり、住宅地を抜け道として通行する車が増えることも想定されるところでございます。

そのようなところから、今後の運用につきましては供用開始後の状況を見極めながら、必要に応じて警察、地元自治会、学校などの関係機関と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

ですが、供用開始になると意外と調査とかに入れなくて、自治会の要望があつてからとか、こういう通学路ですから学校関係の要望があつてからとかって、ちょっと一気に受け身になっちゃうような気がするんです。そうではなくて、積極的に今調査をして、那珂市は子供たちにも安心・安全なんだというようなまちづくり、関係各所で連携して推し進めていただくことを要望いたします。

整備後の周辺地区のPDCAですか、そういったものもよろしく願います。

ここまでは危険な道路について伺ってきました。これは暮らしやすさというところだと思います。

次は、それとともに移住しやすいまちづくりについて伺っていきます。

それも、人口減少に歯止めをかけるにも重要である、投資的整備である都市計画道路について伺っていきます。

都市計画道路をつなげ、周辺道路整備はそれらに伴い住宅や店舗が張りつき、税収の確保、また未利用地の解消が顕著に見てとれます。予算のほうにもあつたと思うんですけども、家屋の新築により増収ということを聞いています。まさに費用対効果のある整備の要である下菅谷地区の都市計画道路や、建設予定の菅谷地区のコミュニティセンター付近の都市計画道路の整備は非常に重要であります。早期整備を求めるとともに、今後の整備はどうなっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

議員ご指摘の下菅谷地区の都市計画道路につきましては、下菅谷停車場線及び上菅谷下菅谷線、それから菅谷地区のコミュニティセンター建設予定地を通ります下宿仲の内線の3路線が計画をされております。これらは下菅谷地区の骨格を形成する重要な路線となり、早期

の整備が必要な道路となっております。

現在、スーパー付近の交差点におきましては、右折レーンがなく慢性的な渋滞が生じていることから、今後の整備につきましては、令和2年度から国の交付金を活用しまして、下菅谷停車場線及び上菅谷下菅谷線に合わせまして当該交差点付近の整備も順次進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 都市基盤整備の骨格となる都市計画道路、那珂市の30年後、明るい未来を創っていくと思うんです。30年後の明るい未来のためには、やはり5年、10年で創っていく、人口減少になってからでは遅い。国の交付金は不可欠なものも重々承知です。あそこには市長、皆期待していますから、一緒に頑張りましょう。答弁はいいです。

明るい未来のために早期の整備を心から切望いたします。

ここで、ちょっと視点を変えまして、線引きのことについて触れていきたいなと思います。

思い起こせば区域指定制度を導入してから約3年が経過しましたが、その実績について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

区域指定制度を導入いたしました平成29年4月から令和2年2月末現在におきまして、本制度により新たに宅地化が図られました敷地面積は約2.2ヘクタールとなっており、許可件数としましては44件でございます。

また、最も許可件数の多かった地区としましては、中台地区の20件で、面積としましては1.2ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） それなりに実績はあったということなのか、それとも中台しかなかったというべきなのか、その評価は分かりませんが、そもそも12号の区域指定は緩やかな人口増加を目指し、地域コミュニティの維持が目的だったと思います。この数字がそれにつながったかというのも取り方かなとは思いますが、それとは全く逆の市街化区域のことについて伺ってきたいと思います。

市街化区域の宅地化率はどうなっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

平成31年3月時点での推計値でございますが、約63%の宅地化率になってございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） この約63%という数字は、これも多いのか、少ないのかと言われると、人によって解釈がこれは異なることだと思います。

ここで、この相反するものを聞いて、何が言いたいのかといいますと、まず、市街化区域に隣接する地区にお住まいの方は、やはり12号なんてやらずに、近くをやってくんねえけという方も、それで人口が増えるぞという方もおりますし、市街化区域も埋まってきて、もう未利用地も少なくなってきたんじゃないという方もいると。確かに63%で。私が一般質問で前に聞いたときには、3年前かな、55%ぐらいだった気がします。8ポイントも上がったということです。

確かに市街化区域の周りには、せっかく住みやすく商業圏にもなるような場所もあります。その資源を活用し、移住・定住人口増加にもつながる線引きの見直しも視野に入れてみるべきだと思うのですが、どのように考えているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

現在、国の考え方としましては、全国的な人口減少や高齢化社会を背景に、これまでのような拡大型の市街地形成から集約型の、いわゆるコンパクトなまちづくりへと大きくシフトをしてきているところでございます。

現状での社会情勢等を踏まえますと、線引きの見直しによります新たな市街化区域の拡大につきましては非常に難しいものであると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） コンパクトシティというやつですね。区域指定制度の導入のときにもさんざん議論をしてきたと思うんですけども、これも同じ市街化区域で、菅谷地区と瓜連地区ではちょっと違ってくると思うんです。一緒くたにするのではなく、周辺はこう、瓜連周辺はこうとか、地域の実情に合った市街地形成を考えていてもらいたいものです。

ですが、そのコンパクトについては私も異論があるわけではなく、コンパクトの基準がどこまでかという、そういうのはあるにせよ、異論はございません。

ここまで聞くと、今何が必要かという、やはり移住・定住を増やすため線引きを見直すのではなく、見直しをしなければならないという市街地形成を早期に整備するということが必要不可欠だと思います。宅地化率を70%、80%までに上げて、未利用地がないから周辺地区力を貸してくれと、そういったところで線引きの話が出てくるのかなというところだと思います。

それには、やはりそれまでに訴えてきた住環境の早期整備が重要だと思います。住民税、固定資産税の増収、人口減少対策、はたまたそういった周辺の市街化調整区域のコミュニティ形成など、様々なことにまでつながる市街化区域の宅地化率の増加に向けて、市長の考えを聞かせてください。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） 市街化区域の将来に向かってのいろんな質問をいただきました。

那珂市は近年、住みやすいまちとして評価を上げてまいりました。しかし、先ほどの建設部長の答弁あるいは議員のご指摘のとおり、市街化区域にはまだまだ多くの未利用地も存在をいたしております。これらの要因としましては、未整備の都市計画道路や狭隘な道路などの整備が遅れていることが考えられます。

したがって、早期にこれらの都市基盤の整備を行い、安心・安全なまちづくりを着実に進めることによって宅地化を促進してまいりたいと考えているところでございます。

先ほどの議員のご質問にもありまして、今月の末には菅谷市毛線、一部でありますけれども開通をいたします。おそらくこれによってまた大分環境も変わる、おそらく立地を希望される方もまた増えてくると思います。

しかしながら、都市計画道路の整備等につきましては、議員ご存じのように、用地費あるいは補償費、いろんなものが膨大な費用としてこれからもかかります。効率的に事業を進めていくためには、国からの交付金や県の支援が不可欠となってまいります。

私は、これまでの様々な経験あるいは人脈、いろんなものを最大限に発揮をしまして、今後も国や県などの関係機関に対しまして要望活動を行い、可能な限り財源を確保しながら、迅速かつ効率的に事業を推進していきたいと考えております。どうぞご協力をお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そのところよろしく願いいたします。

先ほども触れましたが、国からの交付金、県の支援など財源確保に対しましては、本当に市長、期待をしております。しかも、何千万単位とかじゃなくて、何億、何十億と大きな単位で確保を期待するとともに、私も微力ながら、それに向けていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

起債も、基金からの繰入れもどんどん活用していただいて、これは本当に未来への投資的経費だと思います。明るい未来の那珂市のために住環境の整備を強く、強くお願い申し上げます。私の質問を終わりにいたします。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告9番、大和田和男議員の質問を終了いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（福田耕四郎君） 続いて一般質問を行います。

通告10番、富山 豪議員。

質問事項 1. 人口減少対策について。 2. 瓜連地区の活性化対策。 3. 総合計画の見直

しについて。

富山 豪議員、登壇を願います。

富山議員。

〔8番 富山 豪君 登壇〕

○8番（富山 豪君） 議席番号8番、富山 豪。通告に従いまして順次質問させていただきます。

さきに行われました選挙によりまして、無事に当選できましての2期目となります初質問、しかも今定例会においての最後の質問者となります。初心を忘れることなく、丁寧に質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初の質問は、人口減少の対策とさせていただきます。

皆様方もご存じのとおり、人口減少の問題は現代社会においてもなおも危惧される社会問題の一つであります。総務省の人口統計調査によりますと、我が国の総人口は2008年にピークを迎え、その後、現在に至るまで減少の一途をたどっております。

国立社会保障人口問題研究所の将来推計ではありますが、総人口は2030年に1億1,913万人、2053年には1億人を割り込み、2060年には9,284万人まで減少し、それに伴って生産人口と言われる方々もピーク時の3分の2まで減少するとされております。推計ではありますが、深刻な状況にあると誰もが感じるところであると思われま。

また、この人口減少問題は、東京への人口の一極集中も手伝いまして、地方にはさらに深刻な影響を与えるとされております。例えば、税収減による行政サービスの低下、地域公共交通の撤退・縮小による生活利便性の低下、空き家・空き店舗の増加、耕作放棄地の増加、住民組織の担い手不足によるコミュニティ機能の低下、学校の統廃合、生活関連サービス撤退・縮小による雇用の減少など、様々挙げられます。

このように問題点を羅列しますと、皆様方もお気づきのよう、遠い未来の問題ではなく、どこかの地域で起きております問題でもなく、もう既に本市において起きていることがこの人口減少の問題であると言えます。当然ながら、私はこの人口減少問題に対し強い危機感を持っております。

そこで、まず本市の現状、人口の推移を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

那珂市の総人口は1980年から2000年までは年間約1%のペースで増加をしてまいりました。2000年以降は緩やかな減少傾向に転じ、2000年から2015年までの15年間では約1.5%の減少となってまいりました。

年齢階層別で見ますと、生産年齢人口は2000年の3万6,434人をピークに減少傾向が続いており、また年少人口も同様に減少が続いております。

一方、老年人口は年間約3.5%のペースで増加を続けておりまして、少子高齢化が進行し

ているという状況でございます。

自然動態と社会動態の関係では、2000年頃までは社会増と自然増どちらもの増により人口が増加していましたが、その後は自然減による人口減を社会増により補う形で若干の減少傾向という形で推移をしてございます。

また、最近の人口の推移を住民基本台帳で見えますと、2015年から2019年までの5年では約1.5%の人口減となっており、自然の減が拡大することで人口減少が大きくなっているという傾向にございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 2000年まではお亡くなりになられた方々の人数を新たに生まれた子供の人数と新たな方の転入人数の両方で補い、総人口で増加状態にあったが、その後は、少子化によります出生の低下で、転入人数で緩やかな減少を保っている状態にあるということです。重ねて、各地区別の人口状況を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

2015年から2019年の直近5か年の地区別人口を住民基本台帳でお答えいたします。

まず、市街化区域の中心地である菅谷地区のみで申し上げますと627人、約3%の緩やかな増加傾向でございます。その他の地区は減少傾向となっており、神崎地区が111名、2.1%の減、額田地区が250名、6.5%の減、五台地区が209名、2.5%の減、戸多地区が160名、9%の減、芳野地区が227名、4.7%の減、木崎地区が162名、6.7%の減、瓜連地区が383名、4.6%の減となっており、菅谷地区を除く7地区の合計では1,502名、約4.3%の減となっております。

菅地区を含めた那珂市全体では875名、約1.6%の減となっている状況でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 菅谷地区だけ自然減がないということではなく、お亡くなりになられる方は普通におられます。また、地区人口も本市において一番多い地区でありますから、これに比例することだと思われます。

その中で人口増が見られますことは、本市において行っております都市計画に基づいての市街化区域への人口誘導がプランどおりにできているんだと思われます。がしかし、菅谷地区以外の全ての地区においては人口減少が起きております。戸多地区においては5年間で人口の9%減、将来的に見ましても、地域の持続に関わります大きな問題であると考えます。

私の地元であります瓜連地区は、5年間で383人、約4.6%の減少と、地区全体ではないですが、市街化区域を有していても大きな減少となっており、こちらも当然ながら強い危機感を持っています。

この人口減少問題、我が国全体で人口減少が起きておりますことを考えますと、誰にでも

分かりますが、一地方自治体が止めようとしても止められる問題でないのはよく分かっております。大胆な国策を用いても果たしてどうかと思う大変厳しい問題であります。ですが、このまま何もせずとまでは言いませんが、現状のままであれば確実に地方の地域は持続困難に陥ってしまいます。

今、地方自治体でできることは何かをしっかりと考えて、実行していくことが大事であると考えます。人口減少は止められずとも、流出を抑制し、流入を促すことは、本市においても菅谷地区でもう既にできております。要するにであります、住みたいまちになり、選ばれるまちになることがとても重要だと言えます。

ただ、これも簡単にはいきません。なぜなら、ほかの自治体も危機感を感じており、おのおの独自の施策を展開しており、選ばれるまちを目指しており、そこには既に競争が始まっているからです。

以前の質問時にも申したとおり、お隣の常陸太田市は国や県の助成に加えて市独自の子育て政策を展開しており、子育て世代の転入を増やすために頑張っておられます。また、常陸大宮市もこの問題に対して強い危機感を持っており、先日、従来ありました都市計画マスタープランに旧市町村単位の具体的なまちづくり方針を加え、その中で都市中心拠点、交流拠点、景観維持保全に努める地域、観光資源の活用に入力する地域を明確にし、持続可能なまちづくりを目指すとして新聞報道で目にいたしました。

そこでですが、本市においても他市町村とは横並びでない本市独自の対策、施策が必要だと思われそうですが、どのような対策を考えておられるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

本市におきましては、平成27年にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、これまで人口減少の抑制や地域活力の維持を図るために、まず仕事の創生の分野では起業支援コーディネーターによる創業支援や起業支援の強化、6次産業化の推進などを。人の創生の分野では、いい那珂暮らしの移住支援体制の構築や子育て世代への住宅資金助成の開始、保育料軽減枠の拡大や小児マル福枠拡大、保育所などへの受入れ枠拡大、小中一貫教育の推進などを。まちの創生の分野では、生活基盤の整備、区域指定制度の導入による住環境の提供、静峰ふろさと公園の整備、デマンド交通の拡充などを行ってまいりました。

現在策定を進めている第2期総合戦略においては、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものとして人口ビジョンを策定していますが、その中では、若い世代の移動均衡や合計特殊出生率の改善、近年の社会動態を踏まえた社会増50人とするシミュレーションを行い、2060年の将来展望人口を4万3,000人ということで、1期から1,000人情報修正をする目標を掲げたところでございます。

この将来展望を達成するためには、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、出生率を高めるとともに転出抑制と転入促進により、若い世代人口を維持し、出生数を増やして

いくことが重要であることから、それらに主眼を置いて第2期総合戦略の策定作業を進めているところでございます。

具体的には、第1期から継続する取組に加え、那珂ビジョンからの地域の活力、地域の人材活用などに資する取組を踏まえ、仕事の創生の分野ではアグリビジネス戦略の策定、創業支援施設の整備など。人の創生の分野では、地域おこし協力隊の導入、子育て世代包括支援センターの設置など。まちの創生の分野では、自転車活用推進計画の推進、活力あふれるまちづくりの検討、市街地の冠水対策などを新たに加えて策定をする予定でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 平成27年度に策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略を大きな柱として、その中において様々な支援・強化・整備・拡充に取り組んでおられるとのこと、そして第2期となります総合戦略の中で2060年の将来展望人口目標を4万3,000人と掲げ、とりわけ若い世代の結婚・出産・子育てに力を入れ、転出抑制・転入促進を努め、市長が昨年掲げました那珂ビジョンから新たな取組を加えていきますとの答弁であります。率直な感想ですが、非常にバランスがとれている対策を立てているなど。住みよさランキング上位であるゆえんは、このような優等生的なところにあるのかなとも感じました。

ですが、各市町村とも創生総合戦略を立てる中、バランスは確かに重要だと思いますが、特化した対策、これだけはすごいですよがちょっと弱い感じを受けました。うちには移住支援に特化したいい那珂暮らしがありますと言われるかもしれませんが、このキャッチコピー一つに注目しても、規模や立地条件は全く違う自治体ですが、「母になるなら流山市」、何に力を入れている自治体か、このコピーでイメージができてしまいます。決していい那珂暮らしを否定するものではありませんが、今後検討する際には、特化する政策にもう少しの分かりやすさを加えていたらありがたいと思っております。

質問に戻りますが、先ほどの部長答弁にございましたまちの創生の具体的事例に出てまいりました区域指定であります。皆様方もご存じのとおり、市街化調整区域であっても、市が指定した区域内であれば出身要件を問うことなく住宅などの建築許可を受けることができる制度であります。本市議会においては、導入をめぐるまして賛否が分かれた案件でありました。

本市における区域指定は既存集落を守る意味合いが強かったのを覚えておりますが、区域指定を行いました効果について、その状況と評価について聞く予定でありましたが、先ほど大和田議員の質問より44件、2.2ヘクタールで一定の効果がありましたと答弁をいただきましたので、いただかなくても結構です。

その答弁ですが、一定の効果があったのは大変によいことだと思います。その答弁の中にはございませんでしたが、地域は限定的であり、申請がゼロの地域もあったと伺っております。

そこでですが、区域指定の地域選定に当たる際、交通インフラや上下水道が整備された地

区を指定したり、指定地区をさらに増やすなどしたほうが、本市の活性化につながると考えますが、指定区域の見直しについてどのような考えがあるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、区域指定制度を導入しましてまだ3年がたったところでございます。指定区域の見直しにつきましては、おおむね5年ごとに実施をいたします都市計画基礎調査や国勢調査の結果などを踏まえながら、単に指定区域を増やすということではなくて、市街化区域とのバランスにも配慮した上で、必要に応じて見直しを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 一定の時間を見て、再度きちんとした評価を行って考えますとの答弁と理解いたしますが、評価判定の結果が出るのにあと2年、その後の見直しとなると、ちょっと時間がかかり過ぎる気がしております。決まり事なので難しいことだとは思いますが、できるだけ早急をお願い申し上げます。

次の質問は、瓜連地区の活性化対策とさせていただきますが、前の質問の人口減少の問題と関連する質問であります。

現在、瓜連地区は、旧那珂町との合併時と比べて人口が約1,000人減少しております。このような状況下の中、国道118号線の4車線化が進展しており、令和4年頃には都市計画街路平野杉本線との交差点付近まで出来上がり、那珂インターチェンジと県北地区を結ぶ大動脈が国道349号線と並行して本市にもう一つ誕生することになります。平野杉本線も水郡線高架橋部分が完成し、この春開通予定であり、常陸太田市、日立市方面、笠間市方面へのアクセスも大きく改善されることとなります。

水郡線瓜連駅にも至近にありますこの交差点付近において、この機会を活用し商業施設などの進出の誘導を図り、にぎわいのあるまちづくりを進め、人口流出に歯止めをかけるまちづくりを進めることは、瓜連地区の振興のみならず、本市の発展にも大変重要であると考えます。

そこですが、本市における都市計画の基本となります那珂市都市計画マスタープランにおいても瓜連地区の拠点性を高める施策といたしまして、瓜連駅南地区では宅地開発等の都市的土地利用の誘導に努めます。国道118号沿道では地域の生活拠点として、商業、業務施設等の立地を誘導しますと位置づけされておりますが、これまで那珂市としてどのような取組をされてきたのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

瓜連駅南地区につきましてはハード事業としましてJ R水郡線瓜連駅の橋上化や都市計画

道路駅南停車場線などの整備に合わせまして周辺市道の整備も行ったことにより、民間開発等による宅地分譲が進んできたものと考えております。

また、国道118号及び都市計画道路、駅南停車場線等の沿道におきましては、ソフト面として市街化区域の用途地域を第1種低層住居専用地域から第1種住居地域及び第2種住居地域に変更したことによりまして店舗等の開発も進んだことから、瓜連市街地の拠点性を高める施策を具現化したことによる宅地化の促進効果が発生したものと考えております。

先ほど議員からもありましたように、茨城県へ整備の要望をしておりました都市計画道路、平野杉本線につきましては、間もなく供用開始できると伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 国道118号線及び都市計画道路駅南停車場線等の沿道においては、ソフト面として市街化区域の用途地域を第1種低層住居専用地域から第1種住居地域及び第2種住居地域に変更したことにより店舗等の開発も進んだことから、瓜連市街地の拠点性を高める施策を具現化したことによる宅地化の促進効果が発生したものと考えているとの答弁ですが、まさにそれなんだと考えております。

用途地域を実情に合った状態に見直すことにより促進効果が生まれてくるのだと思います。行政側がプランをしっかりとイメージして、旗振り役になりまして、まず動くということがこれが大変に重要なんだと考えます。

私は、この国道118号線の4車線化への拡幅、平野杉本線の開通が地域を活性化する絶好のタイミングであると考えております。ですから、この機会にさらなる施策の展開が必要であると強く感じております。

例えば、現在、瓜連地区の市街化区域は瓜連駅周辺の市街地と平野台団地の2つに分かれた状態になっておりますが、その間の都市計画道路平野杉本線の沿道に区域指定を行うことにより、さらなる活性化が期待できると考えますが、いかがでしょうか。伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

議員ご指摘の場所となります都市計画道路平野杉本線の沿道につきましては、既存集落の基本となりますおおむね50戸以上の建築物の連檐が確保できないとともに、農業振興地域の整備に関する法律に基づきます農用地区域となっていることから、制度上、優良農地に関しましては区域の指定を行うことができないため、現状としては難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現状では難しいとの答弁ですが、水戸市では県庁が移転する際に、既存の市街化区域の脇を区域指定を行い、市街化区域のにじみ出しという手法で笠原地区の開発を行いました。この手法が使えたらと思い質問させていただきました。区域指定も自治体

により内容はいろいろと違っており、現状、本市において施行しております区域指定では難しいと受け取りました。

それでは、どうすればいいのかということになります。確かに農振法においては、優良農地の転用は原則として認めないと記されておりますが、この文面ですが、よく考えますと、原則としては認めないけど例外もありますということだと思われます。スケール感は全く違いますが、現に、つくばエクスプレスの用地取得に際して例外的措置がとられたと伺っております。ですので、何らかの手法は絶対にあるはずだと思っております。

再度の質問恐縮ですが、その辺りについてどのように考えておられるか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

先ほども区域指定制度の活用としましては難しいという答弁をさせていただいたところでございます。ただ、民間事業者等によります市街化調整区域の開発に関する都市計画法上の手続としましては、制度上幾つかあると認識しております。

具体的にどのような土地利用にするかによって、その手続は変わってくるものと思われます。また、実績のある市町村と同様な手法が那珂市におきましても活用できるかどうか、情報収集等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ぜひともアンテナを高くしていただきまして、情報収集のほどをよろしく願いいたします。

現在、地域のまちづくり委員会の有志の方々とも連携し、学識経験者の方にも参加していただきまして、国道118号線4車線化や都市計画道路平野杉本線を活用したまちづくりについて勉強会を実施しております。市としましても共同して参加され、実現に向け検討していただきたいと思いますが、市長の見解について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 富山議員の地元に対する熱意が感じられる質問をいただきました。

今回の内容に限らず、市が実施をする各種事業につきましては、地域の合意形成がなければ進めることができません。そういった中で、議員をはじめ地域の皆様が様々な議論をされていると、非常にありがたいお話であると感じております。

特に今回は118号の4車線バイパス化がいよいよ那珂市に入ってきて、あの地域を歩いても目に見えるようになってきました。既に大宮土木事務所でも、来年度までにカスミストアがある交差点までは用地買収をどんどん進めていく。私は、昨年秋、国土交通省に要望しまして、飯田までのさらなる延伸を一つ大きなフックをかけてきました。さらに、懸案であった平野杉本線もこれも今春開通をすると。おそらくあの地域にとっては大変大きなインパクトになるんだと思います。そういったことを地域がきちんと捉えて議論をされているとい

うのは、大変ありがたいと思っております。

しかしながら、実際の事業化につきましては、先ほど担当部長が述べたように、いろんなハードルがあります。そして、各種規制、いろんなものがある、そういったことでございますので、可能な限り地域のまちづくり委員会の皆さんとも連携をしながら、活力ある那珂市の実現にこれからも取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

以前にも言わせていただきましたが、道路の位置づけは渋滞緩和のためのものがある一般的な考えであります。道路ができ、それがつながることで人や土地の動きが活発となり、そこにさらなる活力が生まれると考えております。これは市長が目指します活力ある那珂市づくりにも通じていると思っております。ぜひともこの機会、可能な限りのさらなる連携のほどをよろしく願いいたします。

次が最後の質問となります。

那珂市総合計画の見直しについてであります。

現在の那珂市総合計画は、皆様方もご存じのとおり、2年前、前市長の下に策定したものであります。この2年の間にも様々な変化が起きており、本市のおかれまゝ環境も刻々と変わってきております。いわば那珂市の設計図となります総合計画、先崎市政も2年を迎えるに当たり、市長ご自身が思いを込めました総合計画策定に着手すべきであると考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、平成30年3月に策定した第2次那珂市総合計画につきましては、私が市長に就任する以前に策定をされたものであります。昨年2月に就任をした際に、新たに総合計画を策定する、そういう選択肢もございました。しかし、一、二年で情勢が急激に変わるか、あるいはあの総合計画は紛れもなく市役所職員が英知を結集して、そして市民の皆さん、民間の機関のいろんなものを集めて作った、そういうことを考えれば、いたずらに私がそのことをまた作り直すと、それに要する膨大な経費、長大な時間、それよりは前に進んでこの地域のことをすぐに考える、そういうことに私は自分の視点を置きました。

それを補完するものとして、職員の若手が中心になって3か月間で「那珂ビジョン」という計画を作ってもらった。これをその総合計画に当てはめて、一体となる推進力としてこれまで取り組んできました。そのことに間違いはなかったと私は思っております。

しかるべき時期にいずれ総合計画も見直すときが来ます。そのときにまた皆さんの英知をお借りして、そしてこれまで自分で積み重ねたものを生かして、新しい総合計画を作りたい、そのように考えております。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 莫大な時間と費用を抑える目的もありまして的那珂ビジョンの策定と理解いたします。

総合計画策定にこだわるよりも、フットワークのよい那珂ビジョンで行動を起こす、私の子供の頃より先崎市長の人柄はよく存じておりますが、そして私が言うのも誠に恐縮ですが、先崎市長らしい選択であると思います。しばらくの間は総合計画と那珂ビジョンの二本立てでいくとのことで、前期の総合計画が令和4年度までであるということなので、まだ少し時間はかかりますが、後期基本計画に心からご期待申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告10番、富山 豪議員の質問を終了いたします。

◎議案等の質疑

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第1号から議案第28号までの以上29件を一括議題といたします。

質疑の通告がございませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第1号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

続きまして、議案第1号から議案第28号までの以上28件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会会期中に報告されますよう望みます。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりでございます。会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会会期中に報告されまよう望みます。

続いて、連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時22分

令和2年第1回定例会

那珂市議会会議録

第5号（3月27日）

令和2年第1回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第5号）

令和2年3月27日（金曜日）

- 日程第 1 議案第 1 号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 那珂市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第10号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
- 議案第11号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 令和元年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第13号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第14号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 議案第15号 令和元年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算
- 議案第17号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第18号 令和2年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第19号 令和2年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第20号 令和2年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第21号 令和2年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第22号 令和2年度那珂市下水道事業会計予算
- 議案第23号 公の施設の広域利用に関する協議について

- 議案第 24 号 那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更について
- 議案第 25 号 市道路線の認定について
- 議案第 26 号 市道路線の変更について
- 議案第 27 号 市道路線の廃止について
- 議案第 28 号 市有財産の処分について
- 陳情第 1 号 日本原子力発電東海第二発電所の再稼働に対し、那珂市議会として反対を表明して欲しい、という陳情
- 日程第 2 議案第 29 号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 30 号 那珂市副市長の選任について
- 日程第 4 議案第 31 号 那珂市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 5 議案第 32 号 那珂市教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第 33 号 那珂市監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第 34 号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	福 田 耕四郎 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	武 藤 博 光 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	君 嶋 寿 男 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	加 藤 裕 一 君	市民生活部長	桧 山 達 男 君

保健福祉部長	川 田 俊 昭 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	中 庭 康 史 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	山 田 三 雄 君
会 計 管 理 者	清 水 貴 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 長 農 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	渡 邊 莊 一 君

議会事務局職員

事 務 局 長	寺 山 修 一 君	事 務 局 次 長	飛 田 良 則 君
次 長 補 佐 (総 括)	横 山 明 子 君	次 長 補 佐	小 田 部 信 人 君
書 記	小 泉 隼 君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今定例会の2日目に配付した出席者名簿のとおりでございます。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

◎議案第1号～議案第28号及び陳情第1号の各委員会審査報告、質疑、
討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、議案第1号から議案第28号までの以上28件及び陳情第1号を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の結果について、報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会勝村晃夫委員長、登壇を願います。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） おはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第1号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例外12件です。

次に、結果でございます。

全て、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第1号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されるに伴い、地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号に基づく特別職非常勤の要件が厳格化され、見直しが行われたため、本条例の一部を改正するものです。

議案第2号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されるに伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓について具体的な方法が示されたため、本条例の一部を改正するものです。

議案第3号は、本条例において引用する法律の名称及び用語を規定する条文の条番号が変更となったため、本条例の一部を改正するものです。

議案第4号は、令和2年4月1日から空き家等の適正管理に関する分掌事務を市民生活部防災課から建設部建築課に所管替えするため、本条例の一部を改正するものです。

議案第5号は、令和2年度より総合センターらぼーる2階の機能回復訓練室をトレーニングルームにリニューアルするため、本条例の一部を改正するものです。

議案第6号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により国の「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第9号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第12号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第16号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第18号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第23号は、公の施設の広域利用に関して対象施設の追加に伴い、改めて協議し、協定を締結するために地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第24号は、法律の改正により、新市建設計画に基づいて行う事業に要する経費について、合併特例債を起すことができる期間が特例により再延長されたため、合併特例債を有効活用し、市の一体性の確保や均衡ある発展に資する事業を着実に実施するため新市建設計画の変更を行うものです。

議案第28号は、上菅谷駅北側市有地を処分するため、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、産業建設常任委員会大和田和男委員長、登壇を願います。

〔産業建設常任委員会委員長 大和田和男君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大和田和男君） 改めましておはようございます。

産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第9号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第7号）外8件で
ございます。

次に、結果でございます。

全て、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第9号、議案第16号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第11号、第13号、第21号、第22号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第25号は、市道路線7件を認定するものです。

議案第26号は、市道路線3件を変更するものです。

議案第27号は、市道路線12件を廃止するものです。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、教育厚生常任委員会富山 豪委員長、登壇を願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 富山 豪君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（富山 豪君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第7号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例外9件でございます。

次に、結果でございます。

全て、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第7号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省
令が公布されたことに伴い、放課後児童支援員の受講しなければならない研修の実施機関の
追加及び研修を受講する期間に関する経過措置を延長することについて市条例の一部を改正
するものです。

議案第8号は、旧本米崎小学校の体育館を令和2年4月1日から地区体育館として管理す
るため、市条例の一部を改正し、本米崎体育館として追加するものです。

議案第9号、議案第16号の当委員会所管部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第10号、第14号、第15号、第17号、第19号、第20号は、特に問題なく妥当なもので
す。

以上、ご報告いたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福田耕四郎君） 続いて、原子力安全対策常任委員会武藤博光委員長、登壇を願いま
す。

〔原子力安全対策常任委員会委員長 武藤博光君 登壇〕

○原子力安全対策常任委員会委員長（武藤博光君） 原子力安全対策常任委員会よりご報告申

し上げます。

本委員会の付託事件について、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

陳情第1号 日本原子力発電東海第二発電所の再稼働に対し、那珂市議会として反対を表明して欲しい、という陳情1件でございます。

次に、結果でございます。

賛成少数で不採択とすべきものとなりました。

理由です。

陳情第1号は、東海第二発電所は運転開始から41年がたち、東日本大震災で被災しており、100%の安全性には程遠く、市が実施した市民アンケートで約65%の市民が再稼働に反対の意思を表明したこと、原発事故に備えて避難計画をつくっているが周辺住民94万人の避難には無理があること、資金が乏しい日本原電が原発を再稼働することは実行性のないことであることなどから、那珂市議会として東海第二発電所の再稼働に反対を表明することを求めるものでありました。

審議の中で委員から、再稼働問題については時間をかけて議論をしていく必要があると継続審査を求める意見が出されたため、継続審査とすべきかどうか採決を行った結果、賛成少数で継続審査は行わないことになりました。

その後、討論を行い、反対討論として、原発の安全対策や広域避難計画などについての確認をし、市民の意見を聴く場についても検討する必要がある、まだまだ議論が尽くされないため、今回は不採択にすべきとの討論がありました。また、賛成討論として、原発にはプラスとマイナスの面があるが、事故のリスクを考えるとメリットはなく、人口密集地にある東海第二発電所は廃炉にすべきであり、陳情を採択すべきとの討論がありました。

採決の結果、賛成少数で陳情第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（福田耕四郎君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

続いて、これより議案第1号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 那珂市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、

議案第4号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例、議案第5号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例、議案第7号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第8号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第7号）、議案第10号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、議案第11号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第12号 令和元年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）、議案第13号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）、議案第14号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、議案第15号 令和元年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算、議案第17号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第18号 令和2年度那珂市公園墓地事業特別会計予算、議案第19号 令和2年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第20号 令和2年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号 令和2年度那珂市水道事業会計予算、議案第22号 令和2年度那珂市下水道事業会計予算、議案第23号 公の施設の広域利用に関する協議について、議案第24号 那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更について、議案第25号 市道路線の認定について、議案第26号 市道路線の変更について、議案第27号 市道路線の廃止について、議案第28号 市有財産の処分について、以上28件を一括して採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第28号までの以上28件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、陳情第1号 日本原子力発電東海第二発電所の再稼働に対し、那珂市議会として反対を表明して欲しい、という陳情を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に、各議員にあらかじめ申し上げます。本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。念のため申し上げます。これから行います陳情第1号の採決は、委員長報告に対するものではなく、陳情第1号を採択するか不採択にするかを問うものでございます。

お諮りをいたします。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田耕四郎君） 着席を願います。

起立少数であります。

よって、委員長報告のとおり陳情第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 続きまして日程第2、議案第29号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第29号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

行政組織の見直しにより、行財政改革推進室長の役職の見直しを実施したため、那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第29号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、委員会への付託を省略することに決定をいたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、議案第30号 那珂市副市長の選任についてを議題といた

します。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案書の５ページをお開き願います。

議案第30号 那珂市副市長の選任について。

氏名、谷口克文。住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、宮本俊美副市長が令和２年３月31日をもって任期満了となることに伴い、後任者を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

谷口氏は県商工労働部、土木部、そして企業誘致のための立地推進東京本部等、幅広く県行政の推進に関わってこられました。現在、那珂市が抱える那珂西部工業団地をはじめとする企業誘致、県植物園のリニューアルを起爆剤とした那珂インターチェンジ周辺の魅力度アップと活性化、常陸那珂港からつながり、新設の那珂スマートインターチェンジも予定されている北部幹線道路整備、そして国道118号４車線バイパス化の那珂インターチェンジまでの延伸など、今後の那珂市発展のために重要な施策推進に谷口氏のキャリアが必ず生かせると考えました。

宮本副市長が、長年職員と一丸となって築いてこられた市発展の土台をさらに強くし、より確かなものとするために谷口氏を迎えようとするものでございます。

議員各位のご理解とご同意をよろしくお願いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題になっております議案第30号につきましては、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、委員会への付託を省略することに決定をいたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決をいたします。

この採決につきましては、４名の議員から投票による採決の要求がございましたので、那珂市議会会議規則第71条の規定により、無記名投票により行います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 4名の方から投票による採決というのは理解いたしましたが、その理由というのはなぜか教えていただけるのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） もうちょっと大きい声で。

○12番（古川洋一君） 投票による採決にするという4名の方の理由というのは、教えていただけるのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 理由ですか。理由は別にございません。これはあくまでも要求がございましたので、会議規則にのっとりた無記名投票ということでございます。

古川議員。

○12番（古川洋一君） はい、分かりました。

では、それは何名以上なんですか。何名以上の場合に、その要求をのむということなんですか。

○議長（福田耕四郎君） 4名の方からでございます。無記名でございます。

これは会議規則、いわゆる自治法にうたわれているんですが、2名以上でございます。

古川議員。

○12番（古川洋一君） はい、分かりました。

2名以上があると、ほかの方が例えば反対であっても2名以上の要求があれば、そのとおり実施しなければいけないということになっているんですね。

○議長（福田耕四郎君） これは2名以上からの要求があれば、これはこれに従わなければならない、こういうことでございます。

古川議員。

○12番（古川洋一君） それについては理解いたしました。

ということは何か、この後も人事案件続きますけれども、全て投票による採決をされるということなのか、これについては何か特別な事情があるということなんですか。

○議長（福田耕四郎君） 要求があれば、今のような採決の仕方で行います。

今回の場合、この第30号に対しての通告があったわけです。以上ほかのその後の31号、これについては手元のほうには反対、あるいは通告がございませんでした。

以上です。よろしいですか。

ただいまの出席議員は16名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、原田陽子議員、9番、花島 進議員、10番、寺門 厚議員、以上3名を指名いたします。

それでは、事務局に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（福田耕四郎君） 投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 配付漏れがないと認めます。

続いて、投票箱の点検を行います。

立会人は前に出て、投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（福田耕四郎君） ただいま、点検を終了し、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は無記名で行います。本案を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載願います。なお、白票は反対とみなします。

もう一度繰り返します。投票用紙には賛成、反対と記載を願いたいと思います。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名をお呼び申し上げますので、順次投票を願います。

○事務局長（寺山修一君） それでは読み上げます。

1 番	原 田 陽 子 議員	2 番	小 泉 周 司 議員
3 番	小 池 正 夫 議員	5 番	石 川 義 光 議員
6 番	關 守 議員	7 番	大和田 和 男 議員
8 番	富 山 豪 議員	9 番	花 島 進 議員
1 0 番	寺 門 厚 議員	1 1 番	木 野 広 宣 議員
1 2 番	古 川 洋 一 議員	1 3 番	萩 谷 俊 行 議員
1 4 番	勝 村 晃 夫 議員	1 5 番	武 藤 博 光 議員
1 6 番	笹 島 猛 議員	1 7 番	君 嶋 寿 男 議員

○議長（福田耕四郎君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（福田耕四郎君） 続いて、開票を行います。

立会人、1 番、原田陽子議員、9 番、花島 進議員、10 番、寺門 厚議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（福田耕四郎君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票16票、賛成12票、反対 4 票、以上のとおりであります。

よって、議案第30号はこれに同意することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午前 10 時 42 分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

ただいま、副市長の選任について同意されました新副市長予定者の谷口克文さんを紹介したい旨、市長から依頼がありましたので、これを許します。

市長、登壇願います。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） ただいま、那珂市副市長の選任につきましてご同意を頂き、誠にありがとうございました。

本人が議場に来ておりますので、改めてご紹介申し上げます。

新副市長の谷口克文さんです。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、谷口克文さんよりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

〔新副市長 谷口克文君 登壇〕

○新副市長（谷口克文君） ただいまご同意いただきました谷口でございます。

この登壇の機会を頂き、誠にありがとうございます。

登壇してみますと、責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。微力ではありますが、那珂市発展のため精いっぱい努力するつもりでございます。

皆様におかれましては、ご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 44 分

再開 午前 10 時 44 分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第 4、議案第 31 号 那珂市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案書の6ページをお開き願います。

議案第31号 那珂市教育委員会教育長の任命について。

氏名、大縄久雄。住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市教育委員会の大縄久雄教育長が、令和2年3月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を教育長に任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） ただいまの議案第31号については、地元議員を代表して推薦を申し上げたいとの申出がありましたので、これを許します。

7番、大和田和男議員、登壇願います。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

○7番（大和田和男君） それでは、ただいま市長から教育委員会教育長に大縄久雄さんを任命する提案がございましたが、議長のお許しを頂きましたので、僭越ではございますが、地元議員を代表いたしまして推薦の言葉を申し上げます。

大縄さんは、昭和30年に常陸太田市に生まれ、現在は菅谷にお住まいになっております。経歴といたしましては、昭和49年に県立太田第一高等学校を卒業後、昭和54年に早稲田大学教育学部教育学科を卒業し、卒業後は教育者としての人生を歩んでこられました。

教育者として、太子町立大沢小学校を振出しに、市内外の小中学校で教鞭を執られ、那珂市内では、平成22年から第四中学校校長、平成25年からは第一中学校校長を歴任され、平成28年3月に第一中学校校長を最後に定年退職されました。その後、平成28年4月からは茨城県水戸教育事務所学校教育課において後進の指導に当たりました。

平成29年4月に教育長に任命されてからは、那珂市内の5園の幼稚園を統合しました。ひまわり幼稚園の開園や市内全小中学校へのエアコンの整備、さらには那珂市教育支援センターの移転に向け、尽力されました。

温厚なお人柄で、地域において信望も厚く、またこれまでの教員生活で培った優れた識見と卓越した知識をお持ちになっており、行動力と指導力も兼ね備えた方でありますので、教育に対する期待や要望などがますます多様化しているところでありますが、教育長として那珂市の健全な教育行政のさらなる発展に寄与できる最適任者であることと確信しております。

どうぞ皆様方のご同意のほどよろしくお願い申し上げ、推薦の言葉とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号はこれに同意することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

ただいま、教育長の任命について同意されましたので新教育長予定者の大縄久雄さんを紹介したい旨、市長から依頼がありましたので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） ただいま、教育長の選任につきましてご同意を頂き、誠にありがとうございました。

本人が議場におりますので、改めてご紹介を申し上げます。

議員の皆様もご承知と存じますが、大縄久雄さんです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大縄久雄さんよりご挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔新教育長 大縄久雄君 登壇〕

○新教育長（大縄久雄君） 貴重なお時間の中、挨拶の機会を頂きましたことにまずもってお礼申し上げます。

ただいまは私の教育長再任にご同意を賜り、誠にありがとうございました。また、大和田和男様には推薦のお言葉を頂き、大変ありがとうございました。

3年前、当時の議員の方々のご同意を頂き、この場でお礼の言葉を申し上げましたことをはっきりと今でも覚えております。今、改めてまたこの場に立ち、本当に緊張感とそれから教育長というこの重責を今ひしひしと感じているところでございます。今後も全ての子供た

ちのために、市民の皆様のために、そして那珂市の教育の充実、発展のために誠心誠意努めてまいり所存でございます。

議員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、お礼の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 続いて日程第5、議案第32号 那珂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案書の7ページをお開き願います。

議案第32号 那珂市教育委員会委員の任命について。

氏名、中澤 明。住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市教育委員会の中澤 明委員が、令和2年3月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を委員に任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） ただいまの議案第32号については、地元議員を代表して推薦を申し上げたいとの申出がありましたので、これを許します。

16番、笹島 猛議員、登壇願います。

〔16番 笹島 猛君 登壇〕

○16番（笹島 猛君） ただいま、市長から教育委員会委員に中澤 明さんを任命する提案がございましたが、議長のお許しを頂きましたので、僭越ながら、地元議員を代表いたしまして推薦を申し上げたいと思います。

中澤 明さんは、昭和50年に明治大学工学部を卒業し、卒業後は教育者としての人生を歩んでこられました。

教育者としては、神奈川県の中学校を振出しに、市内外の小中学校で教鞭を執られ、那珂市内では木崎小学校教諭、菅谷小学校教諭、第三中学校校長を歴任した後、平成23年3月に菅谷東小学校校長を最後に定年退職されました。

平成25年4月からは那珂市教育委員として活躍され、これまでの教育委員の任期中において、長年にわたる教育現場において培った優れた識見と高い志を持って、小中一貫教育の推進などの重要な事案にも真摯に向かい合い、児童、生徒の教育環境の充実に向けてご尽力い

ただいているところでございます。

清廉潔白、誠実、温厚で地域での人望も厚く、行動力と指導力を兼ね備えた方であり、引き続き、那珂市教育委員として那珂市の教育の発展に寄与できる最適任者と確信しております。

どうぞ皆様方のご同意をよろしくお願いし、推薦の言葉とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がございませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第32号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がございませんでした。討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決いたします。

お諮りをいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号はこれに同意することに決定をいたしました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第6、議案第33号 那珂市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、君嶋寿男議員の退場を求めます。

〔17番 君嶋寿男君 退場〕

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

議案第33号 那珂市監査委員の選任について、市長から提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案書の8ページをお開き願います。

議案第33号 那珂市監査委員の選任について。

氏名、君嶋寿男。住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市監査委員の中崎政長監査委員が、令和2年3月9日をもって任期満了となったことに伴い、後任者を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がございませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第33号については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号はこれに同意することに決定いたしました。

君嶋寿男議員の入場を許可いたします。

〔17番 君嶋寿男君 入場〕

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時01分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第7、議案第34号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案書の9ページをお開き願います。

議案第34号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

氏名、高根 薫。住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市固定資産評価審査委員会の高村和正委員が、令和2年3月28日をもって任期満了となることに伴い、後任者を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第34号については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号はこれに同意することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（福田耕四郎君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長及び副市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。
初めに、副市長。

〔副市長 宮本俊美君 登壇〕

○副市長（宮本俊美君） このたび、3月末日をもちまして、副市長を退任することになりました。

本日は、定例会最終日の貴重な時間をお割きいただき、挨拶を申し上げる機会を賜りましたこと、福田議長はじめ議員各位に対し厚く御礼を申し上げます。次第でございます。

4年前、この壇上で皆様に挨拶をさせていただきました。職員として経験したことを踏まえまして職員と心をつなげて市長を補佐し、与えられた責務を全うするために精いっぱい努力してまいります、と。

今振り返ってみますと、果たして市長の期待するような働きができたのか、職員に頼られる心の支えになるような働きができたのか、反省の思いのほうが強く残っております。しかし、この4年間、就任早々の百条委員会をはじめ、職員のときとはまた違った様々な貴重な経験をさせていただきました。この4年間は私の人生にとってかけがえのないものとなりました。未熟な能力の中で私なりに精いっぱいやってきたつもりであります。

職員37年を含め41年間、議員の皆様、そして市民の皆様には温かいご指導、ご支援、ご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。人は人に支えられてしか生きられません。そのありがたさをおかみしております。私は、今後は一市民として那珂市発展のために多少なりとも関わってまいりたいと考えております。

結びに、議員の皆様におかれましては、今後ますますご活躍されますことをご祈念申し上げますとともに、那珂市の輝かしい未来のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。長い間、大変お世話になりました。

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和２年第１回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和２年度各種会計予算をはじめとする35件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、全ての議案につきまして、原案どおり可決を頂き誠にありがとうございました。

また、各常任委員会におきましては、４日間にわたり、来年度の当初予算や各種議案につきまして、熱心にご審議をいただき、また貴重なご意見を多数いただきました。常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝申し上げる次第でございます。

本日、ここに議決されました新年度予算につきましては、議員各位からいただきましたご意見やご要望について留意をしながら、適切、迅速、明朗な事務事業の執行に努めるとともに、市民生活の安心、安全の確立のため、これまで以上に力を注ぐべく、改めて決意をいたしているところでございます。

また先ほど、新しい副市長の選任については、ご承認を頂きまして誠にありがとうございました。今般退任されます宮本副市長が職員と一丸となって築いてこられた市の発展に、谷口様が県で培われた知識や経験を生かし、必ずや市の発展につながるものと確信をいたしております。さらに、来月には執行部も新しい体制でのスタートとなります。これからも職員共々一丸となって精いっぱい取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、政府からの新型コロナウイルス感染拡大防止対策の要請を受けまして、市といたしましても市内施設の利用休止などの措置を行ってまいりました。このような中、３月17日にひたちなか市において茨城県内で初となる感染者が報告をされ、その後、10人の感染者が報告をされております。本市といたしましても、国、県の対応などを注視しながら、市民の安心、安全な生活を守るため迅速な対応を講じてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、ご理解、ご協力を賜るようお願いを申し上げます。

最後に、議員の皆様におかれましては、今後ますますご活躍されますことをご祈念申し上げますとともに、引き続き市民の皆様の声を私ども執行部にお届けをいただき、共に本市の輝かしい未来のためにお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 続いて、議会から宮本副市長に一言御礼を申し上げます。

宮本副市長におかれましては、職員時代を含め40年以上の長きにわたり、市政発展のためご尽力を賜り、議会を代表して厚く感謝を申し上げる次第でございます。

なお、これからも那珂市のため引き続きご指導、ご協力のほどお願いを申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。大変長きにわたりお疲れさまでございました。

以上で、令和２年第１回那珂市議会定例会を閉会いたします。

18日間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会臨時議長 福田 耕四郎

那珂市議会議長 福田 耕四郎

那珂市議会副議長 木野 広宣

那珂市議会議員 原田 陽子

那珂市議会議員 小泉 周司